

大洗町地域防災計画

地震・津波災害対策計画編

令和4年12月

大洗町防災会議

目 次

第2章	地震・津波災害予防計画	1
第1節	震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	1
第1	対策に関わる組織の整備	1
第2	相互応援体制の整備	3
第3	防災組織等の活動体制の整備	5
第4	情報通信ネットワークの整備	8
第5	災害発生直前対策	11
第2節	地震・津波に強いまちづくり	16
第1	防災まちづくりの推進	16
第2	建築物の不燃化・耐震化・耐浪化等の推進	21
第3	土木施設の耐震化、耐浪化等の推進	26
第4	ライフライン施設の耐震化、耐浪化の推進	28
第5	地盤災害防止対策の推進	31
第6	危険物等施設の安全確保	34
第3節	地震・津波被害軽減への備え	37
第1	緊急輸送への備え	37
第2	消火活動、救助・救急活動への備え	39
第3	医療救護活動への備え	43
第4	被災者支援のための備え	46
第5	要配慮者安全確保のための備え	53
第6	衛生対策	58
第7	燃料不足への備え	59
第4節	防災教育・訓練	62
第1	防災教育	62
第2	防災訓練	65
第5節	農地計画	69
第1	農地計画	69
第3章	地震・津波災害応急対策計画	71
第1節	初動対応	71
第1	職員参集・動員	71
第2	災害対策本部	74
第2節	災害情報の収集・伝達	80
第1	通信手段の確保	80
第2	津波警報等の伝達	83
第3	災害情報の収集・伝達・報告	87
第4	災害情報の広報	92
第3節	応援・派遣	97
第1	自衛隊派遣要請・受入体制の確保	97
第2	応援要請・受入体制の確保と応急措置の代行	101

第 3	他市町村被災時の応援	104
第 4 節	被害軽減対策	106
第 1	警備対策、物価の安定等に関する活動	106
第 2	避難指示・誘導	108
第 3	緊急輸送	117
第 4	消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動	124
第 5	応急医療	130
第 6	危険物等災害防止対策	136
第 7	燃料対策	138
第 5 節	被災者生活支援	141
第 1	被災者の把握	141
第 2	避難生活の確保、健康管理	142
第 3	ボランティア活動の支援	149
第 4	ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供	151
第 5	生活救援物資の供給	154
第 6	要配慮者安全確保対策	159
第 7	応急教育	162
第 8	帰宅困難者対策	166
第 9	義援物資対策	168
第 10	愛玩動物の保護対策	169
第 6 節	災害救助法の適用.....	171
第 7 節	応急復旧・事後処理.....	175
第 1	建築物の応急復旧	175
第 2	土木施設の応急復旧	178
第 3	二次災害の防止活動	184
第 4	ライフライン施設の応急復旧	186
第 5	清掃・防疫・障害物の除去	192
第 6	行方不明者等の捜索	199
第 4 章	地震・津波災害復旧・復興対策計画.....	204
第 1 節	被災者の生活の安定化.....	204
第 1	義援金品の募集及び配分	204
第 2	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付	205
第 3	租税及び公共料金等の特例措置	208
第 4	雇用対策	209
第 5	住宅建設の促進	211
第 6	被災者生活再建支援法の適用	212
第 2 節	被災施設の復旧	215
第 3 節	激甚災害の指定	218
第 4 節	復興計画の作成	219

第 2 章 地震・津波災害予防計画

第2章 地震・津波災害予防計画

第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1 対策に関わる組織の整備

生活環境課、都市建設課

■基本事項

1 趣旨

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び県、防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

2 留意点

(1) 職員への災害時の役割と体制の周知徹底

町は、職員に対して、日常業務とは異なる災害時の担当業務やその実施体制等について、活動要領（マニュアル）を作成するなど周知徹底を図っておく必要がある。

(2) 関係部局間等の連携体制の強化

町の各課は、災害時に他部局とも連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修や訓練を共同で行うなど日常より部局間の連携体制の強化を図っておく必要がある。また、津波災害時には十分な人員の確保ができない場合も想定されるため関係業界等との協力体制の強化を図っておく必要がある。

(3) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

町及び防災関係機関は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大を積極的に図っていくことが必要である。

(4) 複合災害対策

町の防災関係機関は、複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、各計画等を見直し、備えを充実することが必要である。

町の防災関係機関は、発生可能性が高い複合災害を想定した机上・実動訓練の実施に努める必要がある。

3 対策体系

対策に携わる組織の整備	○活動体系の全体像
	○活動体系の整備
	○防災関係機関等の活動体制の整備
	○第6次地震防災緊急事業五箇年計画の推進

■対 策

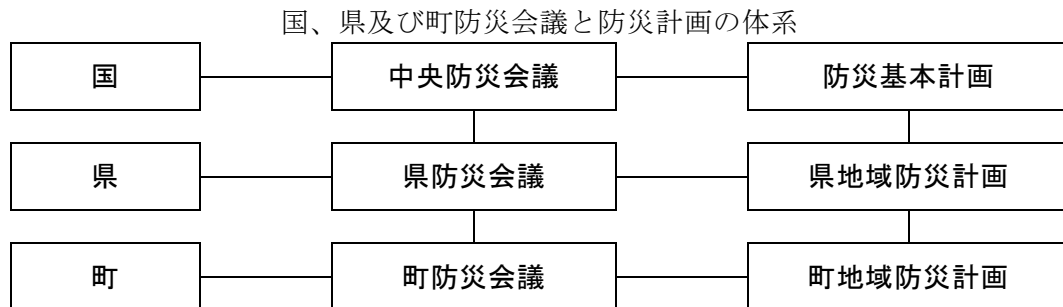
1 活動体系の全体像

(1) 町の防災体制整備

町は、防災会議を設置して、地域防災計画等を作成し、それに基づき、県及び防災関係

機関との協力体制の整備を図るものとする。

災害対策基本法によって定められている国、県及び町防災会議と防災計画の体系は次のとおりである。



町は、災害対策基本法第16条に基づき、町防災会議を設置し、地域の災害特性及び地域特性に対応した町地域防災計画及び津波災害の特色を考慮した津波災害対策計画を作成し、対策推進を行う。

(2) 防災関係機関の防災体制整備

(指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者)

町の地域を管轄し、または町の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、町との連携を密にする。

2 活動体系の整備

(1) 対策に携わる組織の整備

町は、災害時の応急対策活動を行えるよう、日頃より研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、町地域防災計画に基づき震災応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図っていくものとする。

この際、業務継続計画（BCP）を策定するなど、災害応急対策等の実施に必要なとなる庁舎の代替施設の確保や、重要データの保全等に万全を期するものとする。

また、町の各部局は、災害時に他の部局とも円滑に連携が行われるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておくものとする。

ア 災害時において各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）

イ 災害時における体制（動員体制等）

ウ 町地域防災計画（津波災害対策計画）の内容

エ 町の津波被害想定調査の結果

オ 地震及び津波に関する基礎知識

(2) 課係間の連携体制の整備

町の各課・係は、災害時に他部局とも円滑に連携が行われるよう、日常より情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておくものとする。

3 防災関係機関等の活動体制の整備

防災関係機関等は、災害時の災害応急対策活動を行えるよう、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、津波災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図るものとする。特に、人命に関わる重要な施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期復

旧できるよう体制等の強化を図るものとする。

また、災害時に他の機関とも円滑に連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど、各機関間の連携体制を整備しておくものとする。

4 第6次地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、地震及び津波防災対策を計画的に推進するため、町地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して第6次地震防災緊急事業五箇年計画に定められた事項の着実な推進を図るものとする。

第2 相互応援体制の整備

生活環境課

■基本事項

1 趣旨

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び県、防災関係機関等は、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

2 留意点

(1) 他機関との連携体制の事前整備

県及び他市町村並びに防災関係機関等との応援・協力体制について、協定の締結、マニュアルの整備、平常時における訓練・情報交換の実施等の具体的な方策に基づき、連携体制の強化を図っていくことが必要である。

(2) 広域的な相互応援体制の整備

大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む）には、被災地の地方公共団体だけですべての対策を実施することは困難であり、また隣接する市町村は、同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、県や近隣市町村のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが必要である。

(3) 実効性の確保

相互応援体制や連携体制の確保に当たっては、実効性の確保が必要である。

3 対策体系

相互応援体制の整備	○応援要請・受入体制の整備
-----------	---------------

■対策

1 応援要請・受入体制の整備

(1) 相互応援体制の整備

町は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、地方公共団体及び民間等との相互の連携を強化して防災体制の万全を図るものとする。本町が大規模災害に見舞われた場合には、本町だけですべての対策を実施することは困難であり、また隣接する市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣市町村のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくものとする。

(2) 市町村間の相互応援

ア 協定の締結

町は、町域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき他市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。

また、消防組織法第39条の規定に基づき、県下の消防本部間における「茨城県広域消防相互応援協定」を締結している。

イ 応援要請体制の整備

町は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

ウ 応援受入体制の整備

町は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、連絡窓口や指揮連絡系統の明確化するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

(3) 国・県等の機関に対する職員派遣の要請及びあつせん

町は、災害時の国・県等の機関に対する職員派遣の要請及びあつせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

(4) 町と防災関係機関及び防災関係機関間の連携

町は、町内または所掌事務に関係する防災関係機関に対して、災害時の応急対策等に対し積極的協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

また、町の地域を管轄し、または町の地域内にある防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑かつ効率的に対策が講じられるよう平常時から情報交換、連絡調整の場を整備していくとともに、連絡を密にしておくこととする。

(5) 公共的団体等との協力体制の確立

町は、町内または所掌事務に関係する公共的団体に対して、災害時の応急対策等に対し積極的協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図るものとする。

(6) 他市町村災害時の応援活動のための体制整備

被災市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等をあらかじめ整備しておくこと。その際、職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。また、日常より研修及び訓練を実施するものとする。

第3 防災組織等の活動体制の整備

生活環境課、商工観光課、福祉課、企業

■基本事項

1 趣旨

大規模な地震・津波災害が発生した場合には、災害の防止または軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、事業所はもとより企業を含め町民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていくものとする。

2 留意点

(1) 地域性を考慮した自主防災組織の編成

自主防災組織の編成にあたっては、地域における昼夜間人口の構成を十分考慮し、時間帯によって偏りがないようあらかじめ構成員を調整しておくことが必要である。

(2) ボランティアの自主性、自発性の尊重

ボランティアの自主性、自発性を損ねない範囲で、防災ボランティアの活動環境の整備に努めることが必要である。

(3) ボランティア意識の醸成

ボランティア活動の普及・振興を図るためには、家庭、学校、地域において、幼少時からボランティア活動への理解、関心を育むことが必要である。

(4) 既存のボランティア組織の活用

既存のボランティア制度がある場合は、できるだけこの組織を防災体制に組み入れ、活用を図っていく必要がある。

3 対策体系

防災組織等の活動体制の整備	○自主防災組織の育成・連携
	○事業所防災体制の強化
	○ボランティア組織の育成・連携
	○企業防災の促進
	○住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

■対 策

1 自主防災組織の育成・連携

地震や津波、風水害等の大規模な災害が発生した場合には、災害の防止または軽減を図るため、町や防災関係機関のみならず、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、町はNPO等と提携し災害時に幅広い知識や技能を持って対応できるボランティアの養成を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を推進していくものとする。また、自主防災組織の整備を積極的に行っていくものとする。

(1) 自主防災組織の育成・連携

町は、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通

じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとし、住民は地域の防災訓練など、自発的な防災活動に参加及び女性の参画の促進に努めるものとする。

ア 普及啓発活動の実施

町は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

イ 自主防災組織の編成

(ア) 自主防災組織は、地域既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用し、それらの規模が大きすぎる場合は、さらにブロック分けする。

(イ) 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図っていく。

(ウ) 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。このため、各自主防災組織の構成員の属性をあらかじめ調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い女性、定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図っていく。

(エ) 自主防災組織は、町消防本部（署）、消防団及び女性防火クラブと連携を図るものとする。

ウ 自主防災組織の活動内容

(平常時)

(ア) 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成

(イ) 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等

(ウ) 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施

(エ) 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

(オ) 災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

(発災時)

(ア) 初期消火の実施

(イ) 情報の収集・伝達

(ウ) 救出・救護の実施及び協力

(エ) 集団避難の実施

(オ) 炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力

(カ) 要配慮者の安全確保等

(2) 協力体制の整備

町は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、県が設置する連絡協議会的な組織へ参加し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

(3) 自主防災組織への活動支援

町は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

(4) リーダーの養成

町は、県や町単独で実施する自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等への参加を促し、自主防災組織の活動の活性化を図る。

2 事業所防災体制の強化

(1) 防火管理体制の強化

学校・病院・大規模小売店舗等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導するものとする。

(2) 危険物等施設及び高压ガス関係事業者等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

3 ボランティア組織の育成・連携

(1) 防災ボランティアの定義

ア 防災ボランティアの定義

防災ボランティアは一般ボランティアと専門ボランティア（医療、語学、アマチュア無線）とに区分し、資料9に示す関係団体等がそれぞれ受入れ、派遣等に係る調整を行うこととされている。

【資料編P11 資料9 ボランティアの区分】

なお、一般ボランティアについての取り扱いについては、次のとおりとする。

(2) 一般ボランティアの受入れ窓口の設置

災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、町社会福祉協議会を、災害発生時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」とする。

また、町及び町社会福祉協議会は、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載するなど、広く住民に周知する。

(3) 「受入れ窓口」の整備と応援体制の確立

ボランティアの受入れを円滑に進めるため、県社会福祉協議会の協力を得ながら、市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の協力体制強化を図るものとする。

(4) 一般ボランティアの登録

町社会福祉協議会は、平常時から一般ボランティアを登録し、災害時の体制強化を図るものとする。

(5) 一般ボランティアの活動環境の整備

ア ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、住民、企業等に対するボランティア活動の普及、啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。

また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

イ 一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進めるものとする。

ウ ボランティア保険への加入促進

町は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努めるものとする。

4 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を運用するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、国、県及び町は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進に努める。

5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

（町、住民、事業者）

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができるものとする。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第4 情報通信ネットワークの整備

生活環境課、福祉課

■基本事項

1 趣 旨

災害発生時には、国、県、町、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが、すべての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図るものとする。

2 留意点

（1）多様なネットワークの構築

災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信ネットワークが必要である。

このため、町は、携帯端末の緊急速報メール機能、SNS、ワンセグメント放送、Lアラート等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。また、Lアラートで発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

(2) 業務継続性の強化

町及び県は、情報システムの耐災性の向上とバックアップの強化を図り、各種重要データの消失を防止するとともに、それを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させる必要がある。

(3) 最新の情報通信関連技術の導入

被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

3 対策体系

情報通信ネットワークの整備	○情報通信設備の整備
	○防災関係機関の情報通信設備
	○情報通信設備の耐震化、耐浪化
	○サーバの負荷分散
	○茨城県防災情報ネットワークシステムの整備
	○アマチュア無線ボランティアの確保
	○その他通信設備

■対策

1 情報通信設備の整備

(1) 茨城県防災情報ネットワークシステム

県は、県庁舎内の防災センターに、災害時の確実な通信の確保を図るため、地上系回線に衛星系回線を加え、通信を2ルート化し、迅速な情報伝達の手段を確保する防災通信システムを整備している。通信系統は、県庁の統制局の下、各地方総合事務所、土木事務所、保健所等の県出先機関、市町村、消防本部、その他の防災関係機関が結ばれている。

(2) 大洗町防災行政無線の整備

町は、住民に対して災害情報等の伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを念頭におき、町防災行政無線（同報無線、戸別受信機等）を整備している。

防災行政無線システム及び携帯電話を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。

【資料編P11 **資料10** 大洗町防災行政無線設備】

(3) 消防無線

消防無線には周波数別に①市町村活動波、②県内共通統制波、③全国共通主運用波がある。

(4) 非常・緊急通話用電話

町は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録状況について管理し、関係機関との情報共有を図る。

2 防災関係機関の情報通信設備

各防災関係機関が整備している専用通信設備としては次のものがある。

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| (1) 関東管区警察局 | 警察無線設備 |
| (2) 第三管区海上保安本部 | 海上保安庁通信設備 |
| (3) 気象庁 | 気象通信設備、防災情報提供システム
(専用回線・インターネット) |
| (4) 国土交通省関東地方整備局 | 国土交通省無線設備 (多重回線) |
| (5) 東京電力パワーグリッド(株)
茨城総支社 | 東京電力通信設備 |
| (6) J R 東日本 (株) 水戸支社 | 鉄道通信設備 |
| (7) 茨城交通 (株) | 茨城交通通信設備 |

3 情報通信設備の耐震化、耐浪化

情報通信設備の設置者は、災害時の機能を確保するため保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、次の事項に留意し、その耐震化、耐浪化対策を十分に行うものとする。

(1) バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

(2) 非常用電源の確保

地震・津波時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに発電機等の燃料の確保を図る。

(3) 耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。

4 サーバの負荷分散

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段についてインターネットサービスプロバイダ等と調整を図っておくものとする。

5 茨城県防災情報ネットワークシステムの整備

(1) 防災情報ネットワークシステムの概要

県の防災情報ネットワークシステムは、気象情報、被害情報、映像情報等の多様な情報を一元的に収集管理し、県災害対策本部や市町村災害対策本部、消防本部、救急医療機関、防災関係機関において、当該情報を共有することができるシステムである。

市町村災害対策本部や消防本部等は、被害情報を入力することができ、県災害対策本部等全ての構成機関はそれらの情報を閲覧することができる。

このシステムにより、気象情報を迅速・的確に市町村、消防本部など関係機関に伝達できるとともに、多様な情報を関係機関で共有できるようになり、より迅速・的確で円滑な防災対策を講じることができる。

また、Ｌアラート等と連携し、多様な手段を通じて県民に対して気象情報等を広く伝達することができる。

(2) 防災情報ネットワークシステムの機能

防災情報ネットワークシステムの主な機能は次のとおりである。

- ア 気象情報等（予・警報、地震・津波情報等）
- イ 被害情報等（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等）
- ウ 国や県がそれぞれ整備した河川監視リアルタイム映像情報の共有

(3) 防災情報ネットワークシステムの平常時の活用

防災情報ネットワークシステムの整備を踏まえ、防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。

6 アマチュア無線ボランティアの確保

町社会福祉協議会は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、平常時から茨城県と協議の上、アマチュア無線ボランティアの確保に努めるものとする。

7 その他通信設備

(1) 非常電源の確保

停電に備え、バッテリー、無停電電源装置または自家発電設備等の導入を図るものとする。

(2) 公衆電気通信料設備の利用

災害時において加入電話が輻そうし、電話がかかりにくい場合で応急対策等のため必要があるときは電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急電報を利用するものとする。

ア 非常・緊急通話用の指定

防災関係機関は、既設の電話番号を東日本電信電話㈱茨城支店へ「災害時優先電話」として登録を行い、茨城支店長の承認を受けておくものとする。

(3) 大洗町防災通信システムの整備

町は、災害時における河川の水位状況、町内の被害状況及び避難路の監視、防災拠点（役場、消防本部）、と避難所（小・中学校）とのテレビ会議や災害情報の共有を図るための防災通信ネットワークを整備している。

(4) M C A無線の整備

町は、災害時の移動用の通信機器として、M C A無線を導入している。M C A無線は無線機同士で通信するのではなく、全国にある中継局を通して電波を送っているため、全国通信が可能である。

半固定（大洗町役場）	1
携帯型（避難所）	5
〃（機動班）	3

第5 災害発生直前対策

秘書広報課、生活環境課、福祉課、商工観光課

■基本事項

1 趣旨

津波からの住民の迅速かつ円滑な避難を実施するため、津波警報等の災害発生直前の情報

の住民への伝達や、避難誘導が重要であり、あらかじめ情報伝達体制の確保や避難誘導体制を整備しておくものとする。

2 留意点

(1) 住民への避難指示等の伝達体制

避難指示の発令については、具体的な基準をあらかじめ定め、必要に応じて内容の再点検を行い、住民への伝達が迅速かつ確実に行われる必要がある。

(2) 防災行政無線をはじめとした多様な伝達手段の確保

防災行政無線の整備にあたっては、災害に強く住民まで確実に情報が届くようなものとするほか、防災行政無線以外にも多様な伝達手段を用い、確実に津波情報が住民に伝達されるようにする必要がある。

(3) 避難行動要支援者や海水浴客等の避難体制の整備

避難行動要支援者の避難については、あらかじめ、それぞれの避難支援者や、支援方法、避難先を決めておく等の手順を定めておく必要がある。

また、海水浴客等の避難については、土地勘が無いことを前提として、津波情報の伝達手段や伝達方法について広報等により啓発を行う必要がある。

3 対策体系

災害発生直前対策	○津波警報等の住民等への伝達
	○住民等の避難誘導体制

■対 策

1 津波警報等の住民等への伝達

(1) 避難指示等の伝達体制の確保

町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準をあらかじめ定めるものとするとともに、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等を取り扱う県や気象庁等との連携に努めるものとする。また、県は気象庁等と連携して、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

(2) 伝達手段の多重化、多様化

さまざまな環境下にある住民や高齢者・障害者等の要配慮者、一時滞在者等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（同報、戸別）、全国瞬時警報システム（以下、「Jアラート」という。）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（エリアメール機能を含む。）、ワンセグメント放送等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(3) 住民等への伝達内容の検討

津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

防災行政無線等で津波からの避難を呼びかける際には、住民の避難行動を促すよう、緊迫感を持たせるような工夫について、平常時から訓練等で取り組むよう努めるものとする。

(4) 津波地震や遠地地震への対応

強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

(5) 安全な津波監視のための対策

住民や関係機関に対する情報伝達に当たり、発災時に職員や消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても情報を収集することができるよう、監視カメラによる監視の実施など、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備を図るものとする。

2 住民等の避難誘導體制

(1) 津波避難計画の策定及び周知徹底等

町は、具体的な津波想定や住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等多様な主体の参画により、次のことについて記載した具体的かつ実践的な津波避難計画を策定し、その内容について住民等への周知徹底を図るものとする。

ア 避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路

イ 津波情報の収集・伝達の方法

ウ 避難指示等の具体的な発令基準

エ 避難訓練の内容

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。

興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

(2) 徒歩避難の原則及びその周知等

ア 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。

イ 自動車による避難の検討

各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で協議するよう努めるものとする。

道路基盤の状況によって渋滞が発生し、津波被害に巻き込まれることが考えられることから、自動車による避難については、道路基盤の整備状況を十分考慮するものとする。

(3) 避難誘導・支援を行う者の安全の確保

消防職団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための

装備の充実を図るとともに、津波到達まで間がないと考えられ場合は安全な高台等に避難するなど、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール及び退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。

(防災従事者の安全のための対策の例)

- ア 津波注意報・警報等が発表された場合「Jアラート」により海岸部分に設置されている防災行政無線を使って伝達する。
- イ Jアラートによる自動避難指示放送。
- ウ 海面状態の防災カメラでの監視。
- エ 強い揺れを感じたとき、気象台から津波のおそれがない旨の地震情報が通報されるまで、安全な地点で海面を監視する。
- オ 津波警報発表時には、水門・陸閘の閉鎖より安全確保を優先する。
- カ 避難誘導に従事した者は、誘導後、津波危険区域から避難する事とする。
- キ 立ち入り禁止区域の設定時は安全な場所での誘導を行う。
- ク 津波到達予想時刻前に、十分な余裕をもって、必ず安全な場所に移動する。
(時間をあらかじめ設定しておく。)
- ケ 救命胴衣及びヘルメットの着用。無線機の携帯等。
- コ 避難訓練時に職員の安全確保のあり方に周知する。

(4) 要配慮者等の避難誘導

ア 避難行動要支援者の情報把握、共有等

町は、高齢者や障害者などの避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるものとする。

具体的には、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、要支援者一人ひとりの避難誘導計画である個別避難計画を作成する等、普段から警察や消防署・消防団・自主防災組織・民生委員等との情報共有を図るなどにより、関係機関が連携して避難誘導を実施できる体制の整備を図るよう努めるものとする。

また、病院及び社会福祉施設は、津波発生時に備え、入院患者や入所者等の避難手順等を定めた避難誘導計画を策定するとともに、定期的な避難訓練の実施に努めるものとする。

イ 要配慮者等の避難後の支援

要配慮者等が、避難所等への避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、平常時から受け入れ施設を確保し、必要に応じて福祉施設等への入所や介護職員等を派遣するなど、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

(5) 海水浴客等の避難誘導

ア 情報伝達のための対策

海水浴場や港湾等を訪れている一時滞在者や住民に対しては、防災行政無線の屋外スピーカー等を設置するなど、津波に関する情報を伝達するための対策を図るものとする。

イ 津波防災の広報

内陸部等からの一時滞在者に対して、津波に対する知識、津波発生の際の避難方法(避難路・避難場所)及び津波情報の伝達方法などを、チラシやハザードマップの配

第2章 地震・津波災害予防計画 第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

布、看板の設置、アナウンス等により広報するものとする。

第2節 地震・津波に強いまちづくり

第1 防災まちづくりの推進

全庁

■基本事項

1 趣旨

まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に捉えて、震災による被害を最小限にするために、地震に強いまちづくりを進めることが重要である。

地震に強いまちづくりを進めるにあたっては、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、面的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地、避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進するものとする。

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

2 留意点

(1) 計画的な対策の推進

財政的・時間的な制約のもとで地震に強いまちづくりを着実に推進していくためには、災害に強いまちづくりを計画的に推進することが必要である。このため、町は県と一体となって災害に強いまちづくりの総点検を行い、障害者、高齢者、女性等の意見を反映した防災まちづくりの方針を策定し、災害危険度の高い地域に係る施設整備など、緊急性・重要性の高いものから重点的・集中的に実施し、都市全体の安全性の水準を段階的に引き上げていくことが必要である。

(2) 都市計画的な観点からの対策の展開

建築物や各インフラストラクチャーの防災対策をそれぞれ個別に推進するのではなく、各対策を都市計画的な観点から総合化し、都市構造を耐震強化し、その機能の信頼性を向上させるように、計画的かつ積極的に防災まちづくりを行っていくことが必要である。

(3) ソフト対策とハード対策の効果的な連携

防災まちづくりは、大きく予防対策と被害軽減対策に分けられる。予防対策としてのハード整備は一朝一夕には完了しないものであり、都市構造が防災上、不完全な状態で地震被害に遭遇することも想定し、震災後の避難のための施設や、応急対策活動のための拠点整備等のソフト対策を講じるためのハード対策が必要となってくる。

これらのことから、ソフト対策とハード対策で密接な連携を取りつつ、被害の発生及び発生した被害を最小限に押さえることが可能な都市構造を構築することが重要である。

(4) 民間企業等との協力体制の整備

都市構造を構成しているインフラには、鉄道やライフライン施設等、民間企業の管理するものが多く、また、公共施設についても、その設計や施工等の多くは民間企業により実

施されている。

防災まちづくりを円滑に実施するためには、これらの関係する民間企業等との連携が不可欠であり、その協力体制の整備が必要である。

(5) 住民主体の防災まちづくりの推進

防災まちづくりでは、個人の所有物の耐震化や不燃化、または、インフラ整備にあたっての用地取得等、住民の協力、合意無しでは、円滑な実施はできない。

よって、町、県は、防災教育やまちづくり教育の機会において、住民に対し、普及啓発を行い、住民の気運を高めるような措置を講じることが必要である。

(6) 2つのレベルの津波の想定

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

ア 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2津波）

イ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（L1津波）

(7) 最大クラスの津波に対する対策

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

(8) 発生頻度が高い津波に対する対策

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

(9) 生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくり

最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等（海岸防災林の再生を含む）の整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化等の総合的な取組みを進めるものとする。

3 対策体系

防災まちづくりの推進	○防災まちづくり方針の策定
	○津波に強いまちの形成
	○防災空間の形成
	○防災活動拠点の整備
	○避難施設の整備

■対 策

1 防災まちづくり方針の策定

津波に強いまちづくりの計画的な推進の観点から津波に強いまちづくりの総点検を行い、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの方針を作成し、これを都市計画マスタープランに位置づけるものとする。

- (1) 都市の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- (2) 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- (3) 地域における災害対策活動の拠点となる防災活動拠点の配置計画
上記マスタープランに基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や一次避難場所となるポケットパークや消防水利の整備、老朽化した建築物の改善や空き地の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

2 津波に強いまちの形成

町は、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

(1) 津波に強いまちづくりのための施設整備

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所（津波避難ビル等を含む）及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

(2) 都市計画との連携

津波対策の実効性を高めるためには、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図る必要があることから、関係課(局)による共同での計画作成など、最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

(3) 津波災害特別警戒区域等の指定

ア 津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害警戒区域（※1）、津波災害特別警戒区域（※2）や災害危険区域（※3）の指定について、必要に応じて検討を行い、措置を講ずるものとする。

イ 町は津波災害警戒区域の指定のあったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (ア) 人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発令及び伝達に関する事項
- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (ウ) 津波避難訓練の実施に関する事項
- (エ) 警戒区域内にあって、利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる、地下街等または主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等
- (オ) (ア)～(エ)に掲げるもののほか、津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 町は、イで定めた津波災害警戒区域内の施設について、町地域防災計画において、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する

情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

エ 町は、イで定めた津波災害警戒区域内の施設に係る避難確保計画の作成または避難訓練の実施に関し必要な助言または指示等を行い、施設所有者または管理者による取組みの支援に努めるものとする。

オ 町長は、町地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

※1 津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第53条）

津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域で知事が指定する区域

※2 津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第72条）

警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、または浸水し、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築または用途の変更の制限をすべき土地の区域

※3 災害危険区域（建築基準法第39条）

津波災害等による危険の著しい区域を、住居の用に供する建築物の建築の禁止等、建築物の建築に関する災害防止上必要な制限を行うために地方公共団体が定める区域。

3 防災空間の形成

地震・津波に強いまちづくりを進めるためには、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や緊急車両の通行のための交通路、防災拠点や避難地などの防災空間の確保が不可欠である。そのため、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の根幹的な公共施設の整備を推進するものとする。

(1) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地等の整備や建築物のセットバック、都市防災不燃化促進事業等の総合的な推進を図る。

(2) 防災道路や避難路となる道路の整備の推進

津波時において、道路は人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路の新設拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが多い。

このため、津波時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。また、市街地に存在する細街路の沿道状況等についての現状把握を通じて、危険性が高いと考えられる街区については、防災性に配慮した道路状況の改善を図る。

(3) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備推進

防災拠点や避難地として利用できる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園において耐震性貯水槽など災害応急対応施設の整備を行い、公園の防災機能の一層の充実を図る。

(4) 消防活動空間確保のための道路整備

市街地においては、消防車両が進入できない狭隘な道路も多く、火災発生の危険性が高

いだけでなく、消防活動の困難が予想されるため、消防活動が効果的に実施できる最低限の空間としての消防用道路を確保する必要がある。このため、セットバックで生み出された土地を活用しながら消防活動困難区域の解消に資する道路の整備を推進する。

4 防災活動拠点の整備

町は、災害応急活動の中核拠点、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努める。また、消防活動の拠点となる消防本部庁舎は、津波想定浸水区域に立地していることから、今後、津波想定浸水区域外への移転整備の検討を進める。

5 避難施設の整備

(1) 避難関連施設整備計画の作成

人口の分布、道路状況、避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

また、町は、津波による危険が予想される地域について、より高い場所に逃げるとの観点に立ち、津波に対する避難場所（津波避難ビル等を含む）や、避難路・避難階段等の整備に関する計画を作成する。

特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中の高層階や人工構造物を避難場所の対象として計画を作成する。

(2) 避難場所及び避難所の指定及びその周知

町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性が低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

(3) 指定緊急避難場所

町は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の点に配慮して指定緊急避難場所の指定を行うこととする。

ア 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとする。

イ 指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。

ウ なお、津波からの避難場所は、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

(4) 避難場所の設置基準

延焼火災、がけくずれ、津波及び建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を行う。

ア 避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とする。

イ 避難場所は、町内会単位で検討、到達距離は1km以内とする。

(5) 広域避難場所の検討

身近な避難場所の機能が損なわれるような災害を考慮し、(2)で指定した避難場所に加え、地区によってはさらに規模の大きい広域避難場所を整備する必要があるかどうかを検討する。

ア 広域避難場所の設置基準は次のようなものである。

(ア) 広域避難場所は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり十分なスペースを確保することを原則とする。

(イ) 広域避難場所は、要避難地区住民のすべての住民を収容できるよう配置する。

(ウ) 広域避難場所の木造建築物の割合は、概ね総面積の2%未満とする。

(エ) 広域避難場所は、大規模な崖くずれや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

(オ) 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。

(カ) 地区分けをする場合においては、町内会単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。到達距離は2km以内とする。

(6) 避難道路の確保

町は、広域避難場所の整備にあわせ、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難道路を選定するものとする。さらに、町職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の確保に努めるものとする。

ア 避難道路は概ね8m～10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

イ 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。

ウ 避難道路は、相互に交差しないものとする。

第2 建築物の不燃化・耐震化・耐浪化等の推進

都市建設課、各施設管理者、生涯学習課

■基本事項

1 趣旨

地震や津波による建築物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、耐浪化、不燃化を推進していく。特に旧耐震基準の建築物については、大洗町耐震改修促進計画に基づき耐震化を推進していく。

2 留意点

(1) 耐震診断・耐震改修

既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進を効率的に実施していくためには、耐震診断を

行う建築技術者を養成しつつ、一般町民、特に建築物の所有者等への理解を求めるため普及啓発を行う必要がある。

また、公共施設については、大洗町耐震改修促進計画に基づき計画的な耐震化に取り組む必要がある。

(2) 被災建築物等に係る危険度判定制度の充実

地震により被災した建築物の危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）を行う茨城県震災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）及び大規模災害(地震等)により被災した宅地の危険度判定（以下「被災宅地危険度判定」という。）を行う茨城県被災宅地危険度判定士（以下「被災宅地判定士」という。）を計画的に養成し、応急危険度判定制度の確立と地震災害時に迅速に活動するための体制の整備を図る必要がある。

(3) 地域特性との対応

町内においても、地域によって地形、地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、地域ごとに建築物の受ける被害の要因や内容が異なってくる。したがって、地域の地形、地質及び地盤等の自然条件に対応した対策を実施していくことが重要となる。

また、延焼危険性は、木造住宅が密集している地域が高く、不燃化対策はこのような地域を中心に進めていく必要がある。

(4) 防災上重要な建築物の耐震化、耐浪化等

地震・津波発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化、耐浪化は、震災対策全体に対して果たす役割が大きく、重点的に推進していくことが必要である。

また、地震・津波時の停電に備え、応急対策活動に必要な非常用電源の確保に努めていく必要がある。

3 対策体系

建築物の不燃化・耐震化等の推進	○建築物の耐震化の推進
	○建築物の不燃化の推進
	○建築物の液状化被害予防対策の推進
	○防災対策拠点施設の耐震性の確保等
	○公共施設等の津波対策
	○文化財の保護

■対 策

1 建築物の耐震化の推進

地震・津波による建築物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化を推進し、特に既存建築物の耐震改修、応急対策実施上の重要建築物の耐震性の強化を推進していくものとする。

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が平成25年11月25日に改正され、昭和56年5月31日以前に着工した病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模な建築物については、耐震診断を実施し、平成27年12月31日までに、診断結果を報告することが義務付けられたこともあり、さらなる耐震化を促進するために、住民（特に建築物の所有者等）に耐震化の知識の普及啓発を行う。

ア 広報活動等の重要性

住民に、耐震診断・耐震改修の重要性についての広報活動を展開する。

イ 所有者等への指導等

特に、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象として、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

ウ 住宅の耐震化の促進

地震や津波による家屋の倒壊等を未然に防止するため、県が養成した木造住宅耐震診断士による耐震診断を推進するとともに、木造家屋の耐震化を補助する制度を活用して耐震工事を実施してもらえよう周知し、木造住宅の耐震化を促進する。

(2) 建築物の落下物対策の推進

落下物対策の効果的な推進を図るため、以下の事項について知識の普及に努める。

ア 一般建築物の落下物防止対策

(ア) 地震、津波時における建築物の窓ガラス、看板等の落下物による危険を防止するため、建築物の所有者または管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

(イ) 体育館等の大空間の建築物の所有者または管理者に対し、天井の落下防止の改修の啓発を行う。

イ ブロック塀の倒壊防止対策

町民に対しブロック塀(石塀を含む)の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

(ア) 町民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の作り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。

(イ) 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。

(ウ) ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀の撤去を補助する制度を活用した撤去工事を促し、造り替えや生垣き化等を奨励する。

(エ) ブロック塀を新設または改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

(3) 応急危険度判定体制の充実

県においては、余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定を行う判定士を計画的に養成することとしている。

町は、地震、津波災害時に迅速かつ効率的な応急危険度判定活動を行うため、町の応急危険度判定コーディネーターの養成、判定士の応急危険度判定訓練の実施や、判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。

(4) 被災宅地危険度判定体制の充実

県においては、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を行う被災宅地判定士を計画的に養成する。

町は、災害発生時に迅速かつ効率的な被災宅地危険度判定を行うため、県との連携により、実施主体と被災宅地判定士との連絡調整等を行う判定調整員の養成や、被災宅地判定士の速やかな動員のための連絡網の強化など、組織体制の整備を図る。

2 建築物の不燃化の推進

建築物が密集し震災により多くの被害が生ずるおそれのある地域においては、準防火地域

の指定を行い、耐火建築物または防火建築物の建築を促進する。

なお、準防火地域の指定にあたっては、該当地域の選定を行ったうえで地元住民や県と協議を行うものとする。

(1) 屋根不燃化区域の指定

建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

3 建築物の液状化被害予防対策の推進

東日本大震災をきっかけとして、液状化被害に対する認識はされてきているものの、事前防災としての液状化対策は進んでおらず、官民連携で液状化対策を推進することが望まれている。

- (1) 建築の際には地質調査を十分に行い、必要がある場合には地盤改良、基礎杭打設等の対策を推進していく。
- (2) 液状化ハザードマップの整備を行い、土地が有する液状化のしやすさや液状化による被害状況を予測し、被害範囲や被害程度を把握することで、事前対策や避難に役立てていく。
- (3) 開発事業者には液状化ハザードマップの情報を提供し、液状化対策に向けた連携や調整を推進していく。

4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等

地震・津波発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は震災対策全体に対して果たす役割が大きく、重点的に推進していく。

(1) 町有施設の耐震性の確保等

町は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる防災上重要建築物として指定した次の施設について実施した耐震診断の結果に基づき、必要に応じ耐震補強工事を行うなど、耐震性の確保を図る。

なお、耐震補強工事は、耐震改修設計指針等に基づき計画的に実施するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備に努める。

また、自家発電設備については、環境負荷を低減する観点から、防災対策上支障のない範囲内において、再生可能エネルギーを利用した発電設備の活用に努める。

(2) 町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

庁舎、病院、指定避難場所でもある小中学校や集会所等の防災上重要な施設の管理者は、町が策定した耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震補強工事を推進するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を推進する。

(3) 不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化

不特定多数の者が利用する一定の建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。町は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

5 公共施設等の津波対策

(1) 建築物の安全化

興業場、駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等については、津波に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

行政関連施設、特に災害応急対策上重要な消防本部庁舎や消防団詰所等及び要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、以下の対策を図るものとする。

ア 建築物の耐浪化

イ 非常用電源の設置場所の工夫

ウ 情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化

町及び県は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努めるものとする。

行政庁舎、消防本部庁舎や消防団詰所等災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期すものとする。

(2) 浸水危険性の低い場所への施設の整備

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、以下の対策を図るものとする。

ア 建築物の耐浪化

イ 非常用電源の設置場所の工夫

ウ 情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化

また、行政庁舎、消防本部庁舎や消防団詰所等災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期すものとする。

(3) 浸水危険性の低い場所への誘導

(1)において、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地している場合には、浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。

特に、津波浸水想定区域内にある町庁舎、消防本部庁舎は、今後、津波浸水想定区域外の高台への移転整備の検討を進める。

なお、災害対策本部など災害対応の拠点が津波浸水想定区域内にある場合は、併せて災害対応の拠点の整備が必要である。

6 文化財の保護

(1) 文化財は貴重な国民共有の財産であり、文化財の所有者、管理者その他の関係者は、平素から文化財を津波から守る防災体制の整備や、水損被害を防ぐ施設の整備を図るものとする。

(2) 文化財を災害から守るためには、関係機関や文化財関係者のみならず文化財周辺地域住民との連携、協力が必要である。文化財保護思想の普及と日頃から連携を密にすることにより広域的な地域ぐるみ、住民ぐるみの防火・防災意識の高揚に努めるものとする。

(3) 文化財関係者、消防関係者、教育関係者及び地域住民の協力の下で、次の事項等を実施するものとする。

ア 防火・防災訓練の実施

イ 文化財等への立入検査

ウ 消防用設備等の定期点検の励行の指導

- エ 文化財周辺地域の住民に対する防災指導及び防災協力体制の整備の指導
 オ 文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置

第3 土木施設の耐震化、耐浪化等の推進

都市建設課、農林水産課、道路管理者、河川管理者、港湾管理者、鹿島臨海鉄道(株)

■基本事項

1 趣旨

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。従って、これら公共施設について、事前の予防措置を講じることは重要である。このため、施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

特に、本町においては場所によって地形、地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、土木施設の受ける被害の要因や内容が異なってくることから、その場所の地形、地質及び地盤等の自然条件に対応した対策を実施していくものとする。

2 留意点

(1) 地域特性を考慮した対策の対応

町内においても、地域によって地形、地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、地域ごとに建築物の受ける被害の要因や内容が異なってくる。このため、地域の地形、地質及び地盤等の自然条件に対応した対策を実施していくことが必要である。

3 対策体系

土木施設の耐震化等の推進	○海岸保全施設等の整備の促進
	○港湾、漁港の耐震化の推進
	○道路施設の耐震化等の推進
	○鉄道施設の耐震化の推進【鹿島臨海鉄道株式会社】
	○河川、砂防、ため池等の耐震化の推進

■対 策

1 海岸保全施設等の整備の促進

海岸保全施設等については、以下を基本として整備の促進を図る。

- (1) 管理者は、海岸堤防・防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備及び適切な管理を実施するとともに、各施設については、地震発生後にも防御機能が十分維持されるよう、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。
- (2) 津波による被害を軽減するため、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用し、多重防御を図るものとする。
- (3) 海岸保全施設等の整備にあたっては、地震・津波により施設が被災した場合でも、その応急復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとっておくとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。

2 港湾、漁港の耐震化の推進

(1) 港湾の耐震化の推進

ア 港湾における耐震強化岸壁の整備

港湾の機能が麻痺することを回避し、緊急物資等の海上輸送機能を果たし得るように十分な耐震性を有する岸壁を各港の港湾計画と整合を図りながら新たに整備する。

イ 港湾における液状化対策の推進

港湾の主要施設において、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、被災しても短時間で機能復旧できるような液状化対策を国と協議しながら推進する。

(2) 漁港の耐震化の推進

漁港の主要施設において、地震・津波による被災を受けにくい構造の検討を進め、漁港機能が麻痺することを軽減し、被災しても漁港機能の復旧に要する期間が短縮できる漁港施設の整備を推進する。

ア 漁港における耐震化対策の推進

漁港の主要施設について、地震・津波で被災を受けにくい構造、各漁港の被災の特性を踏まえた耐震化対策を検討し、必要に応じた整備を行う。

イ 漁港における液状化対策の推進

漁港の主要施設において、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、被災しても短期間で機能復旧できるような液状化対策を国・県と協議しながら推進する。

3 道路施設の耐震化等の推進

(1) 道路施設の耐震化の推進

町及び他の道路管理者は、災害応急対策に必要な物資、その他応急措置を実施するための緊急輸送を円滑に行うため、平時から道路、橋梁についての危険箇所及び迂回を調査して、逐次改良及び補修を実施するよう努める。

ア 道路施設の耐震性の向上

(ア) 橋梁部について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。

(イ) 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

イ 維持補修及び改良

災害による被害の軽減を図るために危険箇所については、可能な限りの補修を行い、また、幅員3m未満の道路で自動車交通の不能な道路並びに通行上危険な所については逐次改良するよう努めるものとする。

(2) 道路ネットワークの確保

ア 緊急輸送道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、停車帯、路肩、歩道等の幅員を広げ、円滑な道路交通の確保に努める。

イ 市街地の防災区画を形成する道路の整備を推進する。

ウ 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

(3) 迂回道路の調査

震災時において道路が被害を受けて、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するため、重要な道路に連絡する迂回道路をあらかじめ調査して緊急事態に備える。

4 鉄道施設の耐震化の推進【鹿島臨海鉄道株式会社】

鉄道事業者は、線路建造物の災害に伴う被害が予想される高架橋、橋梁、盛土、土留、ト

ンネル等の定期的な検査を行い、耐震性及びその他の災害による被害防止等のチェックを行い、防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強、取替え等の事業を推進する。

5 河川、砂防、ため池の耐震化の推進

(1) 河川等の耐震化の推進

河川管理者は、河川の管理施設等の耐震性の点検や、耐震性向上の検討を行い、適切な対応策を実施する。特に、地震による水門、堤防等の被害のための浸水等の二次災害が懸念される箇所については、緊急に河川構造物の改築、改良を行う。

また、テレメーターシステムの更新を図り、水防活動に必要な情報を的確かつ迅速に収集・配信し、出水時には的確かつ迅速に対処できるような体制を確立する。

(2) ため池等の耐震化の推進

受益者の協力のもとにため池等に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、地震時に緊急点検を要する大貫池（防災ため池として耐震対策を実施）において、県の支援を得て適切な維持管理を行う。

第4 ライフライン施設の耐震化、耐浪化の推進

上下水道課、東京電力パワーグリッド株式会社、N T T 東日本茨城支店、株式会社N T T ドコモ

■基本事項

1 趣旨

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。また、ライフライン施設が被害を受け、その復旧に長時間を要した場合、住民生活への大きな影響を与えることとなる。従って、これらの施設について、関係各機関は、震災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じることがより重要かつ有効である。このため、各施設に耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じていくものとする。

特に、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

2 留意点

(1) 都市機能確保のための事前対策の重要性

大規模な地震によってライフライン施設が被害を受け、その復旧に長期間を要することは、震災後の応急対策活動や県民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、事前に各施設の耐震化を図ることが必要である。

3 対策体系

ライフライン施設耐震化の推進	○電力施設の耐震化、耐浪化 【東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）】
	○電話施設の耐震化、耐浪化【N T T 東日本茨城支店】

	○上水道施設の耐震化
	○下水道施設の耐震化、耐浪化
	○廃棄物処理施設

■対 策

1 電力施設の耐震化、耐浪化【東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）】

(1) 電力施設の現況

ア 変電設備

機器の耐震は、変電設備の重要性、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

イ 送電設備

(ア) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(イ) 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、電気技術基準である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞動は「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

ウ 配電設備

(ア) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(イ) 地中電線路

地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を設計するなど耐震性を配慮した設計とする。

エ 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

(2) 耐震化の方針

電気施設は、過去の地震災害の記録を基に、実際に震動波形を与えた実証試験など、各設備に科学的な分析に基づいた耐震設計方針を定め施工を行う。

(3) 事業計画

全体計画及び実施計画は、「電気施設の現況」に順じ実施するよう努める。

(4) 電力施設の耐浪化

電力施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努めるものとする。

2 電話施設の耐震化、耐浪化【N T T東日本茨城支店】

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。

(1) 電気通信設備等の耐災性向上対策

耐水、耐浪、耐風、耐雪、耐震、耐火構造化の推進 等

(2) 電気通信システムの信頼性向上対策

- ア 主要伝送路の多ルート化・ループ化（ループ分割等によるサービス影響の極小化等）
- イ 主要中継交換機の分散設置
- ウ 通信ケーブル地中化の推進
- エ 大都市におけるとう道（共同溝を含）網の構築
- オ 電気通信設備に対する予備電源の確保
- カ 重要加入者の高信頼化（協議による2 ルート化の推進等）
- キ 社内システムの高信頼化 等

(3) 重要通信の確保に向けた通信手段の確保対策

- ア 重要通信に関するデータベースの整備（回線リスト等）
- イ 災害等時のトラフィックコントロール
- ウ そ通状況の常時管理による通信リソースの効率的運用 等

3 上水道施設の耐震化

水道事業者等（水道事業者及び用水供給事業者をいう。以下同じ。）は、水道施設の耐震化について目標を定め、計画的に事業を推進する。

(1) 水道施設の耐震化

ア 配水池・浄水池の補強または更新

配水池等市街地に存する重要施設のうち耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため補強または更新を図る。

イ 石綿セメント管等老朽管の更新

石綿セメント管等老朽化した管、耐震性に劣る管路について速やかに耐震管へ更新を終えることを目標に整備を図る。

ウ 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

エ 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を貯蓄できるよう配水池容量を拡大するとともに、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を設置するなど緊急時に備えた施設整備を図る。

また、非常用発電設備の設置を図る。

(2) 行動指針の作成

町は、災害時の応急給水・応急復旧の行動指針として次の事項を定めておく。

なお、行動指針は職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じ見直すものとする。

ア 緊急時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所、指揮命令者との連絡に必要な手順等を定めること。

イ 県及び他の都道府県域から支援者、厚生労働省、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること。

ウ 外部の支援者に期待する役割とその受入れ体制を定めること。

(ア) 集結場所、駐車場所

(イ) 職員と支援者の役割分担と連絡手段

エ 住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容を定めること。

(ア) 緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底

(イ) 地震規模に応じた断水時期の目途

- (ウ) 住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法
- オ 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。
- (ア) 指揮命令系統の整った支援班の編成
- (イ) 自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行

4 下水道施設の耐震化、耐浪化

(1) 既存施設の耐震化

被災した場合の影響度を考慮して、ポンプ場・幹線管渠等の重要な下水道施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

ア 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。

イ 耐震補強工事

補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を実施する。

ウ 耐震化の具体例

- (ア) 可とう性・伸縮性を有する継手の採用
- (イ) 地盤改良等による液状化対策の実施

(2) 新設施設の耐震化

施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

(3) 下水道施設の耐浪化

下水道施設については、放流施設の下水管から津波が遡上することも想定した対策を図るものとする。

5 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

第5 地盤災害防止対策の推進

都市建設課、農林水産課、生活環境課

■基本事項

1 趣旨

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。

2 留意点

(1) 地盤情報の一元化

地盤災害の防止のためには、その土地の性状を知ることが重要である。地盤、地質、地形等に関する調査は様々な機関により実施されており、これらのデータの一元化を進め、各種の行政施策へ反映させていくことが必要である。

(2) 警戒体制の確立

地震による土砂災害は地震後時間をおいて発生することもあり、地震発生後は危険度の高い斜面を中心に、危険な兆候がないか警戒することが重要であり、そのための体制、通信手段等を平常時から確立しておく必要がある。

3 対策体系

地盤災害防止対策の推進	○地盤災害危険度の把握
	○土地利用の適正化の誘導
	○斜面崩壊防止対策の推進
	○造成地災害防止対策の推進
	○液状化防止対策の推進

■対策

1 地盤災害危険度の把握

地盤災害の防止のためには、その土地の性状を知ることが重要である。地盤、地質、地形等に関する調査は様々な機関により実施されていることから、これらのデータの収集・整理を進め、各種の行政施策へ反映させていく。

(1) 地盤情報の収集・整理

町内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集、整理し、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

(2) 地盤情報の公開

収集、整理したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における液状化工法の必要性の判定などに活用していく。また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果をその結果を防災カルテや液状化マップ等のハザードマップで公開していく。

2 土地利用の適正化の誘導

(1) 防災まちづくり方針に基づく安全を重視した土地利用の確保

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。町内の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。

また、災害に弱い地区については土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、立地適正化計画等に基づき土地利用の適正化を誘導する。

(2) 土砂災害危険箇所の周知の徹底と砂防法等の適切な運用

ハザードマップの作成等により土砂災害危険箇所の周知を図るとともに、砂防法等の適切な運用を図る。

3 斜面崩壊防止対策の推進

地震、津波による土砂災害から、住民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、急傾斜地崩壊対策事業を推進するものとする。

(1) 危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化

がけくずれ災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、まず事前措置として危険予想箇所について地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及びがけくずれ等が生じた場合の付近の家屋に及ぼす影響等を調査し、防災パトロールを実施する。

(2) 急傾斜地の指定及び指定基準の概要

ア 指定

急傾斜地の崩壊により相当数の居住者等に危害を生ずる地域及び崩壊を助長誘発するおそれがある地域を、町長の意見を聞いて、県知事が指定する。

イ 指定基準の概要

傾斜度が30度以上、高さが5 m以上の崖で、崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上ある区域または官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのある区域。

(3) 危険箇所の周知

危険区域に標識を設置する等、危険箇所の周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。

(4) 所有者等に対する防災措置の指導

危険箇所調査の結果、必要に応じ危険箇所の所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すなど改善措置をとるよう指導する。

(5) 大規模盛土造成地の経過観察

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）において大地震時に災害発生の恐れが大きいとされる、大規模盛土造成地に該当する土地の経過観察を図る。

(6) 警戒体制の確立

地震による土砂災害は、地震後時間をおいて発生することもあり、地震発生後は危険度の高い斜面を中心に、危険な徴候がないか警戒することが重要である。

したがって、平時から、斜面の監視体制や通信手段を確立しておく。

4 造成地災害防止対策の推進

(1) 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は巡視等により違法な開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

(2) 災害防止に関する指導基準

ア 災害危険度の高い区域の開発抑制

急傾斜地崩壊危険区域等、災害危険度の高い区域内の土地については、原則として開発計画を認めない。

イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

5 液状化防止対策の推進

液状化による被害を軽減するため、町及び県、公共・公益施設の管理者は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。

また、町は、地震による破損等で決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある大貫池（防災重点ため池）について、ハザードマップ等により適切な情報提供を図るものとする。

第6 危険物等施設の安全確保

消防本部、各危険物取扱者

■基本事項

1 趣旨

地震、津波による火災及び死傷者を最小限にとどめるためには、阪神・淡路及び東日本大震災の教訓を踏まえ、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物質を言う。以下同じ）の取扱い施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

また、先端技術産業で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変遷及び施設の大規模、多様化等新たな危険物に対応する必要もある。そのために、各危険物等取扱い事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置、連絡系統の確保等）作成指導の徹底のほか、消防等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物施設の安全確保を推進するとともに、施設全体の防災性向上の確立を図るものとする。

2 留意点

(1) 地震時の被害の予測と対策の推進

危険物等の貯蔵等については各種法令の規制及び消防機関をはじめとする各機関の調査・指導が平常時より行われており、その管理状況は比較的良好であるが、地震災害時には各種ライフライン途絶や、液状化現象等のために通常では考えにくい被害が起こる可能性がある。それらに備えて、地震時の状況を予測し、各種安全装置の点検等を実施し、より耐震性を高めていく必要がある。

また、危険物等の取扱者は取扱う危険物等の管理・責任体制を明確にし、それらの流出による被害を未然に防止するため、管理にかかるマニュアル等を整備することが必要である。

さらに、地震の際の危険物等施設の被害・機能障害を想定し、応急措置が速やかに実施されるよう、訓練・従業員啓発・自衛消防隊育成の推進を図り、体制面の強化を進めていく必要がある。

(2) 新たな危険物への対応

先端技術産業で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変遷及び施設の大規模化・多様化に備えた安全対策マニュアルの整備も必要である。

3 対策体系

危険物等施設の安全確保	○危険物等施設の安全確保
	○放射線使用施設の予防対策
	○危険物施設等の津波予防対策

■対策

1 危険物等施設の安全確保

(1) 被害予測に基づく危険物施設の防災体制の強化

危険物等の貯蔵等については、各種法令の規制及び消防機関をはじめとする各機関の調査、指導が平常時より行われており、その管理状況は比較的良好であるが、地震発生時に

は各種ライフラインの途絶や、液状化現象等のために通常では考えにくい被害が起こる可能性がある。それらに備えて、地震時の状況を予測し、各種安全装置の点検等を実施し、より耐震性を高めていく必要がある。また、危険物等の取扱者は取り扱う危険物等の管理、責任体制を明確にし、それらの流出による被害を未然に防止するため、管理にかかるマニュアル等を整備することが必要である。

特に、地震の際の危険物等施設の被害・機能障害を想定し、応急措置が速やかに実施されるよう、訓練・従業員啓発・自衛消防隊育成の推進を図り、体制面の強化を進めていく必要がある。

(2) 危険物等の火災予防対策

危険物保管施設の火災は、一挙に拡大し、時には爆発を伴い人命損傷に発展するケースが多く、消火困難に陥りやすい。したがって、一般の火災予防対策によるもののほか、次の対策を実施する。

ア 危険物火災予防の実施

- (ア) 危険物施設における防火管理の実施
- (イ) 危険物施設の従業員に対する安全教育の徹底
- (ウ) 消防計画及び予防規程に基づく訓練の実施
- (エ) 危険物施設の自主点検の実施
- (オ) 危険物安全週間（6月の第2週）の催しを通じた防災知識の普及

イ 火災予防査察

消防機関は、消防法第16条の5に基づく危険物施設の立入検査の実施並びに無許可施設等の危険物の貯蔵、取り扱いに対する違反の是正と未然防止を図るため、立入検査を実施する。

(3) 各危険物施設の予防対策

石油類等危険物施設等の危険物施設は、消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による防災意識の高揚を図る。

ア 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

イ 屋外タンクの耐震化

屋外貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い、基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。また、万一の漏洩に備えた、防油堤、各種の安全装置等の配備に努める。

ウ 保安確保の指導

危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言または指導を行う。

エ 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程等の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や

防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

2 放射線使用施設の予防対策

放射性同位元素及び放射線使用施設はその特性から、漏洩することにより環境を汚染する等の被害が発生するおそれがある。このため、放射線使用施設は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

3 危険物施設等の津波予防対策

町及び県は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。

第3節 地震・津波被害軽減への備え

第1 緊急輸送への備え

生活環境課、まちづくり推進課

■基本事項

1 趣旨

地震・津波による被害を最小限に抑えるためには、地震や津波発生後の消防や救助・救急活動、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路（緊急交通経路）の確保のための道路啓開等を、地震、津波発生後、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調達体制を整備していくものとする。

2 留意点

(1) 陸上、海上及び空の交通手段を用いた総合的なネットワークの構築

県で想定している県内の道路や港湾及びヘリポート等を総合的に活用し、応急対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送道路ネットワークの整備に協力していく。また、津波災害時の物流拠点となる施設については、こうした陸上、海上及び空の各輸送手段の連結性を考慮し、周辺市町村、関係機関、関連企業との協力体制の中で、整備を進めることが必要である。

(2) 地域特性と対策の対応

地域の社会特性（人口、交通及び防災拠点施設等の整備状況及び交通利便性等）や想定される被害特性（地域の孤立可能性等）を基に、緊急輸送道路の指定、整備を行うことが必要である。

(3) 民間企業等との効果的な連携体制の整備

実際の道路啓開の作業等は、建設会社等の協力により行われるため、関連業界団体を通じて、建設会社等との地震、津波発生後の効果的な連携が講じられるよう、平常時より、防災訓練等や協定締結等による体制を整備しておくことが必要である。

また、町等による緊急通行車両等が不足した場合においては、民間からの車両等の調達の必要があり、これについても、関連業界団体を通じて、平常時より、協定等の締結による車両等の調達体制を整備しておくことが必要である。

(4) 地震・津波発生後の情報連絡手段の整備

地震・津波発生後に、整備した民間企業等との連携体制を効果的に活用し、迅速に道路啓開や緊急輸送に着手するためには、地震発生後に有効に機能する関係者間の情報連絡手段の確保が必要である。

また、電気通信設備に被害が発生した場合においても、確実に情報連絡がとれるような環境を整備することが必要である。

3 対策体系

緊急輸送への備え	○緊急輸送道路の指定・整備
	○ヘリポート、港湾・漁港の指定・整備

	○緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備
--	----------------------

■対 策

1 緊急輸送道路の指定・整備

(1) 県緊急輸送道路の指定

県は、陸上、海上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地震、津波被害想定結果や地域の現況等に基づいて、あらかじめ、隣接県の主要道路と、次に示す県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とそれらを結ぶ緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路の指定を行う。

指定に当たっては次の考え方にに基づき、「第1次緊急輸送道路」、「第2次緊急輸送道路」及び「第3次緊急輸送道路」を整備する。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

(ア) 広域、地域間の緊急輸送を担う交通軸

(イ) 交通軸と防災拠点(Aランク)を連絡する道路、または防災拠点(Aランク)を相互に連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

(ア) 第1次緊急輸送道路と防災拠点(Bランク)を連絡する道路、または防災拠点(A、Bランク)を相互に連絡する道路

(イ) 第1次緊急輸送道路を補完し、地域内の緊急輸送を担う道路

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

(ア) 第1次及び第2次緊急輸送道路を補完し、防災拠点までを接続する道路

※防災拠点

Aランク：特に重要な防災拠点（県庁、重要港湾、空港、災害拠点病院 等）

Bランク：重要な防災拠点（市町村役場、指定行政機関、港湾、自衛隊 等）

Cランク：その他の防災拠点（運輸機関、指定公共機関、救急告示医療機関 等）

(2) 町緊急輸送道路の指定

陸上、河川及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地域特性（人口、交通、防災拠点施設等の配置等）や地震、津波被害想定に基づいて、町内の防災拠点及び避難場所や、本町と隣接市町村とを結ぶ緊急輸送道路を次のように選定し、緊急輸送道路の指定を行う。

(3) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地震、津波災害対策計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。

また、津波による通行不能（津波被害、津波警報の継続）を想定した緊急輸送道路を補完する代替ルート確保のための道路整備を行う。

【資料編P12 資料11 緊急輸送道路】

(4) 総合的な輸送ネットワークの構築

緊急輸送道路や港湾、漁港及びヘリポート等を総合的に活用し、応急対策活動の拠点間を効率的に結ぶ輸送ネットワークの整備を図る。このネットワークを踏まえて、災害時の物流拠点としては、こうした陸上、海上及び空の輸送手段の連結性を考慮し、「大洗町総合運動公園」を充てるものとする。

(5) 輸送体制の整備

ア 民間企業等との連携体制の整備

町等による緊急通行車両等が不足した場合においては、民間からの車両等の調達の必要があるため、関連業界団体を通じて、平常時より協定等を締結し調達体制を整備しておく。

「茨城交通(株)、一般社団法人茨城県トラック協会ひたちなか支部、鹿島臨海鉄道(株)、茨城海上保安部」

イ 地震・津波発生時の情報連絡手段の整備

民間企業等との連携体制を効果的に活用し、迅速に緊急輸送に着手するためには、地震・津波発生後に有効に機能する関係者間の情報連絡手段の確保が必要である。したがって、電気通信設備に被害が生じた場合においても、確実に情報連絡ができる環境を整備する。

(6) 災害時の交通に関する情報の周知

災害時には、緊急輸送道路を中心に交通規制を実施することがある。したがって、一般車両等の混乱を防止するため、緊急交通路指定路線及び地震・津波発生時の交通規制内容及び震災発生時における運転者の取るべき措置等について、各種広報媒体、パンフレット等により、広く町民に周知しておくものとする。

2 ヘリポート、港湾・漁港の指定・整備

町及び港湾管理者は、緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポート(飛行場外離着陸場)を指定するとともに、緊急物資等の大量輸送機能を果たし得るように大洗港の整備に努める。さらに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対し周知徹底を図る。

【資料編P12 資料12 臨時ヘリポート(飛行場外離着陸場)】

3 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備

(1) 啓開用資機材、車両の調達体制の整備

町は、啓開作業に必要な資機材及び車両等の調達については関係団体への協力を要請し、資機材、車両の種類及び数量について常時確保できる協力体制を整備する。

(2) 緊急通行車両、船舶等の調達体制の整備

町は、町の保有車両等を把握するとともに、必要に応じて協定を締結するなど緊急通行車両、船舶等の調達体制の整備に努める。

第2 消火活動、救助・救急活動への備え

消防本部

■基本事項

1 趣旨

地震・津波による火災及び死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助、救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

2 留意点

(1) 地震・津波時の出火要因への対処

過去の地震事例を中心に、出火に結びつく要因を把握し、それらを予防する対策を実施していく。特に通電火災等の新たな出火要因に対する対策を十分に検討しておくことが重要である。

(2) 広域応援体制の確立

県内の消防本部間の相互応援、緊急消防援助隊等による県外からの広域応援体制の確立を図る。また、応援隊との連携体制、資機材・通信設備の共同利用、ヘリコプターによる広域搬送等を重点的に訓練しておく必要がある。

(3) 地域の初期消火、救出、応急手当能力の強化

地震・津波の規模が大きい場合、消防機関等の防災関係機関のみでは十分な消火活動、救助活動は不可能である。

地域の住民は自主防災組織等を結成し、自らの地域は自らで守るという気概のもと、初期消火・救出・応急手当能力の強化に努めることが必要である。

(4) ヘリコプターの有効活用の検討

地震・津波発生後の消防活動需要に適切に対応するため、ヘリコプター等を利用した消防活動の有効性について検討しておく必要がある。

3 対策体系

消火活動、救助活動への備え	○出火予防
	○消防力の強化
	○救助力の強化
	○救急力の強化
	○地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上
	○消防計画の作成と指導強化

■対策

1 出火予防

過去の地震・津波災害事例を中心に、出火に結びつく要因を把握し、それらを予防する対策を実施していく。特に、通電火災等の新たな出火要因に対する対策を十分に検討しておく。

(1) 一般火気器具からの出火の予防

ア コンロ、ストーブ等からの出火の予防

町及び町消防本部は住民に対し、地震を感じたら身体を安全を図るとともに、すばやく火を消すこと、対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物を置かないことなどを普及啓発する。

イ 電気器具からの出火の予防

町及び町消防本部は住民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き特に避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすことなどを普及啓発する。

ウ ガス遮断装置の普及

ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

(2) 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等は、地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行う。また、町はその旨を周知、指導する。

(3) 火災予防広報の推進

次の方法により火災予防広報を推進し、地域住民に対する防火知識を普及し、住民全体の連带的防火意識の向上を図る。

ア 広報紙、新聞等に積極的に資料を提供し、広報を行う。

イ 火災予防運動の実施

春季火災予防運動及び秋季火災予防運動の期間中、次の広報活動を実施する。

(ア) ポスター、立看板、横断幕等による広報

(イ) 防災行政無線による広報

(ウ) 広報車、消防自動車によるパレード及び広報

ウ 防災講演会等の実施（各種団体を対象に行う。）

(4) 建築同意制度の推進

消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期するものとする。

(5) 防火管理者の育成、指導

学校、病院、工場等消防法第8条に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導し、さらに当該防火対象物に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう努めるものとする。

(6) 火災予防査察の実施

消防法第4条及び第4条の2の規定に基づき、消防対象物に対し立入検査を行い、当該区域内の消防対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して火災危険の排除を促すとともに、違反は是正して火災予防の徹底を図るものとする。

2 消防力の強化

「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設等の整備について年次計画を立て、その強化を図るものとする。火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するため、消防本部の消防対応力を強化するとともに、消防車両・資機材の適正配置を行う。

(1) 消防水利の確保

大規模火災を想定して、防火水槽の設置及び耐震化、耐浪化を促進するほか、河川・ため池の利用、プールの利用など水利の多様化を図るとともに、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努める。

(2) 消防車両・資機材の充実

通常の消防力の強化に加え、津波災害時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。

また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、署においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

(3) 消防団の育成・強化

津波災害時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、団員の確保、処遇の改善、教育訓練、青年層を始めとした入団促進等を総合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、震災時・津波災害時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

(4) 広域応援体制の整備

大規模災害時に相互に応援活動を行うため大洗町消防本部と他の消防本部（局）との間で消防相互応援協定を締結する。また、他の消防本部（局）と合同による消火・救急・水難救助訓練を実施し、いざという場合の対応力の強化を図る。

また、応援する立場、応援を受ける立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案しておくものとする。その際、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておく。さらに、計画に基づき応援隊との連携を円滑にするための訓練を重点的に行うものとする。

3 救助力の強化

(1) 救助活動体制の強化

災害現場から要救助者を救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車、救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図るものとする。

(2) 救助隊員に対する教育訓練の実施

大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図るものとする。

(3) 消防団の育成・強化

前項(3)に準ずる。

(4) 広域応援体制の整備

前項(4)に準ずる。

4 救急力の強化

(1) 救急活動体制の強化

大規模な津波によって大量に発生することが予想される傷病者に対し、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

ア 救急救命士の計画的な養成

イ 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進

ウ 救急教育の早急かつ計画的な実施

エ 消防本部管内の医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）

オ 住民に対する応急手当の普及啓発

カ メディカルコントロール体制の構築

(2) 防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時ヘリポート（飛行場外離着場）の整備、関係機関との連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立するものとする。

(3) 集団救急事故対策

集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携により実施する。

5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

(1) 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所にお

いても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(2) 救出・応急手当能力の向上

ア 救出资機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出资機材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達を推進する。

また、町はこうした地域の取り組みを支援する。

イ 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。町はその指導助言にあたりとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、町は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

6 消防計画の作成と指導強化

国が定める基準に従い消防計画を作成する。特に、隣接消防機関との応援計画等については十分な検討を加えて有機的な消防活動ができるよう努めるものとする。

(1) 火災原因調査

火災予防対策を推進するため、町は、積極的に火災原因の究明調査をするものとする。

第3 医療救護活動への備え

健康増進課、県、医療機関

■基本事項

1 趣旨

地震・津波等の災害時においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。

これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、県、町及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る。

2 留意点

(1) 情報伝達体制の確立

大災害発生時には公衆回線の途絶、輻そう等が十分予想される。そのために、平常時から無線等津波時災害医療に係る情報連絡体制を確立しておくことが必要である。

(2) 災害医療専門家の養成

災害時において、限られた医療資源が十分に活用されるためには、災害医療の知識と経験の豊富な専門家の養成を図るとともに、病院レベルでの災害対策の強化が必要である。

3 対策体系

医療救護活動への備え	○医療救護施設の確保
	○後方医療施設の整備

	○医薬品等の確保【県】
	○医療機関間情報網の整備
	○医療関係者に対する訓練等の実施
	○医療関係団体との協力体制の強化

■対 策

1 医療救護施設の確保

(1) 医療救護施設の耐震性の確保

町は、医療救護の活動上重要な拠点となる町保健センター等の医療救護施設について計画的に耐震診断を行い、必要に応じ、耐震・免震改修を行う。

また、災害時に医療救護を担う災害拠点病院等の施設においても、建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震診断や耐震・免震改修に努めるものとする。

(2) ライフライン施設の代替設備の確保

ア 自家発電装置の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合でも、診療能力を維持するため、3日分程度の電気供給が可能な自家発電装置の整備を図ることとする。

県は、病院における自家発電装置の整備及び燃料補助タンクの増設を促進する。

イ 災害用井戸等の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、病院においては、自家用の井戸を確保する必要がある。また、受水槽（貯水槽）の耐震性の強化等により、貯水されている水の漏洩防止対策を図るとともに、容量拡充を図ること。

町は、病院に対して災害用井戸の整備あるいは受水槽の耐震化等を促進する。

2 後方医療施設の整備

(1) 災害拠点病院の整備

県は、被災地の医療の確保、被災した地域の医療支援等を行うための災害拠点病院として、基幹災害医療センターを2か所、地域災害医療センターを16か所指定している。

災害拠点病院としては次の支援機能を有することとしている。

ア 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱症等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能。

イ 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応。

ウ 自己完結型の医療救護チームの派遣機能。

エ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能。

オ 研修機能（基幹災害医療センターのみ）

災害拠点病院の整備基準に基づき、救急診療に必要な診療棟の耐震構造、患者の多発時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の収納スペース、電気等のライフラインの維持機能、ヘリポートなどの施設整備及び救命医療を行うために必要な診療設備、広域災害・救急医療情報システムの整備、自己完結型の医療救護に対応できる携行用の応急医療資器材等の設備整備を促進する。

また、災害拠点病院においては、食料、飲料水、医薬品、非常用電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

【資料編P13 **資料13** 茨城県災害拠点病院】

- (2) 災害派遣医療チーム（以下「DMA T等の支援団体」という。）指定医療機関の指定
県は、津波等による大規模な災害の急性期（概ね48時間）における被災地で救助・治療
を行うDMA T等の支援団体を派遣するDMA T指定医療機関を指定し、大規模災害への
対応を図る。

【資料編P13 **資料14** 茨城県内のDMA T指定医療機関】

3 医薬品等の確保【県】

(1) 医療用医薬品の確保

県は、茨城県医薬品卸業組合との委託契約の締結により、想定される負傷者や被災者に
当面必要な医療用医薬品等を流通備蓄により確保するとともに、緊急時における医薬品供
給のための連絡体制について医療機関等への周知を図り、津波災害時における救急医療へ
の対応に備えることとしている。

また、備蓄品目については、医療の実情に合うものとするため、定期的な見直しが必要
である。

(2) 輸血用血液製剤の確保

県及び茨城県赤十字血液センターは、津波災害時における医療機関からの緊急な要請に
対応できるよう輸血用血液製剤の確保に努めるとともに、連絡、協力体制を図っておくこ
ととしている。

なお、県及び赤十字血液センターは、医療機関に対し、随時、輸血用血液製剤の供給可
能量について情報提供を行うとともに、状況に応じて、救急医療における輸血を優先し、
輸血用血液製剤の適正使用について依頼する。

(3) 医療用ガスの確保

県は、日本産業・医療ガス協会本部の協力を得て、協定書に定めるところにより、災害
救助に必要な生命確保に関与する医療用ガスの確保を行うとともに、緊急時における連絡
体制の整備に努めることとしている。

(4) 医療機器の確保

県は、茨城県医療機器販売業協会の協力を得て、協定書に定めるところにより、災害救
助に必要な生命確保に関与する医療機器の確保を行うとともに、緊急時における連絡体制
の整備に努めることとしている。

4 医療機関間情報網の整備

(1) 広域災害医療情報ネットワークの充実

県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等を活用し、平常時における応需
状況のほか、災害時には県域を越えて広域的に医療機関の稼働状況、医師・看護師等医療
スタッフの状況、ライフラインの確保及び医薬品の備蓄状況等災害医療に係わる情報の収
集、提供を行うこととしている。

病院は、電力・通信が寸断された場合でも、EMISが入力出来るよう、データ通信が
可能な通信機器（衛星電話等）の整備促進に努める。

(2) 医療機関間連絡網の整備

県は、災害時に各病院間で連絡がとれるよう緊急連絡網を整備するとともに、関係者に
よる災害医療保健対策会議を随時開催するなどにより災害時における連携強化を図る。

また、病院は、衛星携帯電話の設置等非常時の通信手段の整備に努める。

(3) 後方医療施設との連携体制の整備

本町に所在する病（医）院は、災害時における地域の医療拠点として、災害時における

情報連絡や負傷者の搬送について協議の上体制を確立し、そのために必要となる設備機器について整備を促進するものとする。

5 医療関係者に対する訓練等の実施

(1) 消防計画の作成

医療機関は、災害により陥る様々な場合に応じて、適切な対応が行われる必要がある。したがって、消防法第8条の規定に基づき防災体制、災害時の応急対策、入院患者への対応策、患者を受け入れる場合の対応策等について留意し、消防計画を作成するものとする。

(2) 病院防災マニュアルの作成

病院防災にあたっては、災害により病院が陥る様々な場合分けに応じて、適切な対応が行われる必要がある。

病院は、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、医薬品、食料・水・物資・燃料等の備蓄及び確保等について留意した病院防災マニュアルを作成するとともに、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）の策定に努める。

なお、この内容について定期的に検証し、必要に応じて見直しを図る。

(3) 医療関係者に対する防災訓練の実施

防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、消防計画の職員への周知徹底が必要である。病院は、年2回以上の消防訓練を実施する。

防災訓練の実施にあたっては、夜間時の発災を想定した訓練も交えて実施するとともに、地域の防災関係機関や地域住民との共同による訓練実施にも努める。

また、医療関係団体は、病院、県及び町が実施する防災訓練に積極的に参加する。

6 医療関係団体との協力体制の強化

県及び町は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。

医療関係団体は、県・町が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

さらに、協議会の設置または会議等を通じ、平時より相互の連携を図る。

第4 被災者支援のための備え

生活環境課、住民課、まちづくり推進課

■基本事項

1 趣旨

発災後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、受入れ保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

また、住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていくものとする。

2 留意点

(1) 協力体制の整備

直下型地震など被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、避難所の開設並びに生活救援物資の供給について、相互利用及び相互応援ができることが望ましい。このため、災害時に近隣市町村やその他関係機関と連携が図れるよう協力体制を整備しておくことが必要である。

また、県内全域が被災するような大規模な災害が発生した場合には、近隣市町村やその他関係機関と連携が機能しないという認識に立って他の都道府県や遠方の市町村等との広域連携体制を整備しておく必要がある。

(2) 被害を想定した対策の対応

備蓄・調達数量の目標値は、過去の災害事例や災害被害想定に基づいて設定する。

(3) ライフライン施設の被害に対応した備蓄品目の確保

電気、水道、ガス等町民生活に必要不可欠なライフライン施設の供給停止等に対応した食料、飲料水及び毛布等生活必需品を確保することが必要である。

(4) 発災時の確実かつ迅速な対応及びリスクの分散

災害時に確実かつ迅速な対応を図るため、町防災備蓄倉庫以外に、各避難場所での分散備蓄を行い、災害時のリスクを分散させる必要がある。

(5) ニーズに応じた調達・確保

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することをふまえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、夏期には扇風機等、冬期には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実状を考慮した物資の調達・確保を行う必要がある。

(6) 要配慮者に配慮した備蓄・調達

高齢者、乳幼児等要配慮者に配慮した備蓄品目を選定し、必要量を確保することが必要である。

3 対策体系

被災者支援のための備え	○避難関連施設の整備
	○指定緊急避難場所・指定避難所の指定
	○食料、生活必需品等の供給体制の整備
	○応急給水・応急復旧体制の整備
	○り災証明書等の交付体制の整備

■対 策

1 避難関連施設の整備

(1) 避難場所

町は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を行う。

ア 避難場所は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。

イ アの避難場所は、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

(2) 津波避難ビルの整備・指定

ア 町は、津波災害警戒区域内等において、民間施設を含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、以下の基準を考慮するものとする。

津波浸水想定に定める水深に係る水位に、建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位を「基準水位」として明らかにし、その水位以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物を指定するように努めるものとする。

イ 民間施設等の津波避難ビルの指定にあたっては、あらかじめ施設管理者と管理協定を締結することなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

(3) 避難路の確保

町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、次に掲げる点に留意し、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

ア 整備にあたっては、いち早く高台に上るための避難階段や最短経路で逃げるための避難路となるよう配慮する。

イ 避難路の整備に当たっては、以下のことを十分考慮するものとする。

(ア) 地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等とあわせ、建築物の倒壊、土砂災害、液状化等による寸断されないよう耐震化を実施し、安全性の確保を図るものとする。

(イ) 避難場所が河川や丘陵沿いにある場合に、大きく迂回する必要があることや、避難路の途中で危険箇所がある場合は災害時の通行に支障となりうることを。

2 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

(1) 指定緊急避難場所の指定

町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所については、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設、または周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

町は、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るとともに、効率的な運営を行うための避難所運営マニュアルの整備に努めるものとする。

指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとし、設置場所としては、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館等の公共建築物とする。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配

慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

なお、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用や民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空屋等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(3) 福祉避難所の指定

町は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努める。

(4) 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保

町は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、特に、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施した結果に基づき、必要に応じて補強や改築に努めるものとする。

なお、大規模な地震や津波が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておくものとする。

【資料編P14 **資料15** 避難所、避難場所等の考え方】

【資料編P15 **資料16** 避難所等一覧】

(5) 近隣市町村等との協力体制の整備

被害が町内に限られる様な災害が発生した場合には、避難所の開設について、近隣市町村等との相互利用及び相互応援ができることが望ましい。このため、災害時に近隣市町村やその他関係機関と連携が図れるよう協力体制を整備しておくものとする。

(6) 被災者情報システムの整備

町は、避難者の状況を迅速かつ的確に把握するため、県が実施する避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等についての被災者情報システム等の整備にあわせ、システムの導入を図る。

(7) 特設公衆電話回線の整備

東日本電信電話株式会社（茨城支店）は、避難所に指定された学校等に、特設公衆電話回線を整備する。

3 食料、生活必需品等の供給体制の整備

(1) 備蓄に関する基本的な考え方

ア 協力体制の整備

被害地域が限られるような津波災害が発生した場合には、生活救援物資の供給について相互応援ができることが望ましい。したがって、近隣市町村やその他関係機関との間で、災害時の物資調達・供給の協力体制を整備する。また、避難所生活等において不足する食料、生活必需品については、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努める。

イ 備蓄数量の設定

備蓄調達数量の目標値は、過去の災害事例や地震被害想定に基づいて設定する。

ウ 備蓄品目の選定

電気、水道、ガス等住民生活に必要な不可欠なライフライン施設の供給停止等に対応して加熱不要の食料、飲料水、毛布等生活必需品の品目を選定し、必要量を確保することが必要である。また、高齢者、乳幼児等の避難行動要支援者（要配慮者）に配慮した備蓄品目を選定し、必要量を確保することが必要である。

エ 分散備蓄の実施

災害時におけるリスクを少なくし、発災時の迅速な対応を図るため、町防災備蓄倉庫以外に、各避難場所での分散備蓄を行う。

(2) 食料の備蓄並びに調達体制の整備

町は、想定されるり災人口の概ね3日分を目標として食料等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設またはその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施することとする。

(食料備蓄の品目)

- ア 主食 パン、乾パン、おかゆ、即席メン等
- イ 副食 缶詰、野菜、漬物、飲料（缶、ペットボトル等）
- ウ 調味料 味噌、しょうゆ、塩、砂糖等
- エ 乳児給与 粉ミルク

※ 飲料水は1人あたり概ね3リットル／日とする。

備蓄の確保にあたっては、地域における生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパーその他販売業者等との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要があるが、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努めるものとする。

また、町において、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者や障害者等の要配慮者への配慮、アレルギー対策等を考慮するものとする。

(3) 日常生活用品の備蓄並びに調達体制の整備

日常生活に欠くことのできない、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与または貸与するものとし、必要量を指定避難所に指定されている各施設に備蓄する。

- ア 寝具 (毛布等)
- イ 日用品雑貨 (石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ごみ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、紙おむつ等)
- ウ 衣料品 (作業服、下着（上下）、靴下、運動靴等)
- エ 炊事用具 (鍋、釜、ヤカン、包丁、缶切等)
- オ 食器 (箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ等)
- カ 光熱材料 (ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス器具一式、コンロ等付属器具、卓上コンロ等)
- キ その他 (ビニールシート等)

(4) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

町は、避難所またはその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めるものとする。

また、指定避難所となる施設において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。

- ア 食料、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む）
- イ 生活必需品
- ウ ラジオ、テレビ
- エ 通信機材（衛星携帯電話、災害時用公衆電話、町防災行政無線を含む）
- オ 放送設備
- カ 照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む）
- キ 炊き出しに必要な機材及び燃料
- ク 給水用機材
- ケ 救護所及び医療資機材（常備薬含む）
- コ 物資の集積所（備蓄倉庫等）
- サ 仮設の小屋またはテント、仮設のトイレ、マンホールトイレ
- シ 工具類

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障害者等の要配慮者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や男女双方への配慮を積極的に行っていくものとする。

(5) 避難所の生活環境の整備に必要な物資の備蓄

被災後の被災者の生活を考慮して、必要な物資の備蓄の確保に努める。

- ア マット、カーペット、簡易ベッド
- イ パーテーション
- ウ 冷暖房用機器
- エ 洗濯機・乾燥機、洗濯干場
- オ 仮設風呂・シャワー
- カ テレビ・ラジオ
- キ 簡易台所、調理用品
- ク その他必要な設備・備品

(6) 住民及び地域、事業所等の備蓄

ア 住民及び地域

住民及び地域では、災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶、町舎被災等による支援の途絶等を想定し、前記(2)食料の備蓄並びに調達体制の整備及び(3)日常生活用品の備蓄並びに調達体制の整備に掲げる品目等、必要な物資を概ね3日分備蓄するとともに災害時に非常持出ができるよう努めるものとする。

イ 事業所等

災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資を概ね3日分備蓄するよう努めるものとする。

4 応急給水・応急復旧体制の整備

(1) 行動指針の作成

(水道事業者等)

水道事業者等が応急給水・応急復旧の行動指針として定めておくべき事項は次のとおりとする。

なお、行動指針は職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じ見直すものとする。

●緊急時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所を含む。）、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること

と。

- 県及び他の都道府県域から支援者、厚生労働省、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること。
- 外部の支援者に期待する役割とその受け入れ体制を定めること。
 - ・集結場所、駐車場所、居留場所
 - ・職員と支援者の役割分担と連絡手段
- 住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること。
 - ・緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底
 - ・災害規模に応じた断水時期の目処
 - ・住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法
- 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。
 - ・指揮命令系統の整った支援班の編成
 - ・自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行

(2) 応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

水道事業者等は、地震や津波により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、応急給水資機材の備蓄・更新及び調達体制の整備を行うものとする。

(品 目)

- ア 給水タンク車 (1台)
- イ 給水タンク (2基)
- ウ ポリ容器 (10個)
- エ ポリ袋等 (2,700枚)

また、特に災害に備え、給水地域の各家庭において容量10～20リットルのポリ容器を常備しておくよう町民に周知徹底を図るものとする。

(3) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備

避難所またはその周辺地域において、飲料水兼用耐震性貯水槽及び井戸の整備に努める。

(4) 検査体制の整備

町は、井戸水等を飲用しなければならない場合に、飲用の適否を調べるため、水質検査が行える体制を整備しておくものとする。

5 り災証明書の交付体制の整備

町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努めるものとする。

県は、町と協力して、被災者生活再建支援システムを構築・運用するとともに、市町村の各担当者向けにシステム操作研修や建物被害認定調査、被災者台帳を活用した被災者支援等に係る研修機会を設けること等により、り災証明書の迅速な交付と適切な被災者支援を図るものとする。

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付するものとする。

第5 要配慮者安全確保のための備え

都市建設課、生活環境課、福祉課、住民課、各施設管理者

■基本事項

1 趣旨

近年の災害では、要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報が理解できない外国籍住民など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、町及び県、要配慮者を入所させる施設等管理者等は、津波災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

また、町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、誰が見ても分かりやすい防災標識の設置等要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

さらに、町内への一時滞在者の安全確保（避難場所等）についても、観光協会等との連携を図り事前の連絡体制や協力の整備を図っておくものとする。

2 留意点

(1) 要配慮者の状況把握

津波災害時に迅速な救助活動を実施するためには、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者の所在等の状況について把握しておくことが必要である。

(2) 夜間、休日等の対応

津波発生時期は、事前には特定できないため、夜間、休日等考えうる最悪の場合にも対応できるよう、要配慮者の安全確保体制の整備を行うことが必要である。

(3) 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の整備

広域にわたって被害をもたらす津波災害に対しては、行政とともに地域の住民やボランティア等が協力しあい、一体となって要配慮者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。このため町及び県は、あらかじめ施設等管理者、近隣住民、自主防災組織等との協力体制やボランティア等とのネットワークを整備しておくことが必要である。

3 対策体系

要配慮者安全確保対策	○要配慮者に配慮した社会環境整備
	○社会福祉施設等の安全体制の確保
	○在宅要配慮者の救護体制の確保
	○要配慮者の避難所等における支援体制の確保
	○外国籍住民に対する防災対策の充実

■対 策

1 要配慮者に配慮した社会環境整備

(1) バリアフリー化の促進

路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車椅子にも支障のない出入口のある

避難所の整備、誰が見ても分かりやすい防災標識等、要配慮者に配慮した防災基盤の整備、及び都市施設全般のバリアフリー化を促進していくものとする。

2 社会福祉施設等の安全体制の確保

(1) 防災組織体制の整備

施設等管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図るとともに、地震・津波防災応急計画を作成する。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

町及び県は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、また地震・津波防災応急計画作成についての指導・助言を行い、施設入所者等の安全を図る。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

町は、福祉関係団体と要配慮者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図るとともに同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。

また施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な助言を行う。

(3) 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設等管理者は、震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるものとする。

また、町及び県は要配慮者の避難所の拠点となる公立社会福祉施設について、施設入所者の安全を図るため、計画的に耐震診断を行い必要に応じ耐震補強工事を行う。

(4) 防災資機材の整備、食料等の備蓄

施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。町及び県は、要配慮者の避難所ともなる社会福祉施設等に対し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間または休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

3 在宅要配慮者の救護体制の確保

(1) 避難行動要支援者状況把握

町は、要配慮者のうち自ら避難することが困難な避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるとともに、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- (ア) 介護保険要介護（3～5）の認定を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳（1、2級）の交付を受けている者。
ただし、心臓機能障害のみで該当する者を除く。
- (ウ) 療育手帳（㉔、A）の交付を受けている者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者
- (オ) 障害福祉サービスを受けている指定難病患者
- (カ) 上記以外で町長が支援の必要を認めた者

イ 避難支援等関係者となる者

- (ア) 大洗町消防本部・消防署
- (イ) 大洗町消防分団
- (ウ) 水戸警察署
- (エ) 民生委員・児童委員
- (オ) 大洗町社会福祉協議会・大洗町地域包括支援センター
- (カ) 自主防災組織
- (キ) その他町長が必要と認める者

ウ 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報とその入手方法

- (ア) 個人情報
 - a 要支援者の氏名
 - b 支援者の生年月日
 - c 要支援者の性別
 - d 要支援者の住所または居所
 - e 要支援者の電話番号その他の連絡先
 - f 要支援者が避難支援等を必要とする事由
 - g 上記のほか、避難支援等の実施に町長が必要と認める事項

(イ) 入手方法

アの(ア)～(オ)は、町が対象者の抽出を行い、民生委員・児童委員、大洗町社会福祉協議会及び大洗町地域包括支援センター等（以下「民生委員等」という。）の協力を得て、平常時における避難行動要支援者名簿の提供可否の確認及び必要な個人情報の入手を行う。

エ 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

- (ア) 新たに該当した者を避難行動要支援者名簿に追加する。
- (イ) 転居若しくは死亡した者または社会福祉施設若しくは病院等へ長期入所（入院）した者は、避難行動要支援者名簿から削除する。
- (ウ) 避難行動要支援者名簿に追加した対象者については、民生委員等の協力を得て、平常時における避難行動要支援者名簿の提供可否の確認及び必要な個人情報の入手を行う。

オ 避難行動要支援者名簿の情報提供に際し、情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講じる措置

- (ア) 町が求める措置
 - a 避難行動要支援者名簿の取扱いは情報漏えいに注意し、避難支援の目的以外には使用しない。
 - b 避難行動要支援者名簿は、施錠できる場所で保管し、必要のない複製は行わない。

- 避難支援等関係者には、災害対策基本法に基づく秘密保持義務があり、避難支援等関係者が亡くなった後も同様である。

(イ) 町が講じる措置

個人情報漏えい防止のため、町は避難支援等関係者と避難行動要支援者名簿の取扱いに関する協定を締結する。

カ 要支援者が円滑に避難のために立ち退くことができるための通知または警告の配慮
第3章第4節第2「避難指示・誘導」を準用する。

キ 避難支援等関係者の安全確保

要支援者に避難行動要支援者名簿の提供の同意を得る段階で、町からの通知または警告により適切に避難すること、避難支援等関係者は全力で支援しようとするが、助けられない可能性もあること等への理解を得る。

町は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(2) 地震・津波発生時の情報提供、緊急通報システムの整備

町及び県は、震災時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、FAXなど通信装置の給付や障害者団体との連携により情報伝達体制の確立に努める。町は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達体制の整備に努める。また、町は、震災時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備を図る。

(3) 相互協力体制の整備

町は、民生委員を中心として、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織など）、避難行動要支援者を対象とする介護事業所等職員やボランティア組織などとの連携により、要配慮者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

町は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して個別避難計画（避難行動要支援者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報）の策定に努める。

(4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

町は、近隣住民（自主防災組織）、介護事業所やボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、要配慮者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発を図る。

4 要配慮者の避難所等における支援体制の確保

町及び県は、災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）が災害発生時に迅速な派遣及び受入れが可能となるよう、DWATに参加する福祉専門職、避難所運営の関係者に対する研修を推進するものとする。

5 外国籍住民に対する防災対策の充実

(1) 外国籍住民の所在の把握

町は、災害時における外国籍住民の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように、出入国及び在留の管理を実施し、外国籍住民の人数や所在の把握に努めるものとする。

(2) 外国籍住民を含めた防災訓練の実施

平常時から外国籍住民の防災への行動認識を高めるため、外国籍住民を含めた防災訓練を積極的に実施するものとする。

(3) 防災知識の普及・啓発

日本語を理解できない外国籍住民のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国籍住民との交流会や外国籍住民雇用事業所等様々な交流機会や受け入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

(4) 災害時マニュアルの携行促進

町は、外国籍住民が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。

(5) 外国籍住民が安心して生活できる環境の整備

ア 外国籍住民相談体制の充実

外国籍住民が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるような体制を整備するものとする。

イ 外国籍住民にやさしいまちづくりの促進

町は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、多言語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国籍住民にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

ウ 外国籍住民への行政情報の提供

町、県及び県国際交流協会は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国籍住民に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット等、各種広報媒体を利用して多言語による情報提供を行うものとする。

エ 外国籍住民と日本人とのネットワークの形成

町は、外国籍住民にも日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流会の提供を行い、国籍による隔てのない地域コミュニティネットワークの形成に努めるものとする。

オ 語学ボランティアの確保

県国際交流協会は、災害時に語学ボランティアとしての活動を希望する者の登録と研修を行い、語学ボランティアが迅速に活動できる体制整備に努めるものとする。

また、県国際交流協会は、災害発生時における語学ボランティアの受入・活用を円滑に行うため、「サポーターバンク」としての機能を備えておくものとする。

カ 語学ボランティアの支援

災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国籍住民との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめ県を通じて、町社会福祉協議会は受入れ窓口を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努めるものとする。

第6 衛生対策

生活環境課、健康増進課、都市建設課

■基本事項

1 趣旨

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃ごみ、生ごみ、し尿等）の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の処理施設の被害、通信、交通の輻そう等を十分考慮した上で、町は、大量の廃棄物やし尿の処理を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。

なお、清掃事業は、町が個別に行う事業であるため、被災地域が局地的となるような場合は、特に、市町村での協力が有効である。このため、近隣市町村、また、民間の関連事業者に対しても応援を要請できるようあらかじめ広域処理体制を整備しておくものとする。

2 留意点

(1) 処理体制の整備

災害時には、がれきを中心としてごみ、し尿等の発生が予想される。がれき等の集積方法や運搬方法など想定される対策を日頃から確認しておく必要がある。

(2) 施設の整備

災害時には、ごみ処理施設等の処理施設の被災も想定されることから、施設の耐震性、耐浪性の確保や広域的な処理体制の整備を進める必要がある。

3 対策体系

衛生対策	○ごみ処理
	○し尿処理
	○防疫対策
	○障害物の除去

■対 策

1 ごみ処理

(1) ごみ排出量の推定

災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの（建物崩壊、火災による建物の焼失）と一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定するものとする。

(2) 作業体制の確保

迅速に処理を行うため、平常時作業員に加えて臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運送事業者等に対し、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制について整備しておくものとする。

2 し尿処理

倒壊家屋や焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、早急に

収集処理を行うことが必要である。このため、町は、被災家屋を想定した汲取り式便槽のし尿排出量をあらかじめ推計するとともに、し尿処理について、市町村間の応援、し尿処理関連業務に対する協力体制についても整備しておくものとする。

3 防疫対策

災害における衛生環境の悪化や、被災者の身体的・精神的な抵抗力の低下を背景として、被災地に伝染病等が発生する可能性があるため、感染症などの蔓延及び食中毒発生の未然防止を図るためあらかじめ県保健福祉部（保健所）と協議し、必要な消毒薬・器具器材の確保が迅速にできる防疫体制を整備しておくものとする。

4 障害物の除去

災害時における障害物の除去、解体及び瓦礫等処理を迅速に行うための体制をあらかじめ整備しておくものとする。また、民間の廃棄物処理業者、建設業協議会及び近隣市町村と災害時における人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておくものとする。

第7 燃料不足への備え

商工観光課

■基本事項

1 趣旨

災害の発生に伴い、本町への燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、県や県石油業協同組合等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両をあらかじめ指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、住民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。

2 留意点

(1) 連絡体制の整備

大規模な津波が発生した場合には、電話の輻そう等による通信の断絶が危惧されるため、あらかじめ、県、町、県石油業協同組合等の間で連絡方法を複数用意するとともに、日頃から確認しておく必要がある。

(2) 燃料の優先供給を行うべき重要施設の指定

災害時において、優先的に燃料を供給すべき町庁舎や病院等の重要な施設をあらかじめ指定し、自家発電用燃料の供給方法を定めておくことが必要である。

(3) 応急復旧等を実施する車両の指定

災害時において、応急復旧や住民の生活を維持するために優先的に燃料を供給すべき車両をあらかじめ指定するとともに、優先供給するための給油所も指定しておくことが必要である。

(4) 住民への普及啓発

応急対策や町民生活の維持のために必要な施設や車両への燃料供給の制度について、住民への理解を促進するとともに、災害に備え、住民や事業者に対し、燃料の備蓄等自らできる備えについての啓発を行う必要がある。

3 対策体系

燃料不足への備え	○燃料の調達、供給体制の整備
	○重要施設・災害応急対策車両等の指定
	○災害応急対策車両専用・優先給油所の指定
	○平常時の心構え

■対 策

1 燃料の調達、供給体制の整備

県は、災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持に必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう、あらかじめ、県石油業協同組合と協定を締結することとしている。

町もこれにあわせ、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、あらかじめ、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

(1) 重要施設の指定

町は、災害発生時においても、その機能を維持する必要がある重要施設をあらかじめ指定しておく。

(2) 災害応急対策車両の指定

町は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、あらかじめ指定しておく。

また、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカーを作成し備えておく。

(3) 重要施設・災害応急対策車両管理者等の責務

重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行う。

災害応急対策車両に指定された車両の所有者または使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め、重要施設及び災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

町及び県は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用または優先により給油を受けるべき給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

町及び県から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、町及び県と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

4 平常時の心構え

町は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

(住民、事業所)

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

第4節 防災教育・訓練

第1 防災教育

生活環境課、消防本部、学校教育課

■基本事項

1 趣旨

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であることから、住民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、町、県、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められることから、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

2 留意点

(地震災害)

(1) 体験重視の教育

テキスト中心の教育では十分な教育効果が得られにくいため、できるだけ体験・参加型の教育が必要である。

(2) 幅広い教育

防災はすべての人々に関連のあるテーマであるため、学校教育、社会教育のあらゆる機会を通じて幅広い層に対する教育を実施していく必要がある。特に災害時の地域活動の中心となる自主防災組織、事業所を通じた教育が必要である。

(3) 防災思想の普及、徹底

教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

(津波災害)

(1) 防災意識の向上のための普及啓発

津波は第一波より第二波以降の方が大きくなる可能性があることや、想定を超える津波が襲来することが有り得ることなど、住民自らの避難行動につながるような正確な知識の普及啓発を図る必要がある。

(2) 津波ハザードマップの活用

ハザードマップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。

また、ハザードマップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

(3) 津波防災意識の向上のための防災教育

どのような状況であっても一目散に高台等へ避難する意識を基本とした防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

3 対策体系

防災思想・知識の普及	○防災教育
------------	-------

	○津波ハザードマップの充実、活用
	○避難誘導標識等による啓発

■対 策

1 防災教育

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(1) 住民への防災教育

ホームページやTwitter、LINE、Yahoo!防災速報などの民間アプリなどを活用して、住民に対し、避難行動や津波の特性に関する知識の普及啓発、津波災害の危険性等の周知を図るとともに、「防災週間」、「津波防災の日」及び防災関連行事等を通じて、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

ア 避難行動に関する知識

- (ア) 本町に限らず沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れを感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- (イ) 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があること
- (ウ) 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- (エ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど

イ 津波の特性に関する情報

- (ア) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- (イ) 第一波よりも、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
- (ウ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生のある可能性があることなど

ウ 津波に関する想定・予測の不確実性

- (ア) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- (イ) 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
- (ウ) 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
- (エ) 避難場所・避難所の孤立や避難場所・避難所自体の被災も有り得ることなど

エ 家庭での予防・安全策等

- (ア) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (イ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (ウ) 津波発生時の家庭内の連絡体制や避難経路の取決めの確保

オ 警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動

- (ア) 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して直ちに避難すること
- (イ) 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
- (ウ) 標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警

報でも避難すること

(エ) 海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難することなど

(2) 児童生徒への防災教育

ア 継続的な防災教育の実施

幼稚園、小学校、中学校（以下「学校」という。）においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する正しい知識を身に付けるための防災教育を実施する必要がある。

イ 継続的な避難訓練の実施

津波の発生の恐れのある場合または津波が発生した場合に、迅速に避難行動ができるよう、津波被害の恐れのある地域にある学校等においては、津波の発生を想定した避難訓練を、定期的かつ継続的に実施するものとする。また、訓練をより効果的にするため、家庭・地域や関係機関との連携についても考慮するものとする。

2 津波ハザードマップの充実、活用

(1) 津波ハザードマップの充実及び住民への周知

町は、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップについて、常に充実を図り、住民等に対し周知を図るものとする。

また、転入者等に対しても転入手続きの際にハザードマップを渡し、内容の説明をするなど、区域内の全ての住民にハザードマップの内容を周知するための配慮をするものとする。

(2) 津波ハザードマップの活用

津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努めるものとする。

(3) 掲載内容の充実

津波ハザードマップの作成に当たっては、津波・高潮ハザードマップ研究会（事務局：内閣府等）や県が作成した津波・高潮ハザードマップマニュアルを参考にするなど、浸水予定区域、避難場所、避難経路、予測最大浸水深、予測到達時間、避難時の危険箇所、その他の防災情報等を記載し、高台に避難するということを基本に、住民が自ら考えて安全な場所に避難することができるようなものとなるよう努めるものとする。

(工夫の例)

ア 自分のいる場所からどこに逃げれば良いかを判断できるよう、緊急避難場所や、標高を示す。

イ 自分の居住する地域を切り取り、冷蔵庫等に貼り常に見られるようにする。

ウ 自分の家族の避難場所、集合場所、名前、連絡先を書き込めるスペースをつくる。

エ 安否確認による避難の遅れを避けるため、行先を書き込めるスペースをつくる。

オ 津波の際に、自分や家族がどのように行動するかを自ら意識してつくれるようなものを付属させる。

カ ハザードマップの浸水想定にとらわれず、とにかく高いところに避難するようなメッセージを記載する。

(4) 住民とのリスクコミュニケーション

想定を超えた津波が有り得ることなど、津波発生時に刻々と変わる状況に、住民等が自ら考え臨機応変な避難行動を取ることができるよう、ハザードマップの内容の周知と併せ

て、防災教育や啓発活動などを通じて住民とのリスクコミュニケーションに努めるものとする。

(5) 海水浴客や観光施設利用者など一時滞在者への周知

沿岸部以外の地域から訪れた海水浴、釣り等のレクリエーション客や観光施設の利用者等に対し、津波発生の際の避難経路や避難場所等について、津波ハザードマップの配布、観光施設や宿泊施設への掲示等により周知を図るものとする。

3 避難誘導標識等による啓発

過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行うものとする。なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意すること。

（取組みの例）

- (1) バス会社の協力によるバス停留所標識に避難する際の目安となる海拔標識を取り付ける。
- (2) 道路標識の標識柱に海拔標示を示した津波避難誘導看板や浸水想定区域の表示を設置する。
- (3) 町内の電柱に標高表示をし、多くのところで標高が目につくようにする。
- (4) 避難場所の入り口に、良く見えるような看板を設置し、太陽電池等で夜間でもわかるようにする。
- (5) 海岸等に浸水想定区域や避難場所、避難路などを示した看板を設置する。

※その他訓練の詳細については、「第2章 地震・津波災害予防計画 第4節 防災教育・訓練 第2 防災訓練」に準じるものとする。

第2 防災訓練

生活環境課、消防本部、学校教育課、県

■基本事項

1 趣旨

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと地震・津波発生時の対応行動の習熟が図れるよう、緊急地震速報を活用するなど災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

訓練は形式的にならず、リアリティーのあるものとする。安全性の確保を前提とするが、その範囲内で実践的な訓練環境を作り出し、体験することにより、災害対応力の強化を図るものとする。

2 留意点

(1) 実践的な訓練の実施

訓練実施の際にはリアリティーが大切である。安全性の確保は前提であるが、その範囲内で実践的な訓練環境を作り出し、参加者自身の判断も求められる内容も盛り込み、体験することにより、災害対応力の強化を図る必要がある。

(2) 図上訓練による対策検証

具体的な状況想定に基づく図上での対策シミュレーションの実施は、防災要員の計画内容の習熟に効果的であるばかりでなく、計画自体の検証、関係機関間での役割の明確化等の副次的な効果が高い。

(3) 地域の実状に即した訓練の実施

地震・津波被害は地域によりその様相が大きく異なる。そこで地盤、土地利用、建築物状況、道路状況、人口流動及び防災施設状況等の地域の特性を踏まえた訓練計画を作成していく必要がある。

3 対策体系

防災訓練	○総合防災訓練
	○防災訓練の実施
	○町及び防災関係機関等が実施する訓練
	○事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

■対 策

1 総合防災訓練

(1) 訓練種目

- ア 災害対策本部設置、運営
- イ 交通規制及び交通整理
- ウ 避難準備及び避難誘導、避難所の設置・運営
- エ 救出・救助、救護・応急医療
- オ ライフライン復旧
- カ 各種火災消火
- キ 道路復旧、障害物排除
- ク 緊急物資輸送
- ケ 無線による被害情報収集伝達
- コ 要配慮者の支援（避難所への避難等）
- サ 応急給水活動

また、訓練にあたっては、展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

(2) 訓練参加機関

県内の多くの市町村、防災関係機関が参加するほか、自主防災組織、ボランティア組織、一般県民に対しても広く参加が呼びかけられる。応援の派遣、受入れを中心とした他県との合同の訓練も行われる。

町は、県で実施する総合防災訓練に積極的に参加する。

2 防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

町及び県は、海岸及び港湾の管理者や防災関係機関と協力・連携し、要配慮者を含めた住民の参加による情報伝達訓練や避難訓練を積極的に実施するものとする。

津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

また、本町では多くの海水浴場を抱え、多くの海水浴客や観光客が訪れることから、その避難を踏まえた訓練についても定期的に実施するものとする。

3 町及び防災関係機関等が実施する訓練

(1) 避難訓練

ア 町による避難訓練

地震、津波時における避難指示及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、町が中心となり警察、消防及びその他の関係機関の参加のもと、自主防災組織及び事業者や要配慮者も含めた住民の協力を得て毎年1回以上実施するものとする。

組織内に限定した訓練のほか、防災関係機関や事業所、住民等が参加する複合的・総合的な訓練を主催するものとする。訓練は、災害時に発生する各種災害の防御と被災者の救援・救護等を中心に以下のような種類を実地または図上において実施する。なお、訓練の時期及び場所は、訓練の種類によって、最も訓練効果のある時期、場所等を選び実施する。また、訓練の実施結果を記録しておくものとする。

(ア) 総合防災訓練

災害時における避難指示及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、町は、以下の各種訓練を総合して、前項の「茨城県総合防災訓練」と同様に、町域に係る防災関係機関、事業所、自主防災組織、住民の参加・協力により、多岐にわたる災害応急対策の訓練を毎年1回以上実施する。

また、様々な立場の防災関係者の参加を促して、具体的な状況想定に基づく図上での対策シミュレーションを実施する。これによって、計画内容の習熟だけでなく、計画自体の検証、関係機関間での役割の明確化等を図るものとする。

(イ) 町全体の避難訓練

災害時における避難指示及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、町が中心となり警察、消防及びその他の関係機関の参加のもと、自主防災組織及び住民の協力を得て、地域住民を安全に避難施設へ避難させるための訓練を、毎年1回以上実施するものとする。

イ 幼稚園、保育所、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

幼稚園、保育所、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等において、幼児、児童、生徒、傷病者、障害者及び高齢者等の避難行動要支援者の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者は定期的に避難訓練を中心とした防災訓練を実施するよう努める。

ウ 学校と地域が連携した訓練の実施

町は学校と連携し、児童・生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

(2) 非常参集訓練

特に勤務時間外の災害発生を想定して、災害に対処するために必要な人員を早期に動員し、活動体制を確立するための非常参集訓練を行う。町は、災害時の迅速な職員参集による即応体制の強化に努めるものとする。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び

情報収集伝達訓練も合わせて実施するものとする。

(3) 通信訓練

災害の発生を想定し、災害情報の収集・伝達及び被害状況の収集・報告等、迅速且つ的確な災害状況の把握を行い防災体制を確立できるよう、定期的に通信訓練を行う。また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、茨城地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図るものとする。

(4) 救助訓練

多数の要救助者及び被災者が発生した場合における人命救助、救出、医療救護、救急及び被災者に対する給水、給食等町民の生命、身体を災害から保護するための訓練を行うものとする。

(5) 消防本部は、定期的に大規模災害を想定した消火、救出・救助及び救急救護訓練を実施するものとする。

(6) 防災関係機関の訓練

各防災関係機関は、町に準じて各種訓練を独自に実施するとともに、必要に応じて、町と共同して訓練を実施するものとする。

4 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的の実施するものとする。

また、地域の一員として、町、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び消防署の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び老人・身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(3) 一般住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、町及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災訓練の実施等、防災行動を継続的に実施するように努めるものとする。

第5節 農地計画

第1 農地計画

農林水産課

■基本事項

1 趣旨

地震・津波災害を想定して、農地や農業用施設への災害を未然に防ぐため、津波発生時に農地等に冠水被害が発生している地域の排水改良等を目的とした以下の対策を実施する。

2 留意点

(1) 総合的な防災対策

災害に強い農地及び農業用施設づくりに向けて、地震、津波災害や風水害等を総合的に勘案した対策を講じるものとする。

(2) 県等との連携

個人の農家だけでなく、営農組合や国・県の事業との調整が必要であり、安全確保のための合意形成や各機関との調整を講じるものとする。

3 対策体系

農地計画	○土地改良事業
	○ため池等整備事業
	○湛水防除事業
	○水質障害対策事業

■対 策

1 土地改良事業

農地は、地域環境の保全、水資源の涵養並びに町民に潤いや安らぎをもたらす緑豊かな自然環境の創造に重要な役割を果たすものであるため、都市的土地利用との整合を図りながら、農業用水の確保、基盤整備、農道整備、排水路整備及び土地改良事業等を推進し、優良農地を保全するものとする。

2 ため池等整備事業

自然的、社会的状況の変化等に対応するため、農業用のため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修または当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設または改修を行う。

3 湛水防除事業

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）において、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設または改修を行う。

4 水質障害対策事業

農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため、用排水路の新設、改修または水質浄化施設の整備を行う。

第 3 章 地震・津波災害応急対策計画

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第1節 初動対応

第1 職員参集・動員

総括部、総務部、全庁

■基本事項

1 趣旨

町及び各機関は、大洗町内において地震・津波災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。地震・津波発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。

2 留意点

(1) 参集基準の明確化及び周知徹底

災害の発生時間が夜間あるいは休日となる場合、津波により情報連絡機能が低下した場合等を考慮し、あらかじめ職員の参集基準をわかり易い形で明確化し、その内容を周知徹底させることにより、災害発生時の参集の遅れや混乱が生じないようにすることが必要である。

(2) 公共交通機関停止時の参集手段の事前検討

大規模な地震・津波が発生した場合、通常利用している公共交通機関が停止することから、その際の参集手段についてあらかじめ検討しておくことが必要である。

(3) 動員のための情報連絡手段の確保

地震発生直後の職員の参集・動員を確実なものにするためにも、携帯電話等の災害時の情報連絡手段を確保しておくことが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

(2) 職員の動員・参集

ア 職員の動員

イ 職員への伝達手段

ウ 動員状況の報告

エ 職員の参集

■対 策

1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

本町において地震・津波が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。そのため町は、基準に基づいて配備体制を発令する。

また、地震発生直後、あらかじめ定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず、速やかに参集し、所定の業務にあたるものとする。

職員の動員体制の決定基準は、町内における地震の規模、津波の予警報、災害の状況等に

より、資料17のとおり定める。

【資料編P17 **資料17** 職員の動員区分】

2 職員の動員・参集

(1) 職員の動員

職員の動員基準を以下のように定め、災害発生時の参集の遅れや混乱が生じないようにするものとする。

ア 職員の動員体制の決定

- (ア) 第1警戒体制及び第2警戒体制については、生活環境課長が決定するものとする。
- (イ) 災害対策連絡会議、第1緊急体制(第1次動員)、第2緊急体制(第2次動員)については、地震情報、津波情報に基づく生活環境課長の報告により、町長が決定するものとする。
- (ウ) 非常体制(第3次動員)については、地震情報、津波情報に基づく生活環境課長の報告により、町長の在庁にかかわらず自動決定とし、職員全員を動員する。

イ 職員の動員

生活環境課長は、アにおける動員体制の決定に基づき、応急対策実施のため、必要な職員の動員を行うものとする。

(ア) 動員の伝達系統

動員の伝達系統は、下記のとおりとする。

- a 緊急時の連絡は、緊急時の連絡体系図による。
- b 第1緊急体制(第1次動員)、第2緊急体制(第2次動員)、非常体制(第3次動員)における連絡は、課毎の連絡網による。

ウ 決定者

上記ア、イの決定者は資料18のとおりとする。

【資料編P18 **資料18** 動員体制の決定者】

(2) 職員への伝達手段

ア 勤務時間中における動員の伝達

- (ア) 災害対策連絡会議及び第1・第2警戒体制については、生活環境課長が電話等により招集するものとする。
- (イ) 第1緊急体制(第1次動員)・第2緊急体制(第2次動員)及び非常体制(第3次動員)については、総務課長が庁舎内放送及び緊急時の連絡体系により招集するものとする。
- (ウ) 総務課長は生活環境課長の依頼により、適宜地震情報を庁舎内放送により職員へ伝達するものとする。

イ 勤務時間外における動員の伝達

- (ア) 生活環境課長は、電話により特別職、本部事務局及び総務課長に動員の連絡をするものとする。
- (イ) 非常体制(第3次動員)については、災害対策本部を自動設置とし、各職員は、震度6弱の地震があったと覚知したときは、動員の連絡の有無にかかわらず、あらかじめ定めた部署へ出動するものとする。
- (ウ) 総務課長は、担当課長に連絡するとともに連絡を受けた課長は緊急時の連絡体系により逐次連絡するものとする。

(3) 動員状況の報告

各課長は、職員の動員状況を速やかに把握し、総務課長に報告するとともに総務課長は

生活環境課長にその旨報告し、生活環境課長は町長に報告するものとする。

(報告事項)

ア 部・班名

イ 動員連絡済人員数

ウ 動員連絡不能人員数

エ 登庁人員数

オ 登庁不能の際、北部地区は大洗小学校、南部地区は南中学校にそれぞれに非常参集した人員

カ その他

(4) 職員の参集

災害の発生時間が夜間あるいは休日となる場合や、地震により情報連絡機能が低下した場合等においても、職員は該当する規定に基づいて的確に行動するものとする。

ア 義務登庁

(ア) 町内の震度が3を記録したときは、生活環境課防災担当職員(第1警戒体制)が消防機関と連絡を取り、被害情報の収集等にあたるものとする。また、被害の有無については町長に報告するものとする。

(イ) 町内の震度が4を記録したときは、生活環境課防災担当職員(第2警戒体制)及び機動班が消防機関と連絡を取り、被害情報の収集等にあたるものとする。また、被害の有無については町長に報告するものとする。

(ウ) 第2警戒体制の時点で、被害が確認された場合や災害対策本部への移行など災害対策連絡会議を開催する必要がある場合は、災害対策連絡会議構成員及び生活環境課防災担当職員及び機動班により災害対策連絡会議を招集し、被害情報の収集等にあたるものとし、被害の有無については町長に報告するものとする。

また、災害の状況に応じて、災害対策本部の各部長など、必要な職員を動員するものとする。

(エ) 町内の震度が5弱を記録したとき若しくは茨城県に津波注意報が発令されたとき、さらに、町長が状況を判断し、災害対策本部の設置が決定された時は、大洗町災害対策本部(第1緊急体制)を設置し、被害情報の収集等及び災害応急対策にあたるものとする。また、災害の状況に応じて、災害対策本部の各部長、班長及び消防職員全員を動員するものとする。

(オ) 町内の震度が5強を記録したとき若しくは茨城県に津波警報が発令されたときは、大洗町災害対策本部(第2緊急体制)を設置し、災害応急対策にあたるものとする。また、災害の状況に応じて、災害対策本部の各部、各班の職員の半数、消防職員全員及び消防団員全員を動員するものとする。

(カ) 町内の震度が6弱以上を記録したとき若しくは茨城県に津波警報または大津波警報が発令されたときは、大洗町災害対策本部(非常体制)を設置し、災害応急対策にあたるものとする。なお、役場職員全員、消防職員全員及び消防団員全員を動員するものとする。

イ 自主登庁

町職員は、勤務時間外に町内に震度6弱以上の地震が発生し、被害の発生を認知した場合は、自主的に登庁し、部長若しくは班長の指示を受け、応急活動に従事するものとする。また、津波警報発令時も同様とする。

ウ 震度の確認

勤務時間中に地震を体感したとき、生活環境課長は消防本部に問い合わせ、震度を確

認するものとする。

エ 庁舎内放送

町内の震度が3以上の場合、状況に応じて生活環境課長は総務課長に依頼して、庁舎内放送により職員に地震発生を周知するものとする。

オ 防災行政無線(戸別受信機)による町内広報

町内の震度が3以上を記録したとき、状況に応じて生活環境課長は秘書広報課長に依頼して速やかに町内(住民)広報を行うものとする。なお、夜間(午後5時15分から明朝午前8時30分)及び休日については消防本部から行うものとする。

カ 非常体制時の措置

職員は、速やかにあらかじめ定められた箇所へ登庁することとし、その際、身分証明書、食料(3日分程度)、飲料水(水筒)、携帯ラジオ、携帯電話等の携行に努めるものとする。また、大規模地震が発生した場合、通常利用している公共交通機関の運行停止や、道路が車両通行不能になることも予想されることから、その際の登庁手段は、自転車、バイクまたは徒歩とする。

また、災害により登庁が不能となった場合は、次に基づき行動する。

(ア) 参集場所

交通・通信が途絶し、または庁舎が被災し、登庁が不能になった場合は、県道長岡・大洗線より北部地区については大洗小学校、南部地区については南中学校に参集し、災害応急対策に従事する。

第2 災害対策本部

総括部、総務部、全庁

■基本事項

1 趣旨

町及び防災関係機関は、町内の地域において災害が発生した場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため町及び防災関係機関は、防災対策の中核機関として、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

2 留意点

(1) 参集基準の明確化及び周知徹底

災害の発生時間が夜間あるいは休日となる場合、地震により情報連絡機能が低下した場合等を考慮し、あらかじめ職員の参集基準をわかり易い形で明確化し、その内容を周知徹底させることにより、災害発生時の参集の遅れや混乱が生じないようにすることが必要である。

(2) 公共交通機関停止時の参集手段の事前検討

大規模地震が発生した場合、通常利用している公共交通機関が停止することも予想されることから、その際の参集手段についてあらかじめ検討しておくことが必要である。

(3) 動員のための情報連絡手段の確保

地震発生直後の職員の参集・動員を確実なものにするためにも、携帯電話等の災害時の情報連絡手段を確保しておくことが必要である。

(4) 町長との情報連絡手段の確保

休日・夜間あるいは町長の外出・出張中等において地震が発生した場合であっても、災害対策本部は、原則として町長が必要と認めた場合に、その決定に基づき設置されるものであることから、迅速な情報提供が必要である。

(5) 意思決定者不在の場合への対応

交通や通信の途絶により、意思決定者に連絡不能状態となるといった最悪のケースも想定し、速やかな意思決定ができるよう意思決定の代行者を設定しておくことが必要である。

(6) 設置基準の明確化

地震発生から災害対策本部設置までの対応を迅速かつ適切に行うため、あらかじめ災害対策本部の設置基準をわかり易い形で明確化しておくことが必要である。

(7) 災害対策本部の機能の充実・強化

災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めることが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 災害警戒体制

ア 設置基準

イ 組織

(2) 災害対策連絡会議

ア 災害対策連絡会議の設置基準

イ 災害対策連絡会議の設置の決定

ウ 災害対策連絡会議

エ 災害対策連絡会議の廃止基準

オ 災害対策連絡会議の組織

(3) 災害対策本部

ア 設置基準

イ 組織

ウ 設置の決定

エ 災害対策連絡会議及び災害対策本部の設置場所

オ 災害対策活動従事者の明示

カ 本部の運営

(4) 災害対策本部の事務分掌

■対 策

1 災害警戒体制

(1) 設置基準

ア 災害警戒体制の設置基準

次の場合に、災害警戒体制を設置する。

(ア) 町内震度が3または4を記録したとき

(イ) 茨城県に「津波注意報」が発表された場合

(ウ) その他生活環境課長が必要と認めた場合

イ 災害警戒体制廃止基準

災害警戒体制は、次の場合に廃止する。

- (7) 災害対策本部が設置されたとき
- (4) その他生活環境課長が必要なしと認めた場合
- (2) 組織

災害警戒体制は、本部長を生活環境課長とする。

また、必要に応じて災害警戒本部を置き、

ア 災害対策本部を設置するにいたるまでの措置

イ 災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を迅速かつ的確に行う。なお、災害警戒体制の庶務は生活環境課とする。

2 災害対策連絡会議

本町に地震・津波災害が発生した場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援・救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため町は、大洗町災害対策連絡会議規程（昭和39年6月23日大洗町防災会議規程第3号）及び大洗町災害対策本部条例（昭和39年6月23日条例第22号）の定めるところにより、災害対策連絡会議または災害対策本部を設置して応急対策を実施するものとする。

(1) 災害対策連絡会議の設置基準

災害対策連絡会議は、災害対策本部設置に至るまでの措置及び災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を総合的かつ的確に行うため、町長が認めたときに設置するものとする。

ア 町内で震度4を記録したとき

イ 茨城県に「津波警報（津波）」が発令されたとき

ウ その他生活環境課長が必要と認めたとき

(2) 災害対策連絡会議の設置の決定

生活環境課長は、防災担当係長から収集した情報を勘案し、必要と認める場合は、町長の承認を得て大洗町災害対策連絡会議規程に基づく、災害対策連絡会議を招集するものとする。

(3) 災害対策連絡会議

災害対策連絡会議は生活環境課長が主宰し、次の事項を迅速かつ的確に行うものとする。

ア 本部を設置するに至るまでの措置

イ 本部を設置する必要がないと認められる災害について措置

構成員は災害対策連絡会議に規定する者とし、事務局は防災担当係が担当し、事務局長には、防災担当係長があたるものとする。

(4) 災害対策連絡会議の廃止基準

会議は、次の場合に廃止する。

ア 災害発生のおそれがないと判断したとき。

イ 関係機関からの情報により、本町に被害のおそれなくなったと判断されたとき。

ウ 災害連絡会議を廃止し、災害対策本部へ移行するとき。

(5) 災害対策連絡会議の組織

生活環境課長

総務課長

秘書広報課長

都市建設課長

上下水道課長

福祉課長

学校教育次長
消防次長

3 災害対策本部

(1) 設置基準

ア 災害対策本部設置基準

災害対策本部は、次の場合に設置する。また、町内震度が6弱以上を記録した場合は、第3次動員により、自動的に設置する。

- (ア) 町内で震度5弱以上の地震が発生したとき
- (イ) 地震により相当程度の局地災害が発生したとき
- (ウ) 「津波警報」が発表された場合であって本部長が必要と認めたとき
- (エ) 「大津波警報」が発表されたとき
- (オ) 「警戒宣言」が発令された場合
- (カ) 大規模な災害が発生したとき
- (キ) その他町長が必要と認めた場合

イ 災害対策本部廃止基準

本部は次の場合に廃止する。

- (ア) 災害応急対策が概ね完了した場合
- (イ) 災害発生のおそれが解消したとき。
- (ウ) その他本部長が必要なしと認めたとき。

ウ 災害対策本部の設置及び廃止の連絡

災害対策本部を設置したときは、庁舎内放送等により職員に周知するとともに関係機関へ連絡する。廃止した時も同様とする。

エ 動員配備基準との対応

災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との対応は「第3章 地震災害応急対策計画 第1節 初動対応 第1 職員参集・動員」に示した通りである。

(2) 組織

災害対策本部は本部長を町長、また、副本部長を副町長が務め、各課長が本部員を構成する。

ア 各部の編成及び分掌事務

本部に置く部の編成及び分掌事務については、「災害対策本部の事務分掌」表で定める。

イ 活動体制別職員配備数

活動体制別職員配備数の基準は、原則として「第3章 第1節 第1 職員参集・動員」によることとするが、各部長及び事務局長は災害対策状況の推移に応じ、適宜職員配備数を増減して、対策の効率的運営に努めるものとする。

ただし特例として、本部長は、災害の状況等により必要があると認めたときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定めることができる。

(3) 設置の決定

ア 災害対策本部設置への進言

生活環境課長は、地震情報、津波情報、被害情報等により警戒体制及び災害応急対策が必要と判断した場合は、町長へ災害対策本部設置について進言するものとする。

イ 設置の決定

災害対策本部は、地震情報、津波情報、被害情報等に基づき、生活環境課長の報告を

もとに町長が状況を判断し、必要と認めた時は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき設置する。

ただし、緊急を要し、生活環境課長が不在かつ連絡不能の場合は総務課長が代行する。また、町長が不在かつ連絡不能な場合は、副町長が代行する。

各本部の設置決定者は資料19のとおりとする。

【資料編P19 資料19 災害対策本部等の設置決定者】

(4) 災害対策連絡会議及び災害対策本部の設置場所

役場2階災害対策本部室とする。

※ 防災拠点となる役場庁舎及び付属庁舎には、24時間以上運転可能な非常用発電機を備えるものとする。

(5) 災害対策活動従事者の明示

災害対策に従事する職員は、「大洗町災害対策本部」の腕章を着用するものとする。

(6) 本部の運営

ア 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長、本部付、本部員及び事務局をもって組織し、概ね次に掲げる災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

(ア) 災害救助法の実施に関すること

(イ) 本部の活動体制に関すること

(ウ) 災害対策現地本部に関すること

(エ) 災害応急対策の実施及び調整に関すること

(オ) 応援に関すること

(カ) 自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る調整に関すること

(キ) 災害広報に関すること

(ク) 県及び国に対する要望に関すること

(ケ) 災害対策本部の廃止に関すること

(コ) その他重要な事項に関すること

なお、本部員は災害情報、被害状況、応急対策の状況、及びその他必要な事項について、随時、本部会議に報告する。また、会議の庶務は総括部指揮班が担当する。

イ 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要員

本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための携帯電話、無線機等を携行させるよう配慮するものとする。

ウ 招集

本部長が必要の都度、招集する。

招集の伝達は本部事務局が、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においては、携帯電話等を用い関係者を招集する。

エ 本部設置等の通知及び公表

事務局長は、本部を設置または廃止したときは、速やかに次により通知及び公表する。

オ 職員の健康管理及び給食等

総務部長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講ずるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等を常に把握し、適切な措置をとるものとする。

とする。

カ 関係者以外の立入り制限

本部室は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限する。

キ 災害対策本部の組織

災害対策本部は、本部長を町長（町長に事故がある場合は副町長）、副本部長を副町長、教育長、消防長、消防団長とし、本部付は消防団副団長、本部員は生活環境課長、総務課長、秘書広報課長、都市建設課長、上下水道課長、福祉課長、学校教育次長、消防次長及び事務局（防災担当係）をもって組織する。

ク 災害対策本部事務局

本部事務局は、防災担当係が担当する。事務局長は生活環境課長があたり、本部の庶務、各部の連絡・調整及び本部長命令の伝達等を行うものとする。

4 災害対策本部の事務分掌

本部における各部各班の事務分担、及び運営については「大洗町災害対策本部条例」により運営され、その事務分掌については、資料20、資料21のように定める。ただし、特例として本部長は、災害の状況により必要があると認めたときは、当該災害の状況に応じた組織編成及び事務分掌を定めることができる。

【資料編P19 資料20 災害対策本部組織】

【資料編P20 資料21 災害対策本部の事務分掌】

第2節 災害情報の収集・伝達

第1 通信手段の確保

広報企画部、総括部指揮班、救援対策部福祉班、消防部消防班、水戸警察署

■基本事項

1 趣旨

町長は、災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

本町の被害が著しい場合には、無線通信を含め通信手段の確保が困難となることも予想される。そのような場合にも、関係機関との協力を密にし、確保できた設備を用いて優先度の高い情報を伝達するものとする。

2 留意点

(1) 優先度の高い情報の伝達

被災の中心では、無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合も発生すると考えられる。その様な場合は関係機関間の協力を密にし、確保できた設備を用いて優先度の高い情報を伝達することが重要である。

(2) 情報通信手段の機能確認

町及び県、防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

(3) 緊急情報連絡用の回線設定

町及び県、電気通信事業者は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

3 活動項目リスト

(1) 専用通信設備の運用

(2) 代替通信機能の確保

ア NTT東日本の災害時優先通信等の利用

イ 非常通信の実施

ウ 他機関の通信設備の利用

エ 放送機能の利用

オ 防災相互通信用無線電話の利用

カ 使送による通信連絡の確保

キ 自衛隊の通信支援

(3) アマチュア無線ボランティアの活用

ア 受入れ体制の確保

イ 「受入れ窓口」の運営

ウ アマチュア無線ボランティアとの連携・協力

エ アマチュア無線ボランティアの活動内容

■対 策

1 専用通信設備の運用

町は、専用の無線、有線通信設備について、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。

N T T東日本等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、他機関に依頼してその旨を総務省に連絡し、代替通信手段の確保を依頼するものとする。

町で保有する設備の機能が確保された場合は、情報的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援するものとする。

2 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は次のような代替手段を用いるものとする。

(1) N T T東日本の災害時優先通信等の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供しているサービスである。

ア 非常・緊急通話用電話の指定

防災関係機関は、既設の電話番号を「災害時優先電話」として、N T T東日本茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておくものとする。(事前対策)

イ 災害時優先電話の利用

(ア) 一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。

なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。

ウ 非常・緊急電報の利用

(ア) 非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込むこととする。

(※受付時間 8時～19時まで)

- (a) 非常扱い電報または緊急扱い電報の申込みであること。
- (b) 発信電話番号と機関名称等。
- (c) 電報の宛先住所と機関名称等
- (d) 通信文と発信人名

なお、電報が著しく輻そうするときは、受付けを制限する場合がある。

(2) 非常通信の実施

町長及び防災関係機関は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておくものとする。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険または緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。

ア 通信の内容

非常通信における通報の内容は、次に掲げるもの、またはこれに準ずるものとする。

- (ア) 人命の救助に関するもの
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの

- (ウ) 緊急を要する気象、地震、津波等の観測資料
- (エ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- (オ) 非常事態に際しての実態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (ク) 遭難者救護に関するもの
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (コ) 鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの

イ 取扱い無線局

官公庁、会社、船舶等の総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくものとする。

ウ 電報頼信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）または平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

- (ア) あて先の住所・氏名（職名）及びわかれば電話番号。
- (イ) 本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字以内（平文の場合はカタカナ換算）にする。
- (ウ) 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のマスをあけない。
- (エ) 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送られたい。」のように）を記入する。
- (オ) 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書き、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

(3) 他機関の通信設備の利用

町長は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災害対策基本法第55～57条）。

また、町長は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災害対策基本法第79条）。

ア 使用または使用要請できる通信設備

- (ア) 警察通信設備
- (イ) 消防通信設備
- (ウ) 水防通信設備
- (エ) 航空通信設備
- (オ) 海上保安通信設備
- (カ) 気象通信設備
- (キ) 鉄道通信設備
- (ク) 電力通信設備
- (ケ) 自衛隊通信設備

イ 事前協議の必要

- (ア) 町長は、災害対策基本法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておくものとする。（事前対策）
- (イ) 災害対策基本法第79条に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。

ウ 警察通信設備の使用

町が警察電話（優先電話及び無線電話）を使用する場合は、県と警察本部の協定に準じて使用要請を行うものとする。

(4) 放送機能の利用

町長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、または、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK水戸放送局及び（株）茨城放送に要請する。なお、町長の放送要請は知事を通じて行うものとする。

(5) 防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

(6) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

(7) 自衛隊の通信支援

町は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、自衛隊の派遣要請・受入れ態勢の確保に基づき要請手続きを行うものとする。

3 アマチュア無線ボランティアの活用

(1) 受入れ体制の確保

茨城地区非常通信協議会（県防災・危機管理部 防災・危機管理課）は、災害発生後直ちに「受入れ窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、アマチュア無線ボランティアを確保するものとする。

(2) 「受入れ窓口」の運営

茨城地区非常通信協議会が運営する「受入れ窓口」における主な活動内容は、次に示すとおりである。

ア ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣

イ 町及び県との連絡調整

(3) アマチュア無線ボランティアとの連携・協力

災害発生後、町社会福祉協議会とアマチュア無線ボランティアは相互に連携、協力し情報収集、提供及び広報活動等を行うものとする。

(4) アマチュア無線ボランティアの活動内容

アマチュア無線ボランティアの活動内容は次のとおりとする。

ア 非常通信

イ その他の情報収集活動

第2 津波警報等の伝達

広報企画部、総括部指揮班、消防部消防班、水戸警察署、海上保安部

■基本事項

1 趣旨

津波警報等の第一報は、住民等の避難行動の根幹をなす情報となり、応急対策を実施するうえで不可欠な情報であることから、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に伝達する。

2 留意点

(1) 津波の特性による継続する危険性の伝達

津波は、第一波よりも第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性があることなど津波の特性や、津波警報等が発表されている間は、津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する必要がある。

(2) 迅速・的確な避難指示等

強い揺れまたは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難指示を行うものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する必要がある。

(3) あらゆる伝達手段の活用

津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、Jアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（エリアメール機能を含む。）、ワンセグメント放送等のあらゆる手段の活用を図るものとする。

その他の留意点については、「第3章地震・津波災害応急対策計画 第2節災害情報の収集・伝達 第3災害情報の収集・伝達・報告」に準じる。

3 活動項目リスト

(1) 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報の収集・伝達

ア 大津波警報・津波警報・注意報の収集・伝達

イ 津波情報の収集

ウ 津波情報及び地震情報の伝達

エ 地震解説資料の収集

オ 異常現象発見者の通報義務

■対 策

1 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報の収集・伝達

気象庁から発表された大津波警報・津波警報・注意報、地震・津波情報を町、県、防災関係機関は収集・伝達し、最終的に住民に伝える。

(1) 大津波警報・津波警報・注意報の収集・伝達

本県沿岸（津波予報区：茨城県）に津波襲来のおそれがある場合は、気象庁より大津波警報・津波警報・注意報が発表されるので、各関係機関は沿岸の住民、船舶等に迅速かつ正確に伝達し、被害の発生を最小限に食い止める。

ア 大津波警報・津波警報・注意報の伝達

気象庁本庁と水戸地方気象台からの大津波警報・津波警報・注意報は次の伝達経路に

より通報されるので、可能な限り迅速かつ的確に大津波警報・津波警報・注意報を伝達するものとする。

なお、市町村は大津波警報の伝達を受けた場合、直ちに住民等に伝達するものとする。

イ 伝達手段

津波警報・注意報の伝達は、防災情報ネットワークシステム、防災行政無線FAXをはじめとする迅速かつ確実な手段を用いて行うとともに、メールやSNSなど複数の情報伝達手段を、できる限り活用して行う。地震による被害の程度によっては通常の情報通信設備が利用できない場合もあり、その場合には代替設備として利用できる情報通信設備を活用する。

ウ 発表基準と伝達内容

(ア) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

- a 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、求められる地震規模（マグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新情報を発表する。

【資料編P24 **資料22** 津波警報・注意報の種類】

b 津波警報等の留意事項等

沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(イ) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、資料22の内容を津波予報で発表する。（津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。）

【資料編P24 **資料23** 津波予報】

エ 住民等への伝達

町は、県、警察署、N T T東日本またはテレビ、ラジオ放送により津波警報の発表を知ったときは、直ちに海浜にいる者、海岸沿いの住民等に呼びかけ、急いで安全な場所に避難するよう指示（緊急）する。

その際、手段として、鐘またはサイレンを用いる場合は、その標識は次のとおりとす

る。なお、標識のみでは、住民・観光客等に正確に伝えることができないため、町防災行政無線、県防災ヘリコプター、広報車、ハンドマイク、メール等を併用するものとし、伝達手順について事前に作成しておくものとする。

オ 町長の判断による措置

近海で地震が発生した場合、津波警報発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。したがって、強い揺れを感じたとき、または、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、町長は、海面監視等を実施し、自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示（緊急）する。

カ 住民等の対応

強い揺れを感じたとき、または、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜にある者、海岸付近の住民等は、直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取・聴視するものとする。

(2) 津波情報の収集

大津波警報・津波警報・注意報が発表されると、水戸地方気象台から津波情報が発表され津波に関する詳細な情報が得られるので、関係機関は本情報を必要な機関に伝達することとする。

ア 津波情報の発表津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を津波情報で発表する。

イ 津波情報の種類と発表内容

【資料編P25 **資料24** 津波情報の種類】

(3) 津波情報及び地震情報の伝達

各機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

ア 水戸地方気象台における措置

水戸地方気象台は、気象庁から通知された津波情報及び地震情報を発表する。また、県内で震度4以上の地震が観測された時などは地震解説資料を発表する。

さらに、県内で震度5弱以上の揺れを推計した場合は、推計震度分布図（県内1キロメッシュごとに平均的な震度を推計した図）を防災情報提供システムを設置している関係機関に提供する。

イ 放送機関における措置

放送機関は水戸地方気象台から情報の通知を受けたときは、速やかに放送を行うように努めるものとする。

ウ 町における措置

(ア) 町長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

(イ) 町長は、情報の伝達を受けたときは、町地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。特に、緊急地震速報を受信した場合は、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等を活用し、速やかに住民等に伝達するよう努めるものとする。

エ その他の防災関係機関の措置

水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに町と積極的に連絡を取り、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。

(4) 地震解説資料の収集

地震発生後、約1～2時間経過した後に、現に発生している地震現象への理解を深め、今後の対応に役立てるとともに過度の不安を取り除くための情報として水戸地方気象台から地震解説資料が発表される。この情報は、県内で震度4以上の地震が観測されたとき、大津波警報・津波警報・注意報が発表されたとき、それまで地震活動が見られなかった地域など小規模な地震が頻発し、特に必要があるとされたときに発表されるものである。関係機関は本情報を必要な機関に伝達するものとする。

(5) 異常現象発見者の通報義務

地割れ、海面の急激な低下等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町長または警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに町長に、また町長は、水戸地方気象台、県（防災・危機管理部防災・危機管理課）、その他の関係機関に通報しなければならない。

第3 災害情報の収集・伝達・報告

総括部指揮班、各対策班、消防部消防班、水戸警察署

■基本事項

1 趣旨

地震・津波発生直後に被害の全貌を即座に入手することは困難であるため、まず、初動段階では気象庁から発表される地震情報・津波情報を収集し、これをもとに被害の規模を予測し、動員配備体制を確立する。さらに、地震情報・津波情報を防災関係機関及び住民に迅速かつ的確に伝達する。特に、津波情報については沿岸住民等に迅速に伝達し、危険が予想されるときは速やかな避難を呼びかけるものとする。

津波が発生した場合、応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や津波警報等、被害情報、措置情報を関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・連絡する。

2 留意点

(1) 被害の全体像の把握

被害に関する細かい数値は初動段階では不要である。むしろ、災害全体の規模（被害概数）を知ることが重要であり、応援を含めた体制の確保に遅れが生じないようにする必要がある。

(2) 被災地の収集能力の支援

町、県、公共機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。そのため現地から情報があがってくるのを待つのではなく、周辺の機関または災害対策本部から人員を派遣し、積極的な情報収集を行う必要がある。

(3) 収集した情報の処理

収集した情報を各種の応急対策活動を生かすため、関係する防災関係機関間での密接な連携により、情報の共有化を図ることが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 地震情報の収集・伝達

- ア 地震情報の収集
- イ 地震情報の伝達
- ウ 地震解説資料の収集
- エ 異常現象発見者の通報義務

(2) 被害状況の把握

- ア 情報収集体制の整備
- イ 防災関係機関との連携
- ウ 速報性
- エ 被災者・世帯の確認

(3) 被害情報・措置情報の収集・伝達

- ア 被害情報・措置情報の種類
- イ 情報収集伝達の方法
- ウ 町の情報収集・伝達活動
- エ 防災関係機関の活動
- オ 被害種類別の伝達経路

(4) 被害状況等の報告

■対 策

1 地震情報の収集・伝達

気象庁から発せられた津波警報・注意報、地震・津波情報を町、防災関係機関は収集・伝達し、最終的に住民に伝える。

(1) 地震情報の収集

関係機関は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関に情報を伝達するものとする。

ア 地震情報の発表基準

- (ア) 震度3以上を観測したとき。
- (イ) 津波予報を発表したとき。
- (ウ) その他地震に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

イ 地震情報の種類と内容

発表される地震情報の種類と内容は、資料25のとおりである。

【資料編P26 **資料25** 地震情報の種類と内容】

(2) 地震情報の伝達

各機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機

関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信された場合は、町は、住民等に迅速かつ正確に伝えるとともに、後発地震への備えとして、揺れを感じたり津波警報等が発表されたりした場合に、すぐに避難できる体制の準備等を徹底させるための呼びかけを行う。

ア 水戸地方気象台における措置

水戸地方気象台は、気象庁から通知された津波情報及び地震情報を発表する。また、県内で震度4以上の地震が観測された時などは地震解説資料を発表する。

さらに、県内で震度5弱以上の揺れを推計した場合は、推計震度分布図（県内1キロメッシュごとに平均的な震度を推計した図）を防災情報提供システムを設置している関係機関に提供する。

イ 放送機関における措置

放送機関は水戸地方気象台から情報の通知を受けたときは、速やかに放送を行うように努めるものとする。

ウ 町における措置

(ア) 町長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

(イ) 町長は、情報の伝達を受けたときは、町地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。特に、緊急地震速報を受信した場合は、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等を活用し、速やかに住民等に伝達するよう努めるものとする。

(ウ) 町は、管理・運営している公共施設における職員・施設利用者の避難誘導手順等の再確認を徹底するほか、後発地震が発生した場合に地域住民が避難する避難場所の点検等も再確認するよう周知徹底を図るものとする。

エ その他の防災関係機関の措置

水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに町と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。

(3) 地震解説資料の収集

地震発生後、約1～2時間経過した後に、現に発生している地震現象への理解を深め、今後の対応に役立てるとともに過度の不安を取り除くための情報として水戸地方気象台から地震解説資料が発表される。この情報は、県内で震度4以上の地震が観測されたとき、大津波警報・津波警報・注意報が発表されたとき、それまで地震活動が見られなかった地域など小規模な地震が頻発し、特に必要があるとされたときに発表されるものである。関係機関は本情報を必要な機関に伝達するものとする。

(4) 異常現象発見者の通報義務

地割れ、海面の急激な低下等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町長または警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに町長に、また町長は、水戸地方気象台、県（防災・危機管理部防災・危機管理課）、その他の関係機関に通報しなければならない。

ア 住民

地割れ、海面の急激な低下等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を遅滞なく電話等により次の最も近い場所に通報するものとする。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

(ア) 茨城海上保安部

(イ) 水戸警察署大洗地区交番

(ウ) 大洗町役場(生活環境課)

(エ) 大洗町消防本部

(オ) その他の関係機関または近くの警察官、消防職員、海上保安官、役場職員

イ 警察官等

通報を受けた警察官、消防職員、海上保安官、町職員等は、その旨を速やかに町長に通報するものとする。

ウ 町長

通報を受けた場合、町長は、水戸地方気象台、県(防災・危機管理部防災・危機管理課)、その他の関係機関に通報する。必要があるときは、消防機関の協力を求めるものとする。

2 被害状況の把握

被害状況に関する情報は、町職員の調査や、消防及び警察等の防災関係機関からの連絡、住民からの通報を集約し、町災害対策本部にてとりまとめる。ただし、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報は発信されなくなる。したがって、連絡がとれない地区については、重大な被害が発生しているものと想像し、最悪の事態に対応すべく、災害対策本部から人員を派遣して積極的な情報収集を行う。

(1) 情報収集体制の整備

被害状況を迅速かつ正確に把握するため、町内の地域別、被害の種別ごとの情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の配置、報告用紙の配布、調査要領、連絡方法及び現場写真撮影等について打合せをする等、情報収集体制をあらかじめ整備しておく。

(2) 防災関係機関との連携

町は、災害情報の収集を行う場合、水戸警察署大洗地区交番及び消防機関と密接に連絡をとるものとする。また、管理者が明確なライフライン等に関する被害は、それぞれの管理者が情報を収集し、町災害対策本部は集約した被害情報の連絡を受ける。さらに町は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が所掌する事務または業務に係る被害状況については、必要な情報の連絡を求める。

(3) 速報性

初動段階では被害に関する細かい数値は不要である。むしろ、災害全体の規模(被害概数)を知ることが重要であり、応援を含めた体制の確保に遅れが生じないようにするため、情報収集担当者は速報性を心がける。また、現場の状況等により具体的調査が困難な場合は、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握し、り災人員は平均世帯人員により計算し速報する。

(4) 被災者・世帯の確認

家屋、建物等の全壊、流失、半壊及び死者、負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。被災人員、世帯等については、現地調査のみでなく住民基本台帳等の諸記録とも照合し、その正誤を確認する。

3 被害情報・措置情報の収集・伝達

(1) 被害情報・措置情報の種類

収集整理する被害情報及び措置情報は次のとおりである。

ア 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、火災、道路、鉄道・漁港被害、公共施設被害等に関し、以下の項目を把握する。

- (ア) 被害発生時刻
- (イ) 被害地域（場所）
- (ウ) 被害様相（程度）
- (エ) 被害の原因

イ 措置情報

- (ア) 災害対策本部の設置状況
- (イ) 主な応急措置（実施、実施予定）
- (ウ) 応急措置実施上の問題
- (エ) 応援の必要性の有無
- (オ) 災害救助法適用の必要性

(2) 情報収集伝達の方法

被害情報、措置情報の収集伝達は、原則として災害情報共有システムを利用して、「茨城県被害状況等報告要領」により行う。

なお、報告すべき内容の主なものは、次のとおりである。

- | | |
|--------------|------------------------------|
| ア 災害概況即報 | カ 避難指示・高齢者等避難開始発令状況・警戒区域設定状況 |
| イ 人的被害状況 | キ 道路規制情報 |
| ウ 災害対策本部設置状況 | ク 列車運行状況 |
| エ 事務所状況報告 | ケ 被害状況報告 |
| オ 避難所状況 | |

(3) 町の情報収集・伝達活動

ア 町は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「茨城県被害情報等報告要領」に基づき、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して災害情報共有システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。

- (ア) 町災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- (ウ) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
- (エ) 地震が発生し、震度4以上を記録したとき
- (オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り分かる範囲内でその第一報を早く報告するものとする。

- イ 県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。
- ウ 災害規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。
- エ 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。

【資料編P26 資料26 県の報告先、総務省消防庁の連絡先】

(4) 防災関係機関の活動

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所掌する事務または業務に係る被害状況について、必要と認める関係機関、町等に伝達するよう努める。

(5) 被害種類別の伝達経路

発生した被害の種類に応じて、関係する機関に対し以下の経路で情報伝達を行う。

- ア 死者、負傷者、建物被害、その他の被害
被害現場・住民→（警察→）町→県災害対策本部
- イ 道路被害
被害現場（町道）→町→県水戸土木事務所→県土木部（道路維持課）→県災害対策本部
- ウ ライフライン被害（水道、下水道）
被害現場（水道）→町→県政策企画部（水政課）・企業局（工務課）→県災害対策本部
被害現場（下水道）→町→県土木部（下水道課）→県災害対策本部
- エ 河川、海岸、漁港
被害現場（準用河川）→町→県土木事務所→県水戸土木部（河川課）→県災害対策本部
被害現場（海岸・漁港）→町→県農林水産部（水産振興課）→県災害対策本部
- オ 農作物、農地、農業用施設、林産物、林地、山地
被害現場→町→県中央農林事務所→県農林水産部→県災害対策本部
- カ その他公共施設（学校、公園、病院、官公庁等）
被災現場→町→県災害対策本部

4 被害状況等の報告

収集した被害に関する情報を各種の応急対策活動に生かすために、関係する防災関係機関相互の密接な連携により、情報の共有化を図ることが必要である。したがって、把握した被害状況については、県災害対策本部に迅速かつ的確に報告し、県及び広域との連携により適切な災害応急対策が実施されるようにしなければならない。

被害状況及び措置情報は、茨城県防災情報ネットワークシステム等を通じ、「茨城県被害状況等報告要領」を参照し経過に応じて報告する。

第4 災害情報の広報

広報企画部秘書広報班

■基本事項

1 趣旨

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と

伝達、広報活動を実施する。

町は、県や防災関係機関とともに報道機関各社との連携を密にし、特に、被災住民への情報提供媒体として活躍してもらえるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

2 留意点

(1) 報道機関との連携

町、県、防災関係機関は、報道機関各社と連携を密にし、特に被災住民への情報提供媒体として活用してもらえるよう、必要な情報の提供を行う必要がある。

また、報道機関は、被災地の被害の状況を被災地外に伝えるにとどまらず、最も情報が必要な被災地の住民に対する伝達媒体としての役割を積極的に担うことが期待される。

(2) 情報が入手困難な被災者への対応

町、県は、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるような体制の整備を図るものとする。

(3) 各種情報伝達手段の住民への周知

町は災害情報を住民に提供するための各種情報伝達手段について、あらゆる機会を利用して平時より周知するものとする。

(4) 各種情報伝達手段を用いた訓練の実施

町は、災害時に使用する各種情報伝達手段を用いた訓練を平時より実施し、実効性の確保に留意するものとする。

(5) 危機感が伝わる情報提供の実施

町が避難情報等の災害情報を住民に伝達する際は、一人ひとりに確実に事態の危機感が伝わるよう、わかりやすい情報提供、状況に応じた切迫感のある情報の発信に留意すること。

3 活動項目リスト

(1) 広報活動

- ア 広報活動の方針
- イ 広報内容
- ウ 広報手段
- エ Lアラートの活用
- オ 民間アプリの活用
- カ 安否情報の提供
- キ 広報資料の作成
- ク 報道機関への対応

■対 策

1 広報活動

(1) 広報活動の方針

町は、一般住民に対して災害情報及び応急措置の状況を知らせる。この広報活動は、町災害対策本部の広報企画部が、広報資料を作成して行う。なお、広報事項については、あらかじめ災害対策本部長の承認を得るものとする

(2) 広報内容

被害の推移、避難準備及び避難指示、応急措置の状況（電力、水道等の復旧状況、交通機関の運行状況、河川の水防活動、災害救助活動状況）と、人心の安定及び激励を含め沈着な行動を要請する等の広報を迅速かつ的確に行う。

ア 被災地住民に対する広報内容

町、防災関係機関は、被災地の住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

また、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- (ア) 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- (イ) 避難指示の出されている地域、指示の内容
- (ウ) 流言飛語の防止の呼びかけ
- (エ) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (オ) 近隣の助け合いの呼びかけ
- (カ) 公的な避難所、救護所の開設状況
- (キ) 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- (ク) 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- (ケ) 救援物資、食料、水の配布等の状況
- (コ) し尿処理、衛生に関する情報
- (サ) 被災者への相談サービスの開設状況
- (シ) 遺体の安置場所、死亡手続き等の情報
- (ス) 臨時休校等の情報
- (セ) ボランティア組織からの連絡
- (ソ) 全般的な被害状況
- (タ) 防災関係機関が実施している対策の状況
- (チ) 町の一般平常業務の再開状況

イ 被災地外の住民に対する広報内容

町、防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等によるものとする。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- (ア) 避難指示の出されている地域、指示の内容
- (イ) 流言飛語の防止の呼びかけ
- (ウ) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (エ) 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
- (オ) ボランティア活動への参加の呼びかけ
- (カ) 全般的な被害状況
- (キ) 防災関係機関が実施している対策の状況

(3) 広報手段

ア 町独自の手段による広報

町及び防災関係機関は、保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。広報手段として、次のものを活用する。

- (ア) 町防災行政無線
- (イ) 広報車による呼びかけ
- (ウ) ハンドマイク等による呼びかけ
- (エ) インターネット（ホームページ、SNS、メール等）

(ウ) 立看板、掲示板

イ 報道機関への依頼

報道機関には、被災地の被害の状況を被災地外に伝えるにとどまらず、最も情報が必要な被災地の住民に対する伝達媒体としての役割を積極的に担うことが期待される。町は、県に対して報道機関を通じた広報に関する要請を行い、県があらかじめ定めた協定に基づいて、報道機関（NHK水戸放送局、（株）茨城放送等）に対して上記の内容を広報依頼する。

ウ 自衛隊等への広報要請

町は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、県や自衛隊等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

(4) Lアラートの活用

町は、避難指示等を発令または解除した場合及び避難所を開設または閉鎖した場合、Lアラートに迅速・確実に情報を送信するものとする。

なお、庁舎の被災等、特段の事情により町が上記の情報送信を実施することができない場合は、代わりに県が実施するものとする。

(5) 民間アプリの活用

町、防災関係機関は、T w i t t e rやL I N E、Y a h o o !防災速報などの民間アプリを活用して住民に情報提供するものとする。

また、迅速性・拡散性に優れているT w i t t e rなどのSNSについては、被災市町村等が発する信頼のおける情報を積極的にリツイートするなどして拡散するとともに、他の公的機関等が発する被災者支援に有益な情報等についても、複数の者で正確性を確認しながら、情報の拡散を行うものとする。

(6) 安否情報の提供

町、県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

(7) 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のためきわめて重要であるので、秘書広報班は、各部と緊密な連絡を図り、資料作成を行うものとする。なお資料は、概ね次に掲げるものを作成、収集する。

ア 広報担当者の撮影した災害写真

イ 報道機関等による災害現場の航空写真

ウ 災害応急対策活動取材した写真、その他

(8) 報道機関への対応

災害対策本部の秘書広報班は、次に掲げる事項の広報資料を取りまとめ、本部長の承認を得て広報企画部長が報道機関に発表する。

ア 広報事項

(ア) 災害の種別及び発生日時

- (イ) 被害発生場所及び発生日時
 - (ウ) 被害状況
 - (エ) 応急対策の状況
 - (オ) 住民に対する避難指示の状況
 - (カ) 一般住民並びに被災者に対する協力及び注意事項
- イ 報道活動への協力
- 報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、町及び防災関係機関は、可能な範囲で提供する。
- ウ 報道機関への発表
- (ア) 震災に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施する。
 - (イ) 発表は、原則として秘書広報班長が実施する。
なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ秘書広報班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告する。
 - (ウ) 指定公共機関等が本町の災害に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として町災害対策本部に連絡した後実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告する。
 - (エ) 災害対策本部の秘書広報班長は、報道機関に発表した情報を災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付する。

第3節 応援・派遣

第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

総括部指揮班、総務部総務班、管財班、消防部消防班、自衛隊

■基本事項

1 趣旨

町長は、災害が発生し、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 留意点

(1) 被害状況の早期把握

町は自衛隊の災害派遣を必要とする被害があるか否かを、津波発生後できるだけ早期に判断しなければならない。そのためには被害の概要を被災後できるだけ短時間で把握する必要がある。

(2) 自衛隊、県と町との情報伝達路の確保

自衛隊は独自の情報網により、被害状況を把握するとともに、独自の判断による派遣もできることとなっているが、その場合であっても受入側である町・県との連携や、被害状況を鑑みた活動先・活動内容等の調整は不可欠である。そのため町・県と自衛隊の間の情報伝達路の確保に双方が積極的に努める必要がある。

(3) 被害状況の早期把握

町及び県は自衛隊の災害派遣を必要とする被害があるか否かを、地震発生後できるだけ早期に判断しなければならない。そのためには被害の概要を地震後できるだけ短時間で把握する必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 自衛隊に対する災害派遣要請

- ア 派遣要請の範囲
- イ 災害派遣の要請
- ウ 災害派遣の活動範囲
- エ 自衛隊との連絡

(2) 自衛隊の判断による災害派遣

(3) 自衛隊受入れ体制の確立

- ア 受入れ体制
- イ 作業計画及び資材等の準備
- ウ 派遣部隊との連絡調整
- エ 派遣部隊の使用施設

(4) ヘリコプターの受入れ

(5) 災害派遣部隊の撤収要請

(6) 経費の負担

■対 策

1 自衛隊に対する災害派遣要請

自衛隊の災害派遣を必要とする災害か否かについては、災害発生後できるだけ早期に判断しなければならない。そのためには被害の概要を発生後できるだけ短時間で把握する必要がある。町長は、災害の状況や収集した被害状況から、自衛隊の派遣要請の必要性を速やかに判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。

(1) 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護のため必要であり、かつ、緊急事態と認める場合のみとする。

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

(2) 災害派遣の要請

ア 災害派遣要請の手続き

町長または警察署長、指定地方行政機関の長は、本町に災害が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「自衛隊の災害派遣要請について（依頼）」により、知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により依頼を行い、事後速やかに文書を提出する。依頼を受けた知事は、その内容を検討し必要があると認められるとき、自衛隊に対し直ちに派遣を要請するものとする。

(ア) 提出（連絡）先：茨城県防災・危機管理部 防災・危機管理課

電話 029（301）2885

(イ) 提出部数：1部

事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知するものとし、事後速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 災害派遣の要請先

自衛隊に対する災害派遣の要請は、原則として知事を通じて茨城隊区長である陸上自衛隊第一施設団長を通じて行う。ただし、人命の救助等のため、緊急に災害派遣を必要とする場合は、直接駐屯地（基地）司令の職にある部隊等の長に対し要請するとともに、その旨を第一施設団長に通報する。また、海上自衛隊及び航空自衛隊に対する災害派遣の要請は、県を通じて直接当該部隊に要請するものとする。

【資料編P27 資料27 自衛隊連絡先】

(3) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、資料27に示すものとする。

【資料編P28 資料28 自衛隊の活動範囲】

(4) 自衛隊との連絡

ア 情報の交換等

町長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校（警備課）または当該地域を担当する部隊等に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。

イ 連絡班の派遣依頼

知事は、災害が発生しまたは発生するおそれがあり、必要と認める場合は、陸上自衛隊施設学校長、航空自衛隊第7航空団司令、海上自衛隊横須賀地方総監に対し県災害対策本部（本部開設前にあつては防災・危機管理部 防災・危機管理課）に連絡班の派遣を依頼し、災害派遣活動の迅速・円滑化を図る。

2 自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は、地震・津波災害が発生または発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。

ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

3 自衛隊受入れ体制の確立

(1) 受入れ体制

町長は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めなければならない。

ア 災害派遣部隊到着前

- (ア) 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- (イ) 連絡職員を指名する。
- (ウ) 派遣部隊の展開、宿営の拠点等を準備する。

イ 災害派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- (イ) 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

知事に対し自衛隊の要請依頼をするにあたっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要な十分な資材の準備を整え、かつ、諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所

エ 部隊の連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(3) 派遣部隊との連絡調整

派遣部隊との円滑、迅速な措置を図るための連絡調整は、総務班が行うものとする。

(4) 派遣部隊の使用施設

自衛隊派遣が決定された時は、下記の施設を自衛隊に提供するものとする。

- ア 災害対策本部事務室 : 大洗町役場
- イ 宿舎 : 大洗町漁村センター
- ウ 資材置場、炊事場及び駐車場 : 大洗町漁村センター、大洗町役場周辺駐車場
- エ ヘリコプターの発着場 : 大洗港第4埠頭(イベントバース)

4 ヘリコプターの受入れ

町長は、町地域防災計画に定める大洗港第4埠頭(イベントバース)を自衛隊用の臨時ヘリポート(飛行場外離着陸場)とする。なお、必要に応じて、大洗町総合運動公園陸上競技場及び大洗町立南中学校校庭及び防災ふれあい公園の3箇所の臨時ヘリポートも使用するものとする。

ヘリポートの設営は、消防班が次の要領により設営する。

- (1) 下記内容を参考としたヘリポートを確保する。この際、土地の所有者または管理者との調整を確実に実施する。
- (2) 着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。なお、夜間使用時には、着陸に必要な灯火施設を設置する。

- ア H記号の基準
- イ 吹き流しの基準

(3) 危害予防の措置

- ア 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせない。

- イ 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

5 災害派遣部隊の撤収要請

自衛隊の災害派遣の目的を達成した時は、「自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）」により、速やかに知事に対して撤収要請を依頼するものとする。

6 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救護活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町が協議するものとする。

第2 応援要請・受入体制の確保と応急措置の代行

総括部指揮班、総務部総務班、管財班、消防部消防班

■基本事項

1 趣旨

町は、町内において津波による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

また、災害時の相互応援を効果的に実施するために、町は、平常時より他市町村等と応援要請・受入れ体制等についての情報交換を密接に行っておくものとする。

県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、被災により市町村の応急措置に係る事務を行うことが不可能になった場合は、災害対策基本法に基づき、その事務の全部または一部を代行する。

2 留意点

(1) 広域的な相互応援の実施

大規模災害時には、被災地の地方公共団体だけですべて対策を行うことは困難であり、また隣接する地方公共団体は、同時に大きな被害を受ける可能性もある。このため、隣接する市町村のみならず、防災関係機関等及び広域的な地方公共団体間の相互応援を実施することが必要である。

(2) 密接な情報交換

災害時の相互応援を効果的に実施するために、町は、平常時より県や他市町村等と応援要請・受入体制等についての情報交換を密接に行うことが必要である。

(3) 応援手続きの迅速化

応援要請実施の判断等を迅速に行うためには、県、町等は津波被害の的確な把握を速やかに行う必要があるため、被害情報の収集・伝達体制の整備が重要となる。

3 活動項目リスト

(1) 応援要請の実施

- ア 他市町村への要請
- イ 県への応援要請または職員派遣のあっせん
- ウ 国の機関に対する職員派遣の要請
- エ 民間団体等に対する要請

(2) 応援受入体制の確保

- ア 連絡体制の確保
- イ 受入体制の確保
- ウ 経費の負担

(3) 消防機関の応援要請・受入体制の確保

- ア 応援要請
- イ 応援受入れ体制の確保

■対 策

1 応援要請の実施

被害情報の収集・伝達体制を通じて、被害状況を的確かつ速やかに把握し、応援要請実施の判断等を迅速に行うものとする。

(1) 他市町村への要請

町長は、町域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し、電話または応援要請書により応援要請を行う。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

大規模災害時には、本町だけですべての対策を行うことは困難であり、また隣接市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もある。このため、隣接市町村のみならず、防災関係機関等及び広域的な市町村間での応援を要請するものとする。応援市町村長は、被災市町村長に対し、応援活動結果報告書及び応援に要した経費の請求を提出するものとする。

(2) 県への応援要請または職員派遣のあつせん

町長は、知事または指定地方行政機関等に応援または職員派遣のあつせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

ア 応援要請時に記載する事項

- (ア) 災害の状況
- (イ) 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (エ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- (オ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (カ) その他必要な事項

イ 職員派遣あつせん時に記載する事項

- (ア) 派遣のあつせんを求める理由
- (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

(3) 国の機関に対する職員派遣の要請

町長は、本町における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員

ウ 派遣を必要とする期間

エ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 民間団体等に対する要請

町長は、本町における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

2 応援受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保

町長は、応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県や関係市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

(2) 受入体制の確保

ア 連絡窓口の明確化

町長は、県及び関係市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。

イ 受入施設の整備

町長は、国及び県・関係市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設を役場とする。また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。

(3) 経費の負担

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた本町の負担とする。

ア 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料費

イ 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

また、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

3 消防機関の応援要請・受入体制の確保

(1) 応援要請

本町が被災し、本町の消防力では十分な活動が困難である場合は防災・危機管理部消防安全課を通じて県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく茨城県消防広域応援隊の応援要請を速やかに行うものとする。

知事は、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊または「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請するものとする。

応援派遣要請を必要とする災害の規模は次のとおりである。

(応援派遣要請を必要とする災害規模)

ア 大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害

イ 災害が拡大し他市町村に被害が及ぶおそれのある災害

ウ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害

エ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害

オ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

【資料編P28 **資料29** 茨城県消防広域応援隊の要請先】

(2) 応援受入れ体制の確保

ア 受入れ窓口の明確化

応援受入れ窓口は、大洗町消防本部とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、町災害対策本部とする。

イ 受入れ施設の整備

町長は、人員、物資等の応援を速やかに受入れるための施設等を大洗町消防本部に整備しておくものとする。

ウ 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

- (ア) 災害状況の情報提供、連絡・調整(応援部隊指揮本部等の設置)
- (イ) 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示(指揮本部と代表消防機関協議)
- (ウ) 補給・休憩宿泊施設の整備・提供(学校・体育館、公園等)
- (エ) 消防活動資機材の調達・提供

エ 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた本町の負担とするものとする。

第3 他市町村被災時の応援

総括部指揮班、消防部消防班、救援対策部福祉班

■基本事項

1 趣旨

町は、他市町村で発生した災害において、自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援協定等に基づき、県等と協力して物的・人的応援を迅速・的確に実施する。

2 留意点

(1) 密接な情報交換

津波時の他市町村への応援を効果的に実施するために、平常時より他市町村と応援についての情報交換を密接に行うことが必要である。

(2) 被害情報の収集・伝達体制の整備

応援実施の判断等を迅速に行うためには、他市町村との被害情報の収集・伝達体制の整備が必要である。

(3) 職員派遣の際の自己完結型体制の整備

被災地に職員を派遣する際、派遣先から援助をうけることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制であることが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 他市町村被災時の応援

- ア 連絡体制
- イ 他市町村への応援・派遣
- ウ 被災者受入れ施設の提供等

■対 策

1 他市町村被災時の応援

町は、他市町村で発生した災害において、自力による応急対策等が困難な場合には、相互

応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施するものとする。

また、被害が広域化した場合は、国・県と連携を取って対応する。

(1) 連絡体制

ア 密接な情報交換

災害が発生した他市町村への応援を効果的に実施するため、平時より県や他市町村と応援についての情報交換を密接に行っておくものとする。

イ 被害情報の収集・伝達体制の整備

応援実施の判断等を迅速に行うために、県及び他市町村との被害情報の収集・伝達体制を整備しておくものとする。

(2) 他市町村への応援・派遣

町は、他市町村において災害が発生し、または発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難なために県あるいは当該市町村から応援要請がされた場合は、災害対策基本法に基づき、他市町村に対し応援を実施するものとする。ただし、緊急を要し要請を待ついとまが無いと認められる場合は、自主的に他市町村への応援を開始するものとする。

ア 支援対策本部の設置

町は、他市町村において風水害等による大規模な災害が発生した場合には、関係部局から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行うものとする。

イ 被害情報の収集

町は、応援を迅速かつ的確に行うため、被害情報の収集を速やかに行うものとする。

ウ 応援の実施

町は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等、適切な応援方法を選択して実施する。なお、職員を派遣する場合には、職員が派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とするものとする。

(3) 被災者受入れ施設の提供等

町は、必要に応じて、被災市町村の住民を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっせんを行うものとする。

第4節 被害軽減対策

第1 警備対策、物価の安定等に関する活動

救援対策部住民班、総括部生活環境班、総務部管財班、水戸警察署

■基本事項

1 趣旨

大規模災害が発生した場合、町は応急対策及び復旧・復興対策を迅速・的確に実施し、住民の生命・身体・財産を保護するものとする。初期的段階において、被害実態を早期に把握するとともに、人命の保護を第一とし、避難誘導、負傷者等の救出救助等が重要であるが、初期的段階以降は、警察と協力し、被災地区の秩序回復、犯罪の予防等、各種地域安全活動や人心の安心を図るため広報及び情報活動を実施するものとする。

また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講じる。

2 留意点

- (1) 初期的段階においては、被害実態を早期に把握するとともに、人命の保護を第一とし、避難誘導、負傷者等の救出救助及び必要な交通規制を行う。
- (2) 初期的段階以降は、交通の秩序回復、犯罪の予防等各種地域安全活動、人心の安心を図るための広報及び情報活動に当たる。
- (3) 関係機関の行う救援復旧活動及び防災活動に対しては、必要により所要の警備要員または部隊を派遣して協力支援する。

3 活動項目リスト

- (1) 行方不明者の調査及び迷子等の保護
 - ア 行方不明者相談所の開設
- (2) 地域安全対策
 - ア 犯罪の予防
 - イ 地域安全活動
 - ウ 流言飛語に対する措置
 - エ 保安対策
 - オ 海上保安対策（海上保安庁）
- (3) 物価の安定、物資の安定供給

■対 策

1 行方不明者の調査及び迷子等の保護

- (1) 行方不明者相談所の開設

必要に応じて、水戸警察署と協議の上水戸警察署大洗地区交番その他の場所に、行方不明者相談所を開設し、行方不明者の捜索及び迷子等の保護に関する相談活動を行うものとする。

ア 迷子等の措置

- (ア) 迷子等を保護したときは、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努めるものとする。

- (イ) 保護した迷子等のうち、保護者等の引取人がない者、及びそれが容易に判明しない者については、児童相談所若しくは福祉事務所に通告、または引き継ぐものとする。

イ 要保護者を保護したときの措置

- (ア) 要保護者を保護したときは、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。
- (イ) 保護した要保護者のうち、保護者等の引取人がないもの、それらが容易に判明しないものについては、児童相談所、福祉事務所、病院その他の適当な機関若しくは施設に通告し、または引き継ぐ。

ウ 行方不明者に関する届出を受理したときの措置

- (ア) 行方不明者に関する届出を受理したときは、避難所、病院その他関係機関または施設に必要な手配を行うなど、該当者の発見に努める。
- (イ) 行方不明者が多数に及ぶときは、必要により部隊を編成し、大規模な被災地域を重点とした搜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。

2 地域安全対策

町や警察は、被災地における安全な生活を保護するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃盗犯等、被災地域に密着した犯罪の予防活動等を実施するものとする。

(1) 犯罪の予防

ア 地域安全情報の収集、提供

被災地における各種犯罪の発生状況及び被災地住民の要望など各種地域安全情報を収集するとともに、必要な情報を地域安全ニュースとして積極的に提供し、被災地における犯罪の未然防止等に努めるものとする。

(2) 地域安全活動

ア 警戒警備の強化

被災地及びその周辺における警戒活動を強化して一般防犯活動に努めるとともに、避難場所、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対する重点的な警戒活動を行うものとする。

イ 困りごと相談所の開設

住民班は必要により困りごと相談所を開設し、要配慮者に対する便宜供与、死傷者の確認その他の相談活動を行うものとする。

(3) 流言飛語に対する措置

災害の発生時には流言飛語が発生して人心の不安を招くほか、パニックや各種犯罪を誘発する要因ともなることから被災地域等の住民に対し、災害の実態、避難者の状況、関係防災機関の活動状況等の情報を積極的に提供し、住民の不安除去に努める。

(4) 保安対策

ア 危険物等に対する措置

石油類等危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては関係機関との連携を図り、警戒要員を派遣して、警戒区域内の立入り禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努めるものとする。

イ 経済事犯等に対する推置

商品の買占め、不当高価販売、土地家屋等の賃貸若しくは所有権を巡る紛争等の事案発生に対処するため、生活経済事犯をめぐる情報の収集、主管行政機関との連絡を密接に行うほか、悪質経済事犯については重点的な取締りを行うものとする。

(5) 海上保安対策（海上保安庁）

被災地付近の海上においては、海上保安庁が巡視船艇を配備し、速やかな安全確保に努めるものとする。

3 物価の安定、物資の安定供給

国、県及び町は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ指導等を行うものとする。

第2 避難指示・誘導

救援対策部住民班、医療班、総務部調査・輸送班、広報企画部企画班、秘書広報班

■基本事項

1 趣旨

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、町長は関係機関の協力を得て、「避難指示」のほか、一般住民に対して自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で「高齢者等避難」の伝達を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

2 留意点

(1) 安全を優先した緊急対策

大洗港区管理者、消防職団員、警察官、町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。

(2) 迅速かつ的確な情報収集

避難の指示の決定に際して必要な情報を、迅速かつ的確に収集する。災害時にはこれらの情報は町よりも消防や警察に集まりやすいため、これらの関係機関の連携を密にして情報の遺漏がないようにする必要がある。

(3) 関係機関の協力

混乱なく速やかに避難を実施するためには、町、消防、警察、その他機関の足なみが揃っている必要があり、情報の共有化の徹底を図ることが必要である。

(4) 要配慮者に配慮した避難誘導

避難は近隣住民（自主防災組織）、ボランティアなどの協力を得て、地域の全員が安全に行うことが重要である。そのためには、高齢者、病弱者、乳幼児、障害者、外国籍住民等の要配慮者への配慮が必要である。

3 活動項目リスト

(1) 避難指示、高齢者等避難

- ア 避難が必要となる災害
- イ 避難指示、高齢者等避難
- ウ 避難指示、高齢者等避難の内容
- エ 避難措置の周知

(2) 警戒区域の設定

- ア 警戒区域の設定
- イ 警戒区域設定の周知
- (3) 被災者の把握
 - ア 避難者の登録窓口
 - イ 調査の実施
 - ウ 調査結果の報告
- (4) 避難の誘導
 - ア 避難誘導の方法
 - イ 住民の避難対応
- (5) 広域避難（広域一時滞在）
- (6) 避難生活の確保、健康管理
 - ア 避難所の開設、運営
 - イ 避難所生活環境の整備
 - ウ 健康管理
 - エ 精神衛生、カウンセリング
 - オ 避難所における食糧、生活物資の請求、受取、配給
- (7) ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供
 - ア ニーズの把握
 - イ 相談窓口の設置
 - ウ 生活情報の提供
- (8) 広域避難への対応
 - ア 広域避難
 - イ 避難者の運送
- (9) 安否確認

■対 策

1 避難指示、高齢者等避難

(1) 避難が必要となる災害

地震や津波発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難指示を行う。

また、必要に応じ、高齢者等避難情報を適切に出すように努める。

- ・津波
- ・余震による建物倒壊
- ・がけくずれ、地すべり
- ・地震水害（河川、海岸、ため池等）
- ・延焼火災
- ・その他
- ・危険物漏洩（毒劇物、爆発物等）

(2) 避難の指示、高齢者等避難

町長及び水防管理者は、火災、がけくずれ、津波、洪水、高潮等の事態が発生し、または発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示を行うものとする。

また、町長は、必要に応じ、立ち退きの指示の前の段階で、住民に立ち退きの準備または立ち退きに時間を要する者に対して立ち退きを適切に促すよう努める。

なお、町は、避難指示を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう準備を整えておくものとする。

（警察官及び海上保安官）

警察官及び海上保安官は、地震・津波の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、町長が指示できないと認めるとき、または町長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示するものとする。

（自衛官）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。

（県、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長）

ア 知事は、災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示を行うものとする。

イ 知事またはその委任を受けた職員は、地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示するものとする。

ウ 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

（3）避難指示、高齢者等避難の内容

避難の指示及び高齢者等避難は、次の内容を明示して実施するものとする。

ア 要避難（準備）対象地域

イ 避難先及び避難経路

ウ 避難指示及び高齢者等避難の理由

エ その他必要な事項

（4）避難措置の周知

避難の指示を実施した者及び高齢者等避難を出した者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 住民への周知徹底

避難指示を実施した者及び高齢者等避難情報を出した者は、速やかにその旨を住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、文書（点字版を含む）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

（ア）直接的な周知として、町防災行政無線、広報車等を活用する。また、これによる避難呼びかけの際には、住民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。

（イ）報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。

また、町は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者を含めた住民への周知漏れを防ぐ。

イ 関係機関相互の連絡

避難指示、及び解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

2 警戒区域の設定

（1）警戒区域の設定

町長は、上記のような状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止または退去を命ずる。

（警察官、海上保安官）

町長またはその職権を行う職員が現場にいない場合、または、これらの者から要請があった場合、警察官または海上保安官は、町長の権限を代行する。この場合は、直ちに町長に対して通知する。

（自衛官）

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、町長、警察官、海上保安官が現場にいない場合に限り、町長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

（消防職員または消防団員）

消防活動、水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる。（消防法第28条、水防法第21条）

（2）警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

3 被災者の把握

町は、災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、災害救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

（1）避難者の登録窓口

発災後、避難者状況を迅速かつ的確に把握するため、避難者の氏名、住所、性別、年齢等について登録できる窓口を避難所に設置するものとする。

（2）調査の実施

災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備するものとする。

ア 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、調査・輸送班はボランティア等からなる調査チームを地区別に編成し、調査責任者を定め調査を行うものとする。

イ 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておくものとする。

調査の実施に基づき調査を実施するものとし、必要があれば、県に調査を要請するものとする。

（3）調査結果の報告

登録窓口での登録避難者の状況や調査チームによる調査結果を統括し、共有化できるように整理したうえで、各班に伝達して応急対策活動の実施に資するものとする。さらに災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について、県に対し調査結果を報告するものとする。

4 避難の誘導

（1）避難誘導の方法

町、警察、その他が行う避難誘導は、住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行

うものとする。

町は、避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

特に、町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるよう努めることが重要である。

ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。

イ 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

ウ 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

エ 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

オ 避難誘導は受入れ先での救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行うこと。

(2) 住民の避難対応

ア 避難の優先

避難にあたっては、病弱者、高齢者、障害者等の避難を優先する。

イ 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用品及び感染症予防品等とする。

5 広域避難（広域一時滞在）

町は、大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞中に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

被災した市町村は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待つかとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在中のための要求協議を当該市町村に代わって行うものとする。

国は、県から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在中について助言するものとする。また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

6 避難生活の確保、健康管理

町は、災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に受入れ保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を受入れする場合、感染性疾患

や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

(1) 避難所の開設、運営

ア 避難所の開設

被害状況により避難所を設置する必要があると認められる時は、次により避難所を開設するものとする。

(ア) 基本事項

a 対象者

- (a) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (b) 現に災害に遭遇（旅館、ホテル等の宿泊人、通行人等）した者
- (c) 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

b 設置場所

- (a) 避難所としてあらかじめ指定している場所の施設

ただし、災害時に避難所として使用可能な施設及び設備はあらかじめ把握しておき、収容可能人数はもとより、特に、避難生活に不可欠なトイレ、手洗い場、床の状態等は詳細に把握しておく。

- (b) やむを得ず、避難場所等に設置する小屋、テント等の野外収容施設。

c 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害救助法の適用により期間を延長する必要がある場合には、町長の事前承認を受ける。

(イ) 避難所開設の公示

避難所を開設した時は、その旨を公示するとともに、収容すべき者を誘導し保護するものとする。

(ロ) 県への協力要請

避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請するものとする。

(エ) 避難所開設の報告

避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を電話により県に報告するものとする。

a 避難所開設の目的

b 箇所数及び受入れ人員

c 開設期間の見込み

なお、災害救助法が適用された場合については、避難所設置報告書により県に報告するものとする。

イ 避難所の運営

避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、避難所の管理運営を行う。さらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序維持のために、警察官の配置についても考慮する。なお、大規模な災害が発生した場合の避難所の確保については、あらかじめ隣接市町村との協力体制について協議しておくものとした、町職員のみで運営を行うことは困難であるため、自主防災組織等との協力体制を確保する。

そのために、平時から町と自主防災組織との間で協議を行っておくとともに、避難所に指定されている学校については、学校長以下教職員の協力体制も確保しておくものと

する。

ウ 避難者の状況把握

避難所を円滑に運営するため、避難者の人数、性別、年齢、疾病の有無等を把握する。特に、高齢者等の要配慮者については、病状の悪化等に対応するため、その状態を詳細に把握するものとする。

エ 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、町は平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

(ア) 避難所運営のための組織結成

(イ) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルール遵守

(ウ) 要配慮者への配慮

(エ) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(2) 避難所生活環境の整備

ア 衛生環境の維持

被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために、避難生活に不可欠なトイレ、手洗い場、床の状態等は常に把握しておくものとする。さらに、生活維持に必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行うものとする。

イ 清潔保持に必要な知識の普及

限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等、具体的な衛生教育を行うものとする。

(3) 健康管理

ア 被災者の健康状態の把握

(ア) 県の協力も得て、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行うものとする。

(イ) 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チーム会議において効果的な処遇の検討を行うものとする。

(ウ) 継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮するものとする。

イ 被災者の精神状態の把握

(ア) 避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努めるものとする。

(イ) 幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行うものとする。

(ウ) 被災によって心的外傷後ストレス障害を示している者について、県が設置する「心の救護所」にカウンセリング等の適切な対応を依頼するとともに、心的外傷後ストレス障害に関する広報活動に努めるものとする。

ウ 継続的要援助者のリストアップ

援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成するものとする。

エ 関係機関との連携の強化

症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設、一般病院及び精神病院等との連携を図り入院を勧奨するものとする。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないように継続的な援助を行うも

のとする。

(4) 精神衛生、カウンセリング

ア 県中央保健所に協力を求め、被災者の精神衛生状態の悪化を防ぐため、段階的に次の活動を実施するものとする。

(ア) 常駐の医師による保健所での診察、保健所からの避難所への巡回診察及び訪問活動

(イ) 精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診察

(ウ) 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動

イ 児童、高齢者、外国籍住民に対する「心のケア」対策の実施

ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者に対して十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国籍住民に対しても適切なケアを行うものとする。

ウ 「心のケア」に対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため「心のケア」に関するパンフレットを被災者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置するものとする。

(5) 避難所における食糧、生活物資の請求、受取、配給

避難者の人数、性別、年齢、高齢者等の要配慮者等を把握し、生活維持に必要な食糧及び各種生活物資の提供を行うものとする。

7 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

町は、災害後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめ細やかで適切な情報提供を行うものとする。また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

(1) ニーズの把握

ア 被災者のニーズの把握

被災者のニーズ把握を担当する班を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたるものとする。

(ア) 家族、縁故者等の安否

(イ) 不足している生活物資の補給

(ウ) 避難所等の衛生管理(入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等)

(エ) メンタルケア

(オ) 介護サービス

(カ) 家財の持ち出し、家の片付け、引越し(荷物の搬入・搬出)

イ 高齢者等要配慮者のニーズの把握

高齢者、外国籍住民、心身障害者等多様な要配慮者の抱える問題は通常より深刻である場合が多いため、ボランティア等との協力のもと積極的にコンタクトをとるよう努めるものとする。

(ア) 高齢者、障害者

自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり、独居)、障害者等の次のようなニーズの把握について、町職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師などのスタッフによる巡回訪問を通じて行うものとする。

a 介護サービス

- b 病院通院介助
 - c 話し相手
 - d 応急仮設住宅への入居募集
 - e 縁故者への連絡
- (イ) 外国籍住民
 - a 生活情報(食事、入浴、洗濯等)
 - b 病院通院介助
 - c 話し相手
 - d 応急仮設住宅への入居募集
 - e 国内の縁故者や母国への連絡
- (ウ) 滞在者(来訪者)
 - a 災害情報や生活情報等
- (2) 相談窓口の設置
 - ア 総合窓口の設置

各種の相談窓口を広報企画部内に設置するとともに、県、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務も把握しておき、様々な形で寄せられる問い合わせに対して、適切な相談窓口を紹介するものとする。
 - イ 各種相談窓口の設置

被災者のニーズに応じて以下のような相談窓口を設置するものとする。

 - (ア) 生命保険、損害保険(支払い条件等)
 - (イ) 家電製品(感電、発火等の二次災害)
 - (ウ) 法律相談(借地借家契約、マンション修復、損害補償等)
 - (エ) 心の悩み(恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等)
 - (オ) 外国籍住民(安否確認、母国との連絡、避難生活等)
 - (カ) 住宅(仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事)
 - (キ) 雇用、労働(失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等)
 - (ク) 消費(物価、必需品の入手)
 - (ケ) 教育(学校)
 - (コ) 福祉(身体障害者、高齢者、児童等)
 - (サ) 医療・衛生(医療、薬、風呂)
 - (シ) 廃棄物(ガレキ、ごみ、産業廃棄物、家屋の解体)
 - (ス) 金融(融資、税の減免)
 - (セ) ライフライン(電気、ガス、水道、下水道、電話、交通)
 - (ソ) 手続き(り災証明、死亡認定等)
 - ウ 関係機関との協力

上記の相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。災害後の被災者の相談内容は、その人の生活すべての問題に関わるため、行政のみの体制では十分な対応は困難であることを前提にして、関係機関・団体との連携を密にするものとする。
- (3) 生活情報の提供

町及び防災関係機関は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を、各種媒体を活用して積極的に提供するものとする。

 - ア テレビ、ラジオの活用

テレビ局、ラジオ局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の

提供を行う。なお、聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努めるものとする。

イ インターネットの活用

ホームページ、SNS、メール等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行うものとする。

ウ FAXの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT東日本、電気メーカー等の協力を得て、FAXを活用した、定期的な生活情報の提供を行うものとする。

エ 災害ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、随時、広報紙の特別版を発行する。新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、災害ニュースとして避難所、各関係機関等に広く配布するものとする。

8 広域避難への対応

(1) 広域避難

大規模な災害が発生し、町外からの大量の避難者が流入する事態となった時は、避難地への避難、移動等について、国の代行による受入れ手続きに協力し、受入れを図る。

また、そのために具体的な対策、方法等について協議を行う。

(2) 避難者の運送

広域避難が必要となったときには、運送業者等に要請して、円滑な移動を図ることとする。

9 安否確認

町は、町民及び被災者に関する安否に関する情報について、照会者に回答するために、避難所との情報通信体制等を確立する。

第3 緊急輸送

総務部調査・輸送班、管財班、応急対策部土木班、水戸警察署

■基本事項

1 趣旨

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。

このため、津波災害時の緊急輸送を効率的に行うため、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。

また、輸送車両等の確保、救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした、交通規制を迅速・的確に実施する。

2 留意点

(1) 迅速な道路被害状況等の収集

緊急輸送道路の各管理者は、迅速に緊急輸送道路の応急復旧に着手することから、津波

発生後、関係機関と協力するとともに、交通情報提供者、オフロード車等を効果的に活用し、迅速に緊急輸送道路及び沿道の被害状況等を収集することが必要である。

(2) 人員及び資機材等の確保のための関連業界等との協力体制の強化

津波時の緊急輸送活動を支援する道路啓開作業を迅速に行うための人員及び資機材の確保を目的として、あらかじめ応急復旧作業と関係する建設業界等との協力体制の強化を図っておくことが必要である。

(3) 車両、船舶、ヘリコプターによる総合的な輸送体制の構築

道路、河川・海、ヘリポート等を総合的に活用し、津波対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を図ることが必要である。また、災害時の物流拠点となる施設については、このような輸送手段の連結性を考慮し、整備を進めていくことが必要である。

(4) 隣接県警察及び関係機関との連携

緊急交通路における交通規制等が迅速・的確に実施できるよう、隣接県警察、防災関係機関、道路管理者、市町村等と平常時から連絡を密にし、有事における協力体制を確立しておくことが必要である。

(5) 交通規制に関する情報の町民に対する周知措置

一般車両等の混乱を防止するため、

ア 緊急交通路指定路線及び地震、津波発生時の交通規制内容

イ 地震、津波発生時における運転者の採るべき措置

等について、各種広報媒体、パンフレット等により、広く住民に知らせることが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 緊急輸送の実施

ア 総括的に優先されるもの

イ 災害発生後の各段階において優先されるもの

(2) 緊急輸送道路の確保

ア 緊急輸送体制の構築

イ 道路被害状況の把握

ウ 緊急輸送道路啓開の実施

エ 啓開資機材の確保

(3) 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保

ア 車両の調達

イ 緊急通行車両の確認

ウ 鉄道

エ 船舶

オ ヘリコプター

(4) 緊急輸送状況の把握

(5) 交通規制

ア 交通規制の種類等

イ 県警の交通規制措置

ウ 復旧・復興期

エ 町及び他道路管理者の交通規制措置

オ 運転者のとるべき措置

(6) 海難対策

- ア 津波襲来が予想される場合の措置
- イ 海難事故が発生した場合の措置

■対 策

1 緊急輸送の実施

緊急輸送は次の優先順位に従って行う。

(1) 総括的に優先されるもの

- ア 人命の救助、安全の確保
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア 第1段階（津波発生直後の初動期）

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- (エ) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

イ 第2段階（応急対策活動期）

- (ア) 前記アの続行
- (イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

- (ア) 前記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員、物資
- (ウ) 生活用品
- (エ) 郵便物
- (オ) 廃棄物の搬出

2 緊急輸送道路の確保

町は、災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うため、関係機関と協議の上、車両やヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保を行うほか、救援物資の輸送拠点の整備等を行うものとする。

(1) 緊急輸送体制の構築

町は、被害状況を勘案しながら、道路、河川、海、ヘリポート等を総合的に活用し、応急災害対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を回るものとする。また、災害時の物資拠点として、このような輸送手段の連結性を考慮し、場所を指定する。

(2) 道路被害状況の把握

ア 道路管理者による調査

町及び他道路管理者は、所管する緊急輸送道路及び沿道の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、速やかに調査を実施するとともに、他の道路管理者と

情報を交換し、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

イ 発見者の通報

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、または極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官または町災害対策本部に通報する。

(3) 緊急輸送道路啓開の実施

町は、町内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、啓開作業を実施する。

(4) 啓開資機材の確保

町は、被害状況に基づき、関係業界より使用できる啓開資機材等の調達を行うものとする。

【資料編P12 資料11 緊急輸送道路】

【資料編P12 資料12 臨時ヘリポート（飛行場外離着陸場）】

3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保

原則として自己が保有し、または直接調達できる車両、船舶等により、輸送を行うものとするが、災害対策の実施にあたり必要とする車両、船舶等が不足し、または調達不能のため輸送が不可能となった場合は、民間業者または関係機関等に対し調達の要請をし、輸送力を確保するものとする。

(1) 車両の調達

町は、地域防災計画に基づき車両等の調達先、予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あっせんを要請する。

ア 町有車両の確保

災害の種類・規模に応じてあらかじめ災害活動用の町有車両を確保するものとする。

イ 調達

車両等の調達必要数及び調達先を明確にし、次により調達するものとする。

(ア) 町内の自家用及び営業用車両保有者に対して、災害の程度に応じて出動要請を行う。

(イ) 県を通じて一般社団法人茨城県トラック協会ひたちなか支部へ依頼し、輸送車両を確保する。

ウ 配車

災害対策本部各班への車両の配車は、被害の状況に応じて管財班が定めるものとする。

(2) 緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び証明書の交付）

災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（道路交通法に規定する緊急自動車を除く。）について、緊急通行車両としての申請に基づき、緊急通行車両標章及び証明書を以下の手続きにより適正に交付する。

ア 緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者は、知事または県公安委員会に対し、緊急通行車両確認申請書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。

イ 前記により確認したときは、知事または県公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明

書を交付する。

ウ 交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示するものとする。

エ 県公安委員会は、緊急通行車両についてあらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に審査し災害時に速やかに標章等の交付を図るものとする。また、この事前届け出の取扱について、災害応急対策に携わる見込みのある者に対し、平時から周知に努める。

(3) 鉄道

道路の被害等により、車両による輸送が不可能なとき、または遠隔地において物資を確保した場合において、鹿島臨海鉄道（株）等に協力を要請するものとする。

(4) 船舶

救難用物資、人員の緊急輸送について特に巡視船艇等を必要とする場合は、県を通じて第三管区海上保安本部、関東運輸局茨城運輸支局、自衛隊、商船三井㈱に派遣を依頼するものとする。

(5) ヘリコプター

ヘリコプターが必要な場合は、「茨城県防災ヘリコプター応援要綱」に基づき、知事に対して県防災ヘリコプターの応援を要請する。応援要請は、県防災・危機管理部防災・危機管理局消防安全課宛に、防災ヘリコプター緊急運航要請書により必要事項を明らかにして行う。さらにヘリコプターが必要となる場合は、県を通じて第三管区海上保安本部や自衛隊に文書により派遣を依頼するものとする。ただし、文書によるいとまがない場合は、電話によることができる。

4 緊急輸送状況の把握

県は、効率的な緊急輸送を行うために、緊急交通路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集するとともに、緊急交通路に関する情報伝達窓口を設置し、非常無線通信等による緊急輸送主体からの問い合わせに対して的確な情報伝達を行う。

5 交通規制

(1) 交通規制の種類等

災害時における規制の種類及び根拠は、概ね次によるものとする。なお、これらの交通規制を迅速・的確に実施するために、町、警察、防災関係機関、道路管理者との連絡を平常時から密にし、有事における協力体制を確立しておく。

ア 道路法に基づく規制

災害時において、道路施設の破損等により施設構造の保全または交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者は交通を禁止または制限する。

イ 道路交通法に基づく規制

災害時において、道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、茨城県公安委員会、警察署長・警察官は、歩行者または車両の通行を禁止し、または制限する。

ウ 災害対策基本法に基づく規制

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する。

(2) 県警の交通規制措置

ア 被災地への流入車両の制限

津波発生直後において、次により、速やかに被災地を中心とした一定区域内への緊急

通行車両以外の通行を禁止または制限する。

(ア) 第一次交通規制

被災地を中心とした概ね半径20kmの地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する。

(イ) 第二次交通規制

津波の規模の実態の把握、事態の推移等を勘案しながら、第一次交通規制実施後速やかに、被災地を中心とした概ね半径40kmの地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する。

イ 緊急交通路の交通規制

災害対策基本法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する。

ウ 高速道路対策

常磐自動車道においては、水戸 I C以南が計測震度5.0以上、水戸 I C以北が計測震度4.5以上、北関東自動車道（東水戸道路、常陸那珂道路を含む。）及び東関東自動車道水戸線、首都圏中央連絡自動車道においては計測震度5.0以上の地震が発生した場合は、即時通行止めを実施するとともに通行車両の緊急停止措置を実施する。

なお、被災想定地区ごとの緊急交通路指定予定路線は、資料30のとおりである。

【資料編P29 **資料30** 緊急交通路指定予定路線】

エ 区域指定による規制

災害状況により、災害現場及びその周辺の道路すべてを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。

オ 緊急交通路等における警察官等の措置

警察官は、緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる車両その他の物件がある場合は、直ちに立ち退き・撤去の広報・指示を行う。また、著しく障害となる車両その他の物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講じるものとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはない場合に限り、警察官の職務を代行するものとし、自衛隊、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を実施する。

カ 広報活動

交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、ドライバーをはじめ居住者等広く県民に周知する。

(3) 復旧・復興期

ア 復旧・復興のための輸送路の交通規制

緊急交通路については、被災地における活動が、災害応急対策から復旧・復興活動に重点が移行する段階においては、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送路（復旧、復興関連物資輸送ルート）として運用する。

この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止または制限する。

イ 災害応急対策期交通規制の見直し

緊急交通路及び交通規制のほか、災害応急対策期から実施中の第一次及び第二次交通規制についても災害応急対策等の推移を勘案しながら、規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施する。

ウ 広報活動

復旧・復興期における交通関連情報について、あらゆる広報媒体を通じて住民への周知を図る。

(4) 町及び他道路管理者の交通規制措置

ア 道路管理者

道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したときまたは通報等により承知したときは、速やかに必要な箇所の規制をするものとする。この場合に警察関係と緊密な連絡をとる。

イ 町災害対策本部

警察官または道路管理者による規制を待ついとまがないときは、災害対策基本法第63条により警戒区域を設定し、立入りを制限または禁止し、若しくは退去を命ずるなどの方法により応急的な規制を行う。

(5) 運転者のとるべき措置

ア 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

- (ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- (イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (ウ) 車両をおいて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (エ) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域または道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止または制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとること。

- (ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動または駐車すること。その際、警察官の指示に従わない、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

6 海難対策

津波の襲来が予想されるとき、または津波による船舶の座礁等の海難事故が発生した場合は、防災関係機関は相互に協力し、災害の未然防止または遭難者の救出及び保護に努める。

また、津波に対しては、避難が唯一と言ってもよい応急防災対策であることから、津波発

生のおそれがある場合には、沿岸の住民やレジャー客、さらに船舶に対し、津波情報の迅速な伝達を行うものとする。

(1) 津波襲来が予想される場合の措置

ア 沿岸の住民や、釣り・海水浴等のレジャー客に対しては、地震発生と同時に防災行政無線等により注意を呼びかけ、気象庁より津波予報が発せられたときは直ちに避難を指示する。

イ 海上保安部は、次の事項について検討し、船舶の安全対策について適切な措置を講ずる。

(ア) 避難の要否及び時期

(イ) 船舶の入港禁止

(ウ) 港内在泊船、修理船等の動静把握及び安全対策

ウ 避難またはその他の安全対策措置の必要があると認める場合は、海上保安部は、直ちに次の方法により避難指示する。

(ア) 無線放送

(イ) 巡視船艇による構内在泊船舶への通報

(ウ) 県漁業無線局、大洗港入出港安全対策協議会等への連絡

(2) 海難事故が発生した場合の措置

海難事故が発生した場合は、町及び海上保安部は、水難救済会、その他の関係機関と緊密な連携のもとに捜索、救助を実施する。

第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動

消防部消防班

■基本事項

1 趣旨

地震・津波発生による火災、浸水、海上災害及びこれら災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

2 留意点

(1) 住民及び自主防災組織等の役割

住民及び自主防災組織等の地域の各種組織は、自発的に被災者の救助・救急活動及び消火活動を行うとともに、救助・救急活動及び消火活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

(2) 被害情報の早期把握

通信回線が途絶した場合等を想定した情報収集体制を確立し、被害情報を早期に把握する必要がある。

(3) 対策活動の優先度の考慮

大規模な地震、津波では、火災、要救助者、浸水などの災害が同時に多発する。これらに対処する要員、資機材、車両等の消防力は限られるため、活動の優先順位、応援隊との分担を決めて的確に配分する必要がある。

(4) 応援隊との連携

大規模な地震、津波では、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行うことが必要である。

(5) 活動障害の考慮

消火栓の水圧低下による使用不能や、道路通行支障による緊急車両の到着遅れなど、地震や津波後の混乱期には様々な障害要因が存在するため、災害時は臨機応変な活動を実施する必要がある。

(6) 資機材の調達等

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

また、町及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(7) 最重要防御地域等の優先消火

町は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な津波災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。

3 活動項目リスト

(1) 消火活動

- ア 消防機関による消火活動
- イ 消防機関の応援
- ウ 自主防災組織等による消火活動

(2) 救助・救急活動

- ア 救出の対象者及び活動期間
- イ 消防機関による救助・救急活動
- ウ 警察のとり措置
- エ 自主防災組織等による救急・救助活動
- オ 被災地域外の市町村、県、国機関等による救助・救急活動

(3) 水害防止活動

- ア 水防管理団体及び町の措置
- イ 施設管理者の措置

(4) 海上災害対策活動

- ア 流出油等応急対策
- イ 海難対策
- ウ 海上交通安全の確保対策

■対 策

1 消火活動

町は、火災の被害を軽減し、死傷者・り災者の発生をできる限り抑えるため、防災関係機関相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力等のもとに効果的な消防活動を実施するものとする。消防活動については、大洗町消防計画によるものとするが概ね以下のような活動を行うものとする。

(1) 消防機関による消火活動

本町における消防活動は、大洗町消防本部(消防署)及び大洗町消防団が担う。

ア 情報収集、伝達

大規模な災害の発生時には、有線電話の不通、無線障害などにより、状況把握が困難となる可能性がある。このような通信回線が途絶した場合等を想定した情報収集体制を確立して、火災発生等の災害情報を迅速に把握するものとする。

(ア) 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員、防災協力員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整えておくものとする。

(イ) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を町長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

イ 大規模災害への対応

大規模な災害時には、火災発生だけでなく要救助者が多発することなどによって、同時に多くの活動を求められる場合がある。しかし、これらに対処する要員、資機材、車両等の消防力は限られるため、活動の優先順位、応援隊との分担を決めて、資源の的確な配分を行うものとする。中でも、火災は被害を増幅する危険性が高いため、基本的には、人命の安全確保を図るための消火活動を優先させることを原則とし、総力を挙げて出火防止と火災の早期鎮圧及び拡大防止を図る。

また、災害の初期段階にあつては、住民が被災地区から安全に避難を完了するまで、火災の鎮圧拡大防止を図るものとする。

ウ 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

(ア) 避難場所及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

(イ) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

(ウ) 市街地火災消火活動優先の原則

大規模工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

(エ) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

(オ) 火災現場活動の原則

- a 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- b 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- c 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻

止する。

エ 活動障害の考慮

消火栓の水圧低下による使用不能や、道路通行支障による緊急車両の到着遅れなど、災害発生後の混乱期には様々な障害要因が存在するため、現場の状況を的確に判断して臨機応変な活動を実施するものとする。

(2) 消防機関の応援

ア 応援派遣要請

大規模な災害時に、本町の消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部(局)に対して応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により県への応援要請を依頼するものとする。

イ 応援隊との連携

他地域からの応援隊との連携を円滑にするため、応援活動の開始時に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行うよう努める。なお、指揮系統は、大洗町消防本部の部隊編成を基本として応援隊を位置づけるものとする。

ウ 応援隊の派遣

本町が被災していない場合は、消防相互応援協定及び知事または消防庁長官の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災市町村の消防活動を応援するものとする。

(3) 自主防災組織等による消火活動

ア 出火防止

住民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

イ 消火活動

住民及び自主防災組織等は、消防機関に協力しまたは単独で地域での消火活動を行うよう努めるものとする。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。

2 救助・救急活動

発災後できるだけ短時間のうちに要救助者を救出し、医療措置を受けさせることが人命救助のために必須である。どんなに救出が遅れても3日が時間的な限界である。

したがって、大規模な災害により多数の死傷者が発生した場合には、町長は、消防、警察、自衛隊等の相互の連携を図りつつ、さらに地域住民や自主防災組織の協力の下に、迅速に救急・救助活動にあたるものとする。

(1) 救出の対象者及び活動期間

災害のために現に生命・身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を捜索し、救出して保護するものとする。

救出の対象者

ア 火災の際に火中に取り残された者

イ 台風等により倒壊家屋等の下敷きになった者

ウ 水害のために、水とともに流されたり、中洲に取り残された者

エ 地滑り、がけくずれ等により生き埋めになった者

オ その他救出を要する者

(2) 消防機関による救助・救急活動

ア 情報収集、伝達

(ア) 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員、防災協力員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(イ) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を町長及び知事に対して報告するとともに、応援申請等の手続きに遅れのないよう努める。

イ 救助・救急要請への対応

津波後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

(ア) 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

(イ) 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

(ウ) 人的災害の規模の大きい現場を優先して、救急・救助を実施するものとする。

(エ) 負傷者多数の場合は、乳幼児、高齢者、障害者及び重傷者を優先して救助するものとする。

ウ 大規模災害への対応

大規模な災害では、要救助者が同時に多数発生するほか、火災等が併発する場合もある。これらに対処する要員、資機材、車両等の消防力は限られているため、より多くの人命を救出することを原則として、活動の優先順位、応援隊との分担を決め、資源を的確に配分するものとする。

(ア) 火災が発生して延焼拡大したときは、被害の増幅を避けるため火災防御を優先するが、地域に多数の人的被害が発生したときは、救助隊・救急隊は人命の救出、救助及び搬送にあたる。

(イ) 火災の先制防御に成功し、地域に大きな人的被害が発生したときは、消防隊・救助隊・救急隊を集中して人命救助活動に充てるものとする。

エ 救助資機材の調達

家屋の倒壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

オ 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージ（負傷者選別）を行う。

カ 後方医療機関への搬送

(ア) 応急救護所ではトリアージ（負傷者選別）の結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

(イ) 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、茨城県救急医療情報コントロールセンターから、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

(ウ) 重篤傷病者等の搬送については、県ドクターヘリ及び県防災ヘリコプターの積極的活用を図るものとする。

キ 応援派遣要請

町は自らの消防力で十分な活動が困難である場合は、消防相互応援協定に基づき他の消防本部（局）に対して応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対して電話等により県への応援要請を依頼する。

ク 応援隊の派遣

本町が被災していない場合は、消防相互応援協定及び知事または消防庁長官の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救助救急活動を行う。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた救助・救急計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。

(3) 警察のとりくみ

水戸警察署は、町、消防、自衛隊等の関連機関と連携し、負傷者等の救出・救助にあたり、応急救護処置を施した後、救急隊に引き渡すものとする。

(4) 自主防災組織等による救急・救助活動

住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

(5) 被災地域外の市町村、県、国機関等による救助・救急活動

国土交通省、高速道路会社及び市町村等は、高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援に努めるものとする。

3 水害防止活動

震災時における水防活動は、町地域防災計画、水防管理者が定める水防計画及び県水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

(1) 水防管理団体及び町の措置

地震が発生した場合、ため池、河川等の堤防、護岸の決壊、または放流による洪水及び津波による浸水の発生が予想されるので、水防管理者または町長は、地震（震度4以上）が発生した場合は、水防計画またはその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、堤防等の施設の管理者、警察・海上保安・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置くものとする。

(2) 施設管理者の措置

ため池、堤防、水閘門等の管理者は、地震（震度4以上）が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡するとともに、水閘門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じるものとする。

4 海上災害対策活動

地震のため沿岸海面への油、危険物の流出及び船舶火災が発生した場合、または津波による船舶の座礁、遭難事故等が発生した場合は、各防災関係機関は、相互に緊密に連携し、被害防止措置等を講じるものとする。

(1) 流出油等応急対策

沿岸の危険物貯蔵所等の損壊により油等が流出した場合、またはこれに伴う油火災が発生した場合は、相互に緊密な連携のもとに必要な措置を講じ損害の拡大防止または被害の軽減を図る。

ア 応急措置

災害が発生した場合は、直ちに関係機関と通報連絡体制を確立し、人命救助、消火活動、油拡散防止、付近船舶の安全確保、沿岸住民の安全確保等の応急措置を講じる。

(2) 海難対策

津波の襲来が予想されるとき、または津波による船舶の座礁等の海難事故が発生した場合は、防災関係機関は相互に協力し、次の措置を講じ、災害の未然防止または遭難者の救出及び保護に努める。

ア 津波の襲来が予想される場合

(ア) 海上保安部は、次の事項について検討し、船舶の安全対策について適切な措置を講じるものとする。

a 避難の要否及び時機

b 船舶の入港禁止

c 港内在泊船、修理船等の動静把握及び安全対策

(イ) 避難またはその他の安全対策措置の必要があると認める場合は、海上保安部は、直ちに次の方法により避難指示するものとする。

a 無線放送

b 巡視船艇による港内在泊船舶への通報

c 県水産試験場漁業無線局、各港湾災害対策協議会等への連絡

イ 海難事故が発生した場合

海難事故が発生した場合は、海上保安部及び町は、水難救済会、その他関係機関と緊密な連携のもとに捜索、救助を実施するものとする。

(3) 海上交通安全の確保対策

海難船舶または漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じまたは生じるおそれがあるときは、海上保安部、町及び県は、その他関係機関と密接に連携協力して海上交通の安全確保のための措置を講じるものとする。

第5 応急医療

救援対策部医療班、消防部消防班、県、医療機関、町社会福祉協議会

■基本事項

1 趣旨

地震・津波発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を行う。

2 留意点

(1) 地域レベルでの災害対策の強化

保健医療行政の第一線機関である保健所は、地域の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、消防本部、町等の関係機関と連携し、災害時における各関係機関からの情報を収集するとともに、県災害対策本部保健福祉部等と連携を図りながら、医療救護チームの配置調整等を行う必要がある。

また、急性期における災害医療を担うDMAT等の支援団体については、DMAT調整本部が災害対策本部等と連携・調整を図りながら派遣調整を行う。

(2) 情報途絶を前提とした医療救護体制の確立

被災地内での医療機能の低下、情報機能停止によるアクセス破壊を前提とした医療救護体制を構築する必要がある。

(3) 後方搬送体制の確立

災害時の傷病者搬送を円滑に行うため、消防機関と医療機関間に災害に強い通信手段を確保する。また、消防機関以外の車両等を使った搬送手段の確保やヘリコプターによる広域搬送体制を確立する必要がある。

(4) 民間医療機関の協力

町は、区域内の民間医療機関に対し、医療活動の協力を求めるものとする。

(5) 医療ボランティアの確保

津波災害における多数の傷病者に対する医療救護活動には、あらかじめ計画された医療救護チーム・DMAT等の支援団体だけでは十分な対応が困難と予想されるため、医療ボランティアを確保し、災害時に迅速に対応できる体制を整備する必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 応急医療体制の確保

- ア 医療・助産の基本方針
- イ 応急医療体制の確保
- ウ 初動体制の確保
- エ 医療救護チーム・DMAT等の支援団体の編成・派遣
- オ 医療救護所の設置

(2) 応急医療活動

- ア 医療施設による医療活動
- イ 医療救護チーム・DMAT等の支援団体による医療活動
- ウ 医療班による医療活動
- エ 医薬品等の供給

(3) 後方支援活動

- ア 患者受入先病院の確保
- イ 搬送体制の確保
- ウ 人工透析の供給等
- エ 医療ボランティアの確保
- オ 医療ボランティア活動

■対 策

1 応急医療体制の確保

(1) 医療・助産の基本方針

ア 実施責任者

災害救助法が適用された場合の医療及び助産の実施は、知事が町長の協力を得て行うこととなるが、災害救助法が適用されない場合は、町長が実施するものとする。

イ 医療及び助産の範囲

(ア) 医療

- a 診療
- b 薬剤または治療材料の支給
- c 処置、手術その他の治療及び施術

d 病院または診療所への収容

e 看護

(i) 助産

a 分娩の介助

b 分娩前、分娩後の処理

c 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 実施期間

災害の日から14日以内「分娩については、災害発生後7日以内の分娩者」とする。

(2) 応急医療体制の確保

被災地内での医療機能の低下、情報設備の破損、または、機能停止による情報途絶を前提として、医療救護体制を構築するものとする。

ア 初動体制の確保

災害時に迅速かつ的確に医療活動を行うためには、まず医療機関の情報を迅速かつ正確に把握することが最も重要であり、医療班・消防班及び医療関係者は可能な手段を用いて直接情報収集に努めるものとする。また、被災地内の医療機関が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって医薬品の確保等を考慮しながら、安全な場所に医療救護所を設置し、応急医療を行うものとする。

イ 救護班の編成、派遣

必要に応じて医療班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により多数傷病者発生時における救急・救助活動要綱に基づき町内の医療機関に電話により出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行うものとする。医療班は、医療機関から医師1名、看護師2名、医療班（連絡員1名及び補助員2名）で編成する。また、医療班員は、災害の規模及び状況により増員するとともに、本町のもちていても十分でないと認められるときは、県（保健福祉部）を通じて茨城県医師会及び日本赤十字社茨城支部に協力を要請する。

ウ 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療班は、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行うものとする。

(3) 初動体制の確保

災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うためには、県及び町の災害対策本部設置に併せ、各医療機関、医療関係団体においても災害対策部門を設置し、初動体制を整える。

また、全ての医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力するよう努めるものとする。

(4) 医療救護チーム・DMAT等の支援団体の編成・派遣

県は、町から医療救護に関する協力要請があったとき、または医療救護を必要と認めたときは、県立病院をはじめ国立病院機構病院、日赤茨城県支部、県医師会、県歯科医師会等関係団体、災害拠点病院及びDMAT指定医療機関に対し協力を要請することとなっている。

（国、各医療関係団体）

国立病院機構病院、国立大学法人病院ならびに県医師会等医療関係団体は原則として県の要請により医療救護チーム・DMAT等の支援団体を編成・派遣して医療救護活動を行

う。

(日赤茨城県支部)

日赤茨城県支部は、県の要請または自主的な判断に基づき、医療救護班を派遣する。医療救護班は「災害救助法に基づく委託契約書」の定めにより救護活動を行うものとする。

(5) 医療救護所の設置

町内の医療機関の協力により医療救護所を町内の医療機関に設置するものとする。また、必要に応じて学校等の避難所、健康福祉センター等にも医療救護所を設置するものとする。

県は、町災害対策本部の要請により、協議して、保健所または県の施設内に医療救護所を設置する。ただし、被害が甚大であると認めた場合や町との通信が途絶した場合には、町の要請を待たず、医療救護所を設置することとなっている。

2 応急医療活動

(1) 医療施設による医療活動

町内の二次告示病院※（大洗海岸病院）において、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージ（負傷者選別）を効果的に実施するものとする。

※二次告示病院とは、病院を指定する厚生労働省令に基づきベッド数が140床以上の医療機関をいう。

(2) 医療救護チーム・DMAT等の支援団体による医療活動

ア 医療救護チーム・DMAT等の支援団体の輸送

医療救護チーム・DMAT等の支援団体は、自らの移動手段の確保等に努めるものとする。

国、県及び町は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チーム・DMAT等の支援団体の輸送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

イ 医療救護チーム・DMAT等の支援団体の配置

県DMAT等の支援団体調整本部は、県及び町災害対策本部等と調整のうえ、DMAT等の支援団体を被災地等に派遣・配置する。

また、県は、病院等から派遣されてきた医療救護チーム（日赤救護班、国立病院や県医師会等による医療救護チーム、DMAT等の支援団体等）を、町災害対策本部等と協議しながら県保健福祉部及び保健所等において調整したうえで、被災地の医療救護所、病院等に配置する。

ウ 医療救護チームの業務

医療救護チームの業務は以下に示すとおりである。

- (ア) 被災者のスクリーニング（症状判別）
- (イ) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (ウ) 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- (エ) 死亡の確認
- (オ) 死体の検案
- (カ) その他状況に応じた処置

エ DMAT等の支援団体の業務

DMAT等の支援団体は、被災地における活動（域内搬送病院内支援、現場活動を含む）及び広域医療搬送を行う。

オ 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護チームは、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

(3) 医療班による医療活動

ア 医療班の輸送

医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療班の輸送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。

イ 医療班の業務

医療班の業務については、医療救護チームの業務内容を兼ねる。

(4) 医薬品等の供給

県は、医療機関や救護所で活動している医療チームから医薬品等の供給要請があった場合は、茨城県医薬品卸業組合、日本産業・医療ガス協会関東支部または茨城県医療機器販売業協会に連絡し、流通備蓄している災害用品等を速やかに供給することとしている。

また、輸血用血液製剤については、茨城県赤十字血液センターが供給することとなっている。

3 後方支援活動

災害時の傷病者搬送を円滑に行うために、消防機関と医療機関の間に通信手段を確保したうえで、消防機関以外の車両等を使った搬送手段の確保やヘリコプターを利用した広域搬送体制を確立するものとする。

(1) 患者受入れ先病院の確保

ア 後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重傷者については、管外の後方医療機関(水戸地区救急医療協議会)に搬送し、入院、治療等の医療救護を行う。

また、消防機関は、県が茨城県救急医療情報コントロールセンターを拠点として県全域の救急医療施設の応需情報などを収集・提供するので、これを利用して重傷者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定するものとする。

イ 被災病院等の入院患者の受入れ

病院等は、被災により当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、この情報に基づき、病院等間で転院調整を図るよう努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

(2) 搬送体制の確保

ア 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて茨城県救急医療情報コントロールセンターや保健福祉部現地対策班等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防機関または県に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

イ 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車または応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。

ただし、消防機関の救急自動車確保できない場合、あるいは救急自動車のみでの搬

送が困難な場合は、町または県が関係機関と連携し、安全に搬送するための輸送車両の確保に努める。

さらに、ヘリコプターによる患者搬送にあたっては、関係消防機関と協議のうえ、次の受入れ体制を確保する。

(ア) 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策

(イ) 患者の搬送先の離発着場及び受入れ病院への搬送手配

(3) 人工透析の供給等

ア 人工透析の供給

透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドローム※による急性の患者に対して提供することが必要である。

町は町内の人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努めるものとする。なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、他の病院等への斡旋に努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

県は、病院等からの要請を受けて、透析医療機関の確保に努めることとなっている。

※クラッシュ・シンドローム

広範囲にわたる筋組織の損傷により引き起こされる症候群。初期にはショック症状があり、急速に腎機能が悪化する。

イ 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

県は、町、保健所、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行うこととなっている。さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。

また、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料についての提供に努める。

ウ 周産期医療

町は、保健師による被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

(4) 医療ボランティアの確保

ア 医療ボランティアの確保（町社会福祉協議会）

大規模災害における多数の傷病者に対する医療救護活動には、あらかじめ計画された医療班だけでは十分な対応が困難と予想されるため、平常時から医療ボランティアを確保し、大規模災害時に迅速に対応できる体制を整備しておくものとする。

イ 受入れ窓口の設置

災害発生後、直ちに医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

ウ 受入れ窓口の運営

各医療関係団体が運営する医療ボランティア調整本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

(ア) ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣

(イ) 県現地本部との連絡調整

エ 医療ボランティアの配置

県は、医療ボランティアの現地従事に関し、被災地域における医療従事者のニーズを把握したうえで、各医療ボランティア調整本部と必要な調整を行い、登録手続の済んだ医療ボランティアを受入れ、被災地内保健所において、必要な医療救護所等に配置する。

(5) 医療ボランティア活動

各医療関係団体は、災害発生後、直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

ア 医師・看護師

医療班に加わり、医療救護所で医療活動を行う。

被災地の医療機関において医療活動を行う。

後方医療施設において医療活動を行う。

イ 薬剤師

医療班に加わり、医療救護所で調剤業務を行う。

医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。

ウ 保健師・管理栄養士

避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療班に連絡する。

エ 歯科医師・歯科衛生士

避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。

オ 助産師

避難所等において分娩を助け、妊婦・新生児の世話や保育指導を行う。

第6 危険物等災害防止対策

消防部消防班、危険物取扱者

■基本事項

1 趣旨

地震・津波による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

2 留意点

(1) 被害状況の緊急点検

津波による危険物等施設の損壊を早期に発見することは、その後の二次災害を防止あるいは軽減することにつながる。したがって、危険物等取扱事業所は、地震が発生した場合、被害状況を緊急に点検する必要がある。

(2) 連絡体制の確保

地震、津波により危険物等施設が損傷した場合、危険物等の流出等二次災害の発生するおそれがあり、これらの事故に対する対策に万全を期するため、危険物等取扱事業所と防災関係機関相互の情報連絡体制を確保する必要がある。

3 活動項目リスト

- (1) 危険物等流出対策
 - ア 連絡体制の確保
 - イ 危険物等取扱事業所の自衛対策
 - ウ 県、町の対応
 - エ 地域住民に対する広報
- (2) 石油類等危険物施設の安全確保
 - ア 事業所における応急処置の実施
 - イ 被害の把握と応急措置
- (3) 毒劇物取扱施設の安全確保
 - ア 施設の調査
 - イ 施設付近の状況調査及び住民の避難誘導

■対策

1 危険物等流出対策

地震、津波により危険物等施設が損傷し、河川、海域等に大量の危険物等が流出または漏洩した場合は、県及び町並びに危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震、津波等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、町、海上保安機関等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

(2) 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

(3) 県、町の対応

町は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

(4) 地域住民に対する広報

地震、津波等により危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため次により広報活動を実施する。

ア 危険物等取扱事業所

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに町、県、防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

イ 町

町は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

2 石油類等危険物施設の安全確保

(1) 事業所における応急処置の実施

地震、津波による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

(2) 被害の把握と応急措置

町は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

3 毒劇物取扱施設の安全確保

(1) 施設の調査

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行う。

施設外への毒物または劇物の流出等をおこすおそれがある場合、または流出等をおこした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、管轄保健所、警察署または消防機関に連絡し、併せて、町に連絡する。

(2) 施設付近の状況調査及び住民の避難誘導

町は、毒物または劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。

また、町は、警察署、消防機関と協力のうえで住民への広報活動及び避難誘導を行う。

第7 燃料対策

総務部産業対策班、広報企画部秘書広報班

■基本事項

1 趣旨

災害時においても、町庁舎や災害拠点病院等の重要施設の自家発電用燃料、応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。

このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を、迅速・的確に実施する。

2 留意点

(1) 迅速な状況の確認と情報共有

適切な燃料対策を実施するため、県内への燃料供給の状況や、給油所の被災状況を速やかに確認する必要がある。

また、関係機関間の連絡体制を確保し、必要な情報を共有する必要がある。

(2) 重要施設への燃料の供給

重要施設の自家発電設備用燃料が不足した場合には、国や関係機関が連携して、速やかに燃料を供給する必要がある。

(3) 応急復旧等を実施する車両への燃料の優先供給

災害応急対策車両への燃料供給を行うため、必要に応じ、優先・専用給油所を立ち上げ

るとともに、適切な燃料供給を実施する必要がある。

(4) 住民への普及啓発

燃料不足に伴う町民の混乱を防止するため、定期的に燃料の供給状況や今後の見込み等について情報を提供する必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 連絡体制の確保と情報の収集

(2) 重要施設への燃料の供給

ア 重要施設の燃料供給状況の確認

イ 重要施設への燃料の供給

(3) 災害応急対策車両への燃料の供給

ア 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

イ 「災害時緊急給油票」の発行

ウ 緊急車両への燃料の供給

(4) 住民への広報

■対 策

1 連絡体制の確保と情報の収集

町及び県、県石油業協同組合は、地震や津波発生直後、あらかじめ連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

2 重要施設への燃料の供給

(1) 重要施設の燃料供給状況の確認

町は、災害発生に伴う停電が発生した場合に、あらかじめ指定した重要施設の燃料の備蓄状況を定期的に確認し、町内の事業所と情報を共有する。

(2) 重要施設への燃料の供給

重要施設は、燃料の備蓄が不足し、電力等の供給が滞る可能性がある場合には町に対し、その旨を報告する。町は重要施設からの報告に基づき、県、県石油業協同組合に対し、燃料供給の依頼を行う。

3 災害応急対策車両への燃料の供給

(1) 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

町は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、県及び県石油業協同組合に対し、あらかじめ指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。

(2) 「災害時緊急給油票」の発行

町、県及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。

(3) 緊急車両への燃料の供給

災害応急対策車両専用・優先給油所は災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行う。

(災害応急対策車両使用者)

災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用者が専用・優先給油所において給油を行う場合には、あらかじめ定めるルールに従い給油を受けるものとする。

4 住民への広報

町は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、住民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第5節 被災者生活支援

第1 被災者の把握

救援対策部住民班、総務部調査・輸送班

■基本事項

1 趣旨

地震・津波による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、災害救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

2 留意点

(1) 被災者把握のための調査体制の整備

各関係部局の職員及びボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、各調査チームが調査した事項の調査結果を共用化できるようあらかじめ調査体制を整備しておくとともに、調査項目を整理しておくことが必要である。

(2) 避難者把握のための窓口の明確化

避難者状況を迅速かつ的確に把握するため、避難所に登録窓口を設置するなどできる限り避難者自身でその所在を明らかにできるよう体制を整備しておくことが必要である。

(3) 避難者、疎開者、自宅被災者等の把握

町は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難場所ですぐ生活せず食事や物資のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

3 活動項目リスト

(1) 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

- ア 登録窓口の設置
- イ 避難者等の調査の実施

■対 策

1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

(1) 登録窓口の登録

町は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を避難所に設置する。

(2) 避難者等の調査の実施

ア 調査体制の整備

町は、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

イ 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、調査・輸送班はボランティアの協力を

得て、調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

(イ) 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておくものとする。

イ 調査の実施

町は、アに基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。

ウ 調査結果の報告

町は、登録窓口での登録避難者の状況や調査チームによる調査結果を統括し、共有化できるように整理したうえで、各班に伝達して応急対策活動の実施に資するものとする。さらに災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について、県に対し調査結果を報告するものとする。

エ 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

第2 避難生活の確保、健康管理

救援対策部住民班、医療班

■基本事項

1 趣旨

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に受入れ保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を受入れする場合、感染症疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

津波のおそれのある場合または発生した場合、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難所に収容することにより、当面の居所を確保する。

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

2 留意点

(1) 避難所の指定

避難所は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所を指定する必要があるが、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄などの防災拠点化を図る必要がある。

(2) 使用可能施設・設備の把握

災害時において、避難所として使用可能は施設及び設備を、あらかじめ把握しておく。特に、避難生活に不可欠なトイレ、手洗い場、床の状態等は詳細に把握し、また、これらについては、避難生活時にも常に把握しておくことが必要である。

(3) 多様な避難所の確保

町は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(4) 協力体制の確保

大規模な津波が発生した場合、町職員のみでは避難所の運営を行うことが不可能であるため、避難所開設時について、避難者、住民、自主防災組織等との協力体制の確保に努めることが必要である。また、避難所に指定されている学校についても、学校長以下教職員の協力体制を確保しておくことが必要である。

(5) 避難者の状態把握

避難所を円滑に運営するため、避難者の人数、性別、年齢、疾病の有無等を把握することが必要である。特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

3 活動項目リスト

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営

- ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設
- イ 避難所の運営
- ウ 避難者の状況把握
- エ 避難所における住民の心得
- オ 福祉避難所における支援

(2) 避難所生活環境の整備

- ア 衛生環境の維持
- イ 対象者に合わせた場所の確保
- ウ 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

(3) 健康管理

- ア 被災者の健康（身体・精神）状態の把握
- イ 継続的要援助者のリストアップ
- ウ 関係機関との連携の強化

(4) 精神保健、心のケア対策

- ア 心のケア活動の実施
- イ 精神衛生、カウンセリング

(5) 広域的避難収容

■対 策

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

町は、発災時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し

周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定緊急避難場所または指定避難所として開設する。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地域外の地域にあるものを含め、公共用地・国有財産の活用や民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

なお、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

ア 基本事項

(ア) 対象者

- a 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- b 現に災害に遭遇（旅館、ホテル等の宿泊人、通行人等）した者
- c 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

(イ) 設置場所

- a 避難所としてあらかじめ指定している施設
ただし、災害時に避難所として使用可能な施設及び設備はあらかじめ把握しておき、受入れ可能人数はもとより、特に、避難生活に不可欠なトイレ、手洗い場、床の状態等は詳細に把握しておく。
- b やむを得ず、避難場所等に設置する小屋、テント等の野外受入れ施設

(ウ) 災害救助法による設置費用の範囲及び限度額

a 費用の範囲

- (a) 賃金職員等雇上費
- (b) 消耗器材費
- (c) 建物、器物等使用謝金
- (d) 燃料費
- (e) 仮設便所及び炊事場の設置費等
- (f) 衛生管理費

b 限度額

- (a) 基本額
避難所設置費 1人1日当たり300円以内
- (b) 加算額
冬季（10月～3月）についてはその都度定める額
- (c) 設置期間
災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の同意を含む。）を受ける。

イ 避難所開設の公示

避難所を開設した時は、その旨を公示するとともに、受入れすべき者を誘導し保護するものとする。

ウ 避難所開設の要請

町は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外受入れ施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

エ 避難所開設の報告

町は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

(ア) 避難所開設の目的

(イ) 箇所数及び受入れ人員

(ウ) 開設期間の見込み

なお、災害救助法が適用された場合については、避難所設置報告書により県に報告するものとする。

(2) 避難所の運営

町は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮し、特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。さらに、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難場所の早期解消に努める。必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。

町は、それぞれの避難場所に受入れされている避難者に係る情報及び避難場所で生活せず食事のみ受取に來ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するものとする。さらに避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。

なお、大規模な災害が発生した場合の避難所の確保については、あらかじめ隣接市町村との協力体制について協議しておくものとし、また、町職員のみで運営を行うことは困難であるため、自主防災組織等との協力体制を確保する。

そのために、平時から町と自主防災組織との間で協議を行っておくとともに、避難所に指定されている学校については、学校長以下教職員の協力体制も確保しておくものとする。

なお、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(3) 避難者の状況把握

避難所を円滑に運営するため、避難者の人数、性別、年齢、疾病の有無等を把握する。特に、高齢者等の要配慮者については、病状の悪化等に対応するため、その状態を詳細に把握するものとする。

(4) 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、町は平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

- ア 避難所運営のための自治組織の結成とリーダーへの協力
 - イ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
 - ウ 要配慮者への配慮
 - エ プライバシーの保護
 - オ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項
- (5) 福祉避難所における支援
- ア 福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状の悪化や、体調を崩しやすいので、町は、要配慮者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。
 - イ 福祉避難所の整備

避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。
 - ウ 福祉避難所の周知

町は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。
 - エ 食料品・生活用品等の備蓄

町は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。
 - オ 福祉避難所の開設

町は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。
 - カ 福祉避難所開設の報告

町は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

 - (ア) 避難者名簿（名簿は随時更新する）
 - (イ) 福祉避難所開設の目的
 - (ウ) 箇所名、各対象受入れ人員（高齢者、障害者等）
 - (エ) 開設期間の見込み

2 避難所生活環境の整備

- (1) 衛生環境の維持
- ア 衛生環境の維持

被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために、避難生活に不可欠なトイレ、手洗い場、床の状態等は常に把握しておくものとする。

町は、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。
 - イ 清潔保持に必要な知識の普及

限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等、具体的な衛生教育を行うものとする。
- (2) 対象者に合わせた場所の確保
- 町は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障害者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等

の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて町は福祉避難所を設置する。

(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

町は、感染症等のまん延予防のため、手洗い、うがい、咳エチケットや部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

3 健康管理

(1) 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

ア 町は、県の協力も得て、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所において被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談を行う。

イ 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。

ウ 高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。

エ エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。

オ 継続的内服が必要な者で内服薬を被災により紛失した者等に対し、適切に対応する。

カ 町は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

キ 町は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

(2) 継続的要援助者のリストアップ

援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成するものとする。

町は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

(3) 関係機関との連携の強化

町は、支援を必要とする高齢者、障害者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設、一般病院及び精神病院等との連携を図り入院を勧奨するものとする。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行うものとする。

4 精神保健、心のケア対策

(1) 心のケア活動の実施

ア 県は、精神保健福祉センター（以下「センター」という。）及び保健所に開設された心の健康相談窓口について、各種広報媒体を活用し、広報を図ることとなっている。

また、県は町の要請または必要に応じ、国や関係団体へDPAT等の心のケアチームの派遣を要請することとしている。心のケアチームは、巡回相談チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたりるとともに、カウンセリング等適切な対応を行う。

さらに、地域の被災者のケアを行っている職員の精神的ケアを行う。

イ センターは、原則として、精神科医療機関の現況、保健所や町が行う心のケア活動の

情報の収集、及び関係者への情報の提供（FAXニュース等）を一元的に行う。

また、センターは、保健所、町、心のケアチーム等との連絡・調整を行うものとし、被災地の保健・医療の現況等に応じた心のケア活動の方針等を示す。

ウ 町は、保健所と連携して次のことを実施する。

(ア) 第1段階

a 心の健康相談、巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動

※必要に応じ心のケアチームによる巡回診療

(イ) 第2段階（近隣の精神科医療機関による診療再開）

a 継続的な対応が必要なケースの把握、対応

(ウ) 第3段階

a 仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動

b PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

エ 保健所及び町は、特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子供、障害者、外国籍住民に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

オ センターは、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、災害時の心のケアやPTSDに関するパンフレット等を作成し、保健所及び町を通じて被災者に配付する。

(2) 精神衛生、カウンセリング

ア 県中央保健所に協力を求め、被災者の精神衛生状態の悪化を防ぐため、段階的に次の活動を実施するものとする。

(ア) 常駐の医師による保健所での診察、保健所からの避難所への巡回診察及び訪問活動

(イ) 精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診察

(ウ) 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動

イ 児童、高齢者、外国籍住民に対する心のケア対策の実施

ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者に対して十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国籍住民に対しても適切なケアを行うものとする。

ウ 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

「被災者の心理的ケアに対応するため心のケア」に関するパンフレットを被災者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置するものとする。

エ 被災によって心的外傷後ストレス障害を示している者について、県が設置する「心の救護所」にカウンセリング等の適切な対応を依頼するとともに、心的外傷後ストレス障害に関する広報活動に努めるものとする。

5 広域的避難収容

町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び避難所等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常本部等（国において設置した「非常災害対策本部、または緊急災害対策本部」を言う。）を通じて、若しくは避難収容関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）、または県に広域避難収容に関する支援を要請する。

避難収容関係省庁及び県は、非常本部等が作成した広域的避難収容実施計画に基づき、広域的避難収容活動を実施する。

第3 ボランティア活動の支援

救援対策部福祉班、社会福祉協議会

■基本事項

1 趣旨

大規模な地震・津波災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、町は、被災者の生活支援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。

2 留意点

(1) ボランティアの受入れ

町及び県、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。また、ボランティアの受入れに際して、介護や外国籍住民との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

(2) 義援物資を提供する側の配慮

住民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

(3) 被災者ニーズの把握

災害時には、効果的なボランティア活動が行えるよう、被災者のニーズを十分に把握し、ボランティアの活動内容の検討、調整及び派遣について速やかに判断することが必要である。

(4) 行政内部の調整

ボランティアが被災地で収集したニーズを行政サービスに反映されるよう、関係する行政各部局間を調整することが必要である。

3 活動項目リスト

(1) ボランティアとの役割分担

- ア 被災者ニーズの把握と対応者の決定
- イ ボランティアからの情報への対応

(2) ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

- ア 受入体制の確保
- イ 「受入れ窓口」の運営

(3) ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

- ア ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携
- イ ボランティアに協力依頼する活動内容
- ウ 活動拠点の提供
- エ ボランティア保険の加入促進

■対 策

1 ボランティアとの役割分担

(1) 被災者ニーズの把握と対応者の決定

災害時には、効果的なボランティア活動が行えるよう、被害者のニーズを十分に把握し、町や防災関係機関が行う対策とボランティアに委ねる活動について検討、調整し、ボランティア派遣の必要の有無について速やかに判断するものとする。

(2) ボランティアからの情報への対応

ボランティアが被災地で収集したニーズのうち、町が対応すべきものについては速やかに行政サービスに反映させるため、関係する部署における調整を行うものとする。

2 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

災害発生時におけるボランティア活動を支援するために、あらかじめ、防災ボランティアの担当窓口を福祉課内に設置する。町社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動の受入れ窓口となることとし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめ、その機能を整備するものとする。

(1) 受入体制の確保

災害発生後直ちに、町社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置するとともに、県社会福祉協議会にボランティア支援本部を設置して、ボランティアの受入体制を確保する。

(2) 「受入れ窓口」の運営

ア ボランティア現地本部における活動内容

町社会福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は、次に示す通りである。

- (ア) 町及び関係機関からの情報収集
- (イ) 被災者からのボランティアニーズの把握
- (ウ) ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- (エ) ボランティアの受付
- (オ) ボランティアの調整及び割り振り
- (カ) 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- (キ) 必要に応じて、ボランティアコーディネーターの応援要請
- (ク) ボランティア保険加入事務
- (ケ) 関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- (コ) その他被災者の生活支援に必要な活動

3 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

(1) ボランティア現地本部及びボランティア支援本部（県）との連携

町は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、福祉班からコーディネートを担当する職員を配置し、町とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

(2) ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次の通りとする。

ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達

イ 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）

ウ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）

エ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）

オ その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

(4) ボランティア保険の加入促進

町は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険への加入を推進するとともに、ボランティア保険の広報、助成に努める。

第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

救援対策部住民班、広報企画部秘書広報班

■基本事項

1 趣旨

町は、地震後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくためには、きめこまやかで適切な情報提供を行う。また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

2 留意点

(1) 要配慮者への配慮

高齢者、外国籍住民、障害者等多様な要配慮者の抱える問題は通常より深刻である場合が多いため、ボランティア、救護班等との協力のもと積極的にコンタクトをとり、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮することが必要である。

(2) 関係機関・団体との連携

震災後の被災者の相談内容は、その人の生活すべての問題にかかわるため、行政のみの体制では十分な対応は困難であることから、日常から関係機関・団体との連携を図ることが必要である。

(3) 的確な情報窓口への振り分け

様々な形で寄せられる問合せに対して、的確な情報窓口への振り分けを行うよう努め、「たらい回し」が発生しないように十分配慮する必要がある。

3 活動項目リスト

(1) ニーズの把握

ア 被災者のニーズの把握

イ 高齢者等要配慮者のニーズの把握

(2) 相談窓口の設置

- ア 総合窓口の設置
- イ 各種相談窓口の設置
- (3) 生活情報の提供
 - ア テレビ、ラジオの活用
 - イ インターネットの活用
 - ウ FAXの活用
 - エ 災害・震災ニュースの発行

■対 策

1 ニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握

町は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- ア 家族、縁故者等の安否
- イ 不足している生活物資の補給
- ウ 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）
- エ メンタルケア
- オ 介護サービス
- カ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

(2) 高齢者等要配慮者のニーズの把握

高齢者、外国籍住民、心身障害者等多様な要配慮者の抱える問題は通常より深刻である場合が多いため、ボランティア等との協力のもと積極的にコンタクトをとるよう努めるものとする。

ア 高齢者、障害者

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、県職員・市町村職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国籍住民についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努めるものとする。

(ア) 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）

- (イ) 病院通院介助
- (ウ) 話相手
- (エ) 応急仮設住宅への入居募集
- (オ) 縁故者への連絡

イ 外国籍住民

- (ア) 生活情報（食事、入浴、洗濯等）
- (イ) 病院通院介助
- (ウ) 話し相手
- (エ) 応急仮設住宅への入居募集
- (オ) 国内の縁故者や母国への連絡

ウ 滞在者（来訪者）

- (ア) 災害情報や生活情報等

2 相談窓口の設置

(1) 総合窓口の設置

町は、各種の相談窓口を広報企画部内に設置するとともに、県、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務も把握しておき、様々な形で寄せられる問い合わせに対して、適切な相談窓口を紹介するものとする。

この総合窓口は、津波や地震、原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

(2) 各種相談窓口の設置

町は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、県、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

災害後の被災者の相談内容は、その人の生活すべての問題に関わるため、行政のみの体制では十分な対応は困難であることを前提にして、関係機関・団体との連携を密にするものとする。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

- ア 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- イ 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- ウ 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- エ 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- オ 外国籍住民（安否確認、災害関連情報等、母国との連絡、避難生活等）
- カ 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）
- キ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- ク 消費（物価、必需品の入手）
- ケ 教育（学校）
- コ 福祉（障害者、高齢者、児童等）
- サ 医療・衛生（医療、薬、風呂）
- シ 廃棄物（ガレキ、ごみ、産業廃棄物、家屋の解体）
- ス 金融（融資、税の減免）
- セ ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）
- ソ 手続き（り災証明、死亡認定等）
- タ 複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）

3 生活情報の提供

町及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

(1) テレビ、ラジオの活用

テレビ、ラジオ局、CATV局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

(2) インターネットの活用

ホームページ、SNS等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

(3) FAXの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT東日本、電器メーカー等の協力を得て、FAXを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

(4) 災害・震災ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、震災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

第5 生活救援物資の供給

総務部管財班、調査・輸送班、上下水道部水道班、救援対策部住民班

■基本事項

1 趣旨

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、住民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、食料、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行うものとする。

2 留意点

(1) 時宜を得た物資の調達

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資が提供されるよう努めるものとする。。

(2) 孤立状態被災者への供給

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

(3) 避難所等における被災者数及び被災者の状況の把握

避難所等における被災者数及び被災者の年齢構成、健康状態等を把握し、状況に即した品目の選定及び必要数量の設定を行うことが必要である。

(4) 協力体制の確保

直下型地震など被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、生活救援物資の供給について、地域間の相互応援が必要である。また、広域的な災害においては、都道府県間等広域での相互応援が必要であるため、日頃より、企業との応援協定も含め、窓口の確認など体制を整備しておく必要がある。

(5) 通信途絶を想定した調達・供給体制の確保

発災直後は、安否確認等により一般回線等の輻そうが予想されるため、代替手段を含めた通信手段の確保や公的備蓄の強化など、通信途絶時の物資の調達・供給体制の整備を図る必要がある。

3 活動項目リスト

- (1) 食料の供給
 - ア 食料の調達
 - イ 食料の供給品目
 - ウ 食料の供給
 - エ 食料集積地の指定及び管理
 - オ 担当者
- (2) 応急給水の実施
 - ア 応急給水計画
 - イ 応急給水資機材の調達
 - ウ 応急給水活動の実施
 - エ 取水（水源）
- (3) 衣料・生活必需品の供給
 - ア 衣料・生活必需品の給(貸)与の実施
 - イ 給(貸)与品目についての配慮
 - ウ 県、近隣市町村への協力要請

■対 策

1 食料の供給

町は、災害による被災者に対し、被災者の生命・身体の安全を確保するために、迅速に食糧の供給活動を行うものとする。また、必要に応じて応急対策に従事する者に対しても食糧の供給を行うものとする。なお、災害救助法が適用された場合においては、「災害救助法による救助の実施」によるものとする。

(1) 食料の調達

災害の状況及び配給を必要とする者の数を確認し、食料の調達計画に基づいて被災者に対し食料供給を行うものとする。食料の1人1日あたりの支給量や支給日数についてはあらかじめ食料の調達計画により協議しておくものとする。災害救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、町長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。

(2) 食料の供給品目

ア 災害に応じた品目選定

食料の供給にあたって、災害発生の季節やライフライン機能の被害状況に応じた品目を選定して給与するものとする。

イ 被災者数及び被災者の考慮

避難所等における被災者数及び被災者の年齢構成、健康状態等を把握し、状況に応じた食料品目の選定及び必要数量の設定を行う。特に、要配慮者に配慮した品目の供給に配慮するものとする。

ウ 基本的な品目

米穀(米飯を含む)、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料を給与するものとする。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

(3) 食料の供給

ア 食品の配分及び炊き出しの実施

町長は、災害による被災者及び応急対策に従事する者に対する応急食糧の給与を、食品の配分及び炊き出しの実施によって迅速かつ円滑に行うものとする。

炊き出しの実施方法は次のとおりである。

(ア) 炊き出しは、避難所内またはその近くの適当な場所を選定し実施するものとする。

(イ) 配分漏れ、または重複支給者が無いようにするため、組・班等を組織し、各組に責任者を定め、対象者を掌握するものとする。

イ 県、近隣市町村への協力要請

町内で多大な被害が発生し、町において炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請するものとする。

県では、町長からの要請を受けて、次の措置を講ずることとしている。

(ア) 日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請

(イ) 集団給食施設への炊飯委託

(ウ) 調理不要な乾パン、食パン等の供給

ウ 品目

米穀（米飯を含む）、パン及びおかゆ等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

(4) 食料集積地の指定及び管理

ア 食料集積地の指定

町は、町役場を食糧の集積地として活用し、調達した食料の集配を行う。

イ 集積地の管理

食料の集積を行う場合、集積地である役場に管財班及び警備員等を配置し、食料管理の万全を期するものとする。

(5) 担当者

応急食料の配給計画を策定し、必要な食料の調達及び炊き出しを行うものとする。

2 応急給水の実施

災害によって水道機能の停止等により飲料水の確保が困難になった場合は、町長は、水道施設等のり災と同時に活動を開始し、飲料水の供給に万全を期するとともに、生活用水の確保についても最大限の努力を傾注するものとする。活動にあたっては、飲料水の確保と供給に必要な資材を利用できる機動力を動員し、円滑な給水作業を維持するものとする。なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の実施」によるものとする。

町は、給水状況や住民の被害状況など必要な情報を把握し、次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。

- ・被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定すること
- ・保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を盛り込むこと
- ・水道事業者等が果たす役割、他の公共機関が果たす役割、自治会等による住民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定めること
- ・高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援方策を盛り込むこと
- ・継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにすること

・ 応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること

(1) 応急給水計画

飲料水の供給にあたって、水道機能の被害状況を早期に把握し、断水状況に即した応急給水計画を確立するものとする。

(2) 応急給水資機材の調達

町は、あらかじめ定めた給水計画（被害状況に応じた給水区域、生活用水等の供給）に基づき、必要とする応急給水資機材の調達を実施するものとする。

被害状況によっては給水用の車両や資機材が不足する可能性があることから、相互応援体制に基づき他市町村の水道事業者に応援を求め、さらに必要と認められる場合は県に調達を要請するものとする。

(3) 応急給水活動の実施

ア 活動内容

町は、浄水場等の水を有効利用し、給水拠点において、さらに給水車等により、応急給水を実施するものとする。給水拠点からの輸送は、町保有車及び調達車両等によって行うものとする。また、本町の資源及び資機材だけでは十分な給水活動が行えない場合は、相互応援体制に基づき他市町村の水道事業者に応援を求め、なお不足の場合は県に支援を要請するものとする。本町の給水拠点は以下のとおりである。

【資料編P29 **資料31** 給水拠点・浄配水場】

イ 給水基準

被害状況から判断して飲料水については1日1人あたり3リットル（3日程度）の給水を基準とする。さらに、発災から時間が経過するに従って、被災者が求める水は飲料水から生活用水へと増加していくため、それに応じた供給目標水量を検討する。トイレ、炊事、風呂、洗濯等、普段の生活では1世帯あたり1日250リットルを使うと言われており、被災後の時間推移に伴って生活用水についてのニーズも高まってくる。このため、要給水住民数と給水体制を勘案しながら1人あたりの給水量を逐次増やしていくものとする。

【資料編P29 **資料32** 応急給水の目標設定例】

ウ 車両（給水車等）による給水

(ア) 避難所等に収容されている被災者及び集団住宅等の被災者で、町長が必要と認めた被災者に対して給水を行うものとする。

(イ) 病院、診療所等で緊急給水の必要があると町長が認めたものに対し、給水を行うものとする。

エ ポリ容器等による給水

一般被災者に対し、町長が必要と認めた場合はポリ容器等により、ピストン輸送し配備するものとする。

オ ポリ袋による給水

避難所が小さく、かつ、点在している場合で、容器等の備えのない被災者に対し6リットルポリ袋により配給するものとする。

カ 給水活動の配慮事項

給水活動の実施にあたっては、次のような点に配慮するものとする。

(ア) 優先的な給水

継続して多量の給水を必要とする病院等に対して、優先的に給水を実施するものとする。

(イ) 的確な広報

給水の場所や時間等の内容について、防災行政無線、チラシ、マスコミ等を用いて迅速かつ的確に伝達するものとする。

(ウ) 衛生面の配慮

水の保管上の注意事項について広報を実施し、応急配給された水の衛生面に配慮するものとする。

(エ) 要配慮者への配慮

家屋等に被害がない断水地域では、避難所への避難をせず、水道の復旧まで在宅のまま過ごす住民も多いと考えられる。しかし、住民の中には、給水拠点まで出向くことが大きな負担になる高齢者や身障者等も存在することから、このような要配慮者に対する給水に配慮するものとする。

(オ) 住民の協力

給水時の混乱防止や、高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援について、自主防災組織やボランティアに協力を依頼するものとする。

(4) 取水（水源）

ア 飲料水の取水は、原則として公設消火栓とする。

イ 消火栓取水が不能のときは、各浄配水場の配水池とする。

【資料編P29 **資料31** 給水拠点・浄配水場】

3 衣料・生活必需品の供給

町長は、家屋の被害等により、衣料や生活必需品等の確保ができなくなった住民に対して、生活を維持していくために必要なこれらの物資を迅速に供給するものとする。なお、災害救助法が適用された場合については「災害救助法による救助の実施」によるものとする。

(1) 衣料・生活必需品の給（貸）与の実施

ア 衣料・生活必需品の給（貸）与の対象者

対象者は、災害による住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊または床上浸水等により日常生活に欠くことのできない衣料、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、または棄損した者で資力の有無に関わらず、これ等の物資を直ちに入手することができない状態にあるものとする。

イ 基本的な給（貸）与物資

給（貸）与を行う物資は、次のとおりとする。

(ア) 寝 具（毛布等）

(イ) 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ、紙おむつ等）

(ウ) 衣 料 品（作業着、下着、靴下、運動靴等）

(エ) 炊 事 用 具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）

(オ) 食 器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）

(カ) 光 熱 材 料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、L P ガス容器一式、コンロ等 付属器具、卓上ガスコンロ等）

(キ) そ の 他（ビニールシート等）

ウ 給（貸）与の方法

調達、給（貸）与は調査・輸送班が担当し、関係班の協力を得て行うものとする。

各班から提出された被害報告を取りまとめた結果に基づいて物資を調達し、作成した

供給計画に従って各地区に配分して、給(貸)与を実施する。なお、衣料・生活必需品調達数量(備蓄によるものを含む)の目安は、過去の災害履歴におけるり災世帯数、り災者数等に基づいて次のように設定しておくものとする。

(2) 給(貸)与品目についての配慮

給(貸)与品目は、状況に応じて次のような点を考慮するものとする。

ア 発災時期、被害や被災者の状況の考慮

衣料・生活必需品の供給にあたっては、災害発生の季節やライフライン機能の被害状況に応じた品目を供給するものとする。また、避難所等における被災者の人数、年齢構成、健康状態等を把握し、状況に即した品目の選定及び必要数量の設定を行うものとする。

イ ニーズ変化への対応

避難生活が長期化した場合、被災者の生活必需品に対するニーズも発災直後とは異なってくる。したがって、このような変化に対応した物資の調達・供給を行い、また、被災地内で必要とされている物資についての情報を被災地外へ発信して効果的な救援物資を要請するものとする。

(3) 県、近隣市町村への協力要請

町は、多大な被害を受けたことにより町内において生活必需品の調達が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請するものとする。県は、町からの要請を受けたときは、近隣市町村等の連携を図りながら生活必需品の調達及び給(貸)与を行うものとする。

第6 要配慮者安全確保対策

救援対策部住民班、福祉班、消防部消防班、上下水道部水道班、下水道班

■基本事項

1 趣旨

震災時には、要配慮者は自力では避難できないことや、視覚、聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、または不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な支援を行うものとする。

また、要配慮者に対する応急救助活動の実施にあたっては、町職員だけでなく、地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保するものとする。

2 留意点

(1) 避難行動要支援者への配慮

町は、発災時には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者についての安全確保対策が的確に行われるように努めるものとする。

避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への受入に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるも

のとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

(2) 状況把握の早期実施

在宅や避難所で生活する要配慮者への安全確保対策を的確に行えるよう、状況把握を早期に行うことが必要である。

(3) 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の確保

要配慮者に対する応急救助活動の実施にあたっては、地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保する必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

- ア 救助及び避難誘導
- イ 搬送及び受入れ先の確保
- ウ 食料、飲料水及び生活必需品等の調達
- エ 介護職員等の確保
- オ 巡回相談の実施
- カ ライフラインの優先復旧

(2) 在宅要配慮者に対する安全確保対策

- ア 安否確認、救助活動
- イ 搬送体制の確保
- ウ 要配慮者の状況調査及び情報の提供
- エ 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮
- オ 保健・医療・福祉巡回サービス
- カ 保健・医療・福祉相談窓口の開設

(3) 外国籍住民に対する安全確保対策

- ア 外国籍住民の避難誘導
- イ 安否確認、救助活動
- ウ 情報の提供
- エ 外国籍住民相談窓口の開設

(4) 滞在者（宿泊者等）に対する安全確保対策

■対 策

1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

(1) 救助及び避難誘導

施設等管理者は、消防計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施するものとする。町は、施設等管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するために職員を派遣するものとする。

また、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等にも協力を要請するものとする。

(2) 搬送及び受入れ先の確保

施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入れ先の確保を図るものとする。町は、施設等管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、医療機関及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保するものとする。

(3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

施設等管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、町等に対し応援を要請する。町は、施設等管理者の要請に基

づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行うものとする。

(4) 介護職員等の確保

施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び町等に対し応援を要請する。町は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請するものとする。

(5) 巡回相談の実施

町は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民(自主防災組織)やボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供するものとする。

(6) ライフラインの優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努めるものとする。

2 在宅要配慮者に対する安全確保対策

(1) 安否確認、救助活動

町は、在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員・児童委員、近隣住民(自主防災組織)、大洗町社会福祉協議会、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。

特に、町は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルに基づき適切な避難支援を実施するとともに、避難支援計画の策定に努める。

(2) 搬送体制の確保

町は、要配慮者の搬送手段として、近隣住民(自主防災組織)等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行うものとする。

(3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

町は、民生委員・児童委員、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(4) 食料・飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

町は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。

なお、町は、福祉避難所の食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

(5) 保健・医療・福祉巡回サービス

町及び県は、医師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師などによりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

(6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設

町は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

3 外国籍住民に対する安全確保対策

(1) 外国籍住民の避難誘導

町は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線などを活用して、多言語や、やさしい日本語による広報を実施し、外国籍住民の安全かつ速やかな避難誘導を行うものとする。

(2) 安否確認、救助活動

町は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、居住地の届出等に基づき外国籍住民の安否の確認や救助活動を行うものとする。

(3) 情報の提供

ア 避難所及び在宅の外国籍住民への情報提供

避難所や在宅の外国籍住民の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国籍住民に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報紙などの発行、配布を行うものとする。

イ テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して多言語による情報提供に努めるものとする。

(4) 外国籍住民相談窓口の開設

速やかに外国籍住民の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。また、県及び他市町村が設置する外国籍住民向け相談窓口とのネットワーク化を図り、外国籍住民の生活相談に係る情報の共有化に努めるものとする。

4 滞在者（宿泊者等）に対する安全確保対策

旅館、ホテルの所有者、管理者は、自施設の消防計画に基づき、宿泊者等を安全に避難誘導するものとする。

第7 応急教育

教育部教育班

■基本事項

1 趣旨

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、町教育委員会及び町内の保育所、幼稚園、小、中学校及び高等学校の長（以下校長等）は、災害発生時に幼児・児童・生徒（以下児童生徒等）の安全を確保するために万全を期すとともに、災害のため平常の学校教育の実施が困難となった場合は、緊密に連絡し、関係機関の協力を得て教育を確保していくものとする。

2 留意点

(1) 発災時間と応急対策との関連

災害の発生時間が登校時間、在校時間、あるいは夜間・休日となる場合も考えられ、そうしたすべてのケースにも対応し得るよう、発災時の対応マニュアル、連絡体制等の整備及び訓練の充実等が必要である。

(2) 想定される地震の種類と津波対策の対応

被災地域が局所的となるような直下型地震に対しては、特に地域間の応援協力体制の整備が重要であり、学校間での施設、教職員等に関する相互協力体制の整備が必要である。

(3) 避難所との共存

教育施設であると同時に避難所でもあることから、学校関係者と地域住民との融和・共存を図ることが必要である。

(4) 保護者への引渡し

町、県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

(5) 関係機関の連携体制の構築

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

3 活動項目リスト

(1) 児童生徒等の安全確保

ア 情報等の収集・伝達

イ 児童生徒等の避難等

(2) 応急教育

ア 教育施設の確保

イ 教職員の確保

ウ 教科書・学用品等の給与

エ 避難所との共存

オ 学校給食等の措置

カ 文教施設等の応急措置

■対 策

1 児童生徒等の安全確保

町教育委員会及び校長等は、災害発生が登校時間、在校時間、あるいは夜間・休日のそれぞれの場合に応じ、あらかじめ整備した連絡系統を用いて体制を整え、児童生徒等の安全確保あるいは安否確認を行うものとする。

(1) 情報等の収集・伝達

災害時間を問わず、学校等に対して災害情報を伝達するとともに、学校は災害に対応する体制を確立するものとする。

ア 町は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、町教育委員会を通じ校長等に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示するものとする。

イ 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。

ウ 校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、またはそのおそれがある場合は、直ちにその状況を、町やその他の関係機関に報告するものとする。

エ 教職員は、夜間・休日の場合の出勤などについて、あらかじめ定めた災害時の体制を確立するものとする。

オ 町、各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。

(2) 児童生徒等の避難等

ア 在校時の措置

在校時に地震や津波が発生した場合、町教育委員会と協議し、以下のように児童生徒等の避難や待機を実施するものとする。

(ア) 情報の伝達

児童生徒等への災害情報の伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮して行うものとする。

(イ) 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。

(ウ) 避難の誘導

校長等及び教職員は、児童生徒等の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。

なお、状況により校外への避難が必要である場合は、町、その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

(エ) 休校（園）措置

校長等は、必要に応じ町教育委員会と協議し休校（園）の措置をとるものとする。

(オ) 下校時の危険防止

校長等は、下校（降園）途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域毎の集団下校、または教員による引率等の措置を講ずる。

なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

(カ) 校（園）内保護

校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校（降園）させることが危険であると認める場合は、校（園）内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。この場合、速やかに町に対し、児童生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引き渡しができるまで校（園）内での保護を継続するものとする。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるものとする。

(キ) 保健衛生

町、各学校は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

また、校長等は、災害時において、建物内外の清掃等、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

イ 在校（園）時以外の措置

(ア) 休校（園）措置

休日や夜間、早朝（登校（園）前）に休校（園）の措置を決定した場合は、直ちに広報車、防災行政無線の緊急放送や学校、園による緊急時連絡網により保護者または児童生徒等に連絡するものとする。

(イ) 安否確認

校長等の指示のもとに、教職員は児童生徒等の安否確認を行い、結果を電話により、町へ連絡するものとする。

(ウ) 学校施設等の被害状況

校長等の指示のもとに、教職員は学校施設等の被害及び児童生徒等の被害状況を把握し、町へ報告するものとする。

2 応急教育

町教育委員会は、被災した学校の教育活動を早期に再開するための措置を講ずるものとする。特に、被災した学校（園）が一部の地域に偏る場合には、無被災地域の学校（園）による応援協力は応急教育に際して大きな支えとなることから、学校（園）間での施設や教職員等に関する相互協力体制を整備するものとする。また、児童生徒等に対して災害の概要、町の災害対策状況、今後の状況、児童生徒等の健康管理・衛生及び災害における被害状況について指導するものとする。

(1) 教育施設の確保

町教育委員会は、教育活動を早期に再開するため次の措置を講ずるものとする。

- ア 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- イ 校舎の被害は相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併または二部授業を行う。
- ウ 学校施設の使用不能または通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- エ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用、または他の学校の一部を使用し授業を行う。
- オ 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
- カ 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

(2) 教職員の確保

町教育委員会は、災害発生時における教職員の確保のために次の措置を講ずるものとする。

- ア 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
- イ 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。

(3) 教科書・学用品等の給与

町は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失または損傷し、就学上支障をきたしている小・中学校及び特別支援学校の児童生徒等に対して学用品等を給与する。

ア 対象者

- (ア) 災害によって住家に被害を受けた児童・生徒であること。
- (イ) 小学校児童及び中学校生徒に限る。
- (ウ) 学用品が無く、就学に支障を生じている場合。

イ 給与の品目

- (ア) 教科書及び教材
- (イ) 文房具
- (ウ) 通学用品

ウ 支給の方法

- (ア) 学用品は町長が調達する。町長は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請するものとする。
- (イ) 教科書の支給は、速やかに茨城県教育庁義務教育課及び茨城県教科書販売会社と連絡をとり、必要冊数を確保し、支給するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の実施」によることとする。

(4) 避難所との共存

学校等は教育施設であると同時に避難所にも指定されていることから、学校関係者と地域住民との融和・共存を図ることが必要である。学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するためにも災害応急対策を行う教育班、校長等は事前に次の措置を講ずるものとする。

ア 町は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の観点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。

イ 町は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。

ウ 避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。

エ 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。

オ 避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。

(5) 学校給食等の措置

ア 応急措置

学校給食施設、設備及びパンその他給食物資の納入業務の被害状況を速やかに把握し、必要に応じ学校給食を中止するものとする。

イ 応急復旧措置

(ア) 給食調理場、給食用設備等の清掃及び消毒を徹底的に実施し、衛生管理に遺憾のないようにするものとする。

(イ) 学校給食調理場の衛生検査を実施し、衛生管理に万全を期するものとする。

(ウ) 児童生徒等・学校職員及び給食用物資の納入業者の赤痢その他の伝染病の発生状況を調査確認し、防疫措置を講ずるものとする。

(6) 文教施設等の応急措置

文教施設等の被害については、速やかにその状況を把握し、関係機関に連絡するとともに、被害の程度に応じて適切な措置を講ずるものとする。なお、利用者の避難等については各施設の防災計画等によるものとする。

第8 帰宅困難者対策

総務部調査・輸送班、産業対策班、教育部教育班

■基本事項

1 趣旨

地震・津波発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

2 留意点

(1) 自助・共助・公助による対応

帰宅困難者対策への備えを万全とするためには、自助・共助・公助による総合的な対応が不可欠である。

(2) 帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、町及び県は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

3 活動項目リスト

(1) 各機関の取組

- ア 町の取り組み
- イ 企業等の取り組み
- ウ 大規模集客施設の取り組み
- エ 各学校の取り組み

■対 策

1 各機関の取り組み

(1) 町の取り組み

ア 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

イ 備蓄の確保

町は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

ウ 情報提供

町は、交通事業者との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

エ 交通事業者との連携体制の整備

町は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。

(2) 企業等の取り組み

ア 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

イ 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

ウ 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

エ 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

オ 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話が輻そうすることを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171、SNS等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

カ 町、自主防災組織等との連携

企業等は、町や自主防災組織等と、大規模地震、津波発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。

(3) 大規模集客施設の取り組み

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、町や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

(4) 各学校の取り組み

ア 鉄道事業者との連携

日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者に提供できるよう努める。

イ 帰宅困難者への情報提供

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

ウ 飲料水等の備蓄

第9 義援物資対策

総務部調査・輸送班、救援対策部福祉班、住民班

■基本事項

1 趣旨

大規模な災害時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、町は、災害後の被災者の自立的な生活再建（生活復興）を支援するため、県、関係機関等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を迅速に講ずるものとする。なお、本計画で記載する義援金には、個人、施設、団体等への配分を指定する見舞金、寄付金等は含まないものとする。

2 留意点

(1) 被災地ニーズの把握

被災地ニーズは、時間と共に変化することに留意し、ニーズに沿った物資を迅速に現地へ配送することが必要である。また、小口・混載の支援物資は被災地地方公共団体の負担になるなどの被災地支援に関する知識の普及も重要である。

(2) 被災地情報の発信

義援物資が被災地に与える影響について、提供申出者に正しく理解してもらうことが必

要である。

(3) 民間力の活用

大量の義援物資を迅速・的確に配送するためには、物流業者等民間の資機材や施設、人材、ノウハウを有効に活用する必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 義援物資の供給

ア 情報の収集・発信

イ 物資の受入

ウ 物資の配送

■対 策

1 義援物資の供給

(1) 情報の収集・発信

ア 町は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。

イ 町は、各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、町ホームページ等を通じて情報発信する。

(2) 物資の受入

ア 受入施設

町は、役場庁舎等指定した管理・配送拠点施設を活用し、被災地が必要としている物資を受け入れる。大規模災害時に保管スペースが不足する場合に備え、事前に候補施設を選定しておくよう努める。

(3) 物資の配送

物資の配送にあたっては、町内の運輸事業所等に要請し、実施する。

第10 愛玩動物の保護対策

総括部生活環境班、救援対策部住民班

■基本事項

1 趣旨

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、県は、動物愛護の観点から、町等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

2 留意点

(1) 愛玩動物の保護及び適正飼養

災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、町は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県等と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。

(2) 協力体制の確立

町だけでは愛玩動物の保護対策は難しいので、県が、愛玩動物の保護や適正飼養に関し、県獣医師会及び動物愛護関係団体と連携・協力するため設置する「動物救護本部」と連携する。

3 活動項目リスト

- (1) 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護
- (2) 避難所における動物の適正飼養に係る措置

■対 策

1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護

町は、動物指導センターと連携して、住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に努めるものとする。

2 避難所における動物の適正飼養に係る措置

町は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

第6節 災害救助法の適用

総括部指揮班、消防部消防班、県、大洗郵便局

■基本事項

1 趣旨

町内の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。

したがって、町長は、同法の適用に向けて速やかに手続きを実施し、住民に対する救助活動の実施を図るものとする。

2 留意点

(1) 被災情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

災害救助法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必要がある。このため、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。

(2) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施にあたっては、各救助毎に帳票の作成義務があるので、災害時に遅滞なく救助業務を実施するため、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟しておくことが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 被害状況の把握及び認定

- ア 被災世帯の算定
- イ 住家の滅失等の算定
- ウ 住家及び世帯の単位

(2) 災害救助法の適用基準

(3) 災害救助法の適用手続き

- ア 町の被害状況報告
- イ 災害報告の内容及び方法

(4) 災害救助法による救助

- ア 救助の実施機関
- イ 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等
- ウ 関係帳票の整備

(5) 小災害救助

(6) 郵政事業に係る特別取扱い（大洗郵便局）

■対 策

1 被害状況の把握及び認定

災害救助法の適用にあたっては、町が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

(1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯を1世帯とし、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては1/3世帯とみなして算定する。

(2) 住家の滅失等の算定

ア 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

イ 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

ウ 住家の床上浸水

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 住家及び世帯の単位

ア 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

イ 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、災害による被害が、次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めたとき、市町村単位にその適用地域を指定し実施する。

- (1) 市町村における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ資料33の表に示す世帯以上に達したとき。(災害救助法施行令第1条第1項第1号)

【資料編P29 **資料33** 令別表第1】

- (2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ資料34の令別表第2に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、令別表第3以上であること。(災害救助法施行令第1条第1項第2号)

【資料編P30 **資料34** 令別表第2、令別表第3】

- (3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の被害世帯数が、その人口に応じ資料35の令別表第4に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数あること。(災害救助法施行令第1条第1項第3号)

【資料編P30 **資料35** 令別表第4】

- (4) 市町村の被害が(1)(2)及び(3)に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、または多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当したとき。(災害救助法施行令第1条第1項第3号、第4号)

3 災害救助法の適用手続き

(1) 町の被害状況報告

町長は、自地域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、「被害状況報告表

発生・中間・決定 様式」を用いて、福祉相談センター地域福祉課を経由し、知事に対して報告する。

ただし、救助を要する被害が発生した場合において、事態が急迫して知事の指揮を待ついとまが無いときは、町長は災害救助法による救助の実施に着手するとともに、直ちにその旨を福祉相談センター地域福祉課を経由して報告し、その後の処置について指示を求めるものとする。

(2) 災害報告の内容及び方法

ア 報告内容

所定の様式により災害発生の日時及び場所、災害原因、被害状況、救助の措置等を報告すること。

イ 報告の方法

(ア) 電話またはFAXによること。

(イ) なお、県福祉部福祉政策課に直接報告する場合は次によること。

電 話 029-301-3157 (直通)

FAX 029-301-6200

4 災害救助法による救助

町長は、災害救助法が適用された場合、住民の生命・身体・財産を保護するため、茨城県災害救助法施行令細則に則って速やかに対策を実施するものとする。

(1) 救助の実施機関

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。

ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部(以下のア～コ)を町長が行うこととする。

なお、町長は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告することとする。

ア 受入れ施設(応急仮設住宅を除く)の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与

エ 衣料及び助産

オ 災害を被った者の救出

カ 災害を被った住宅の応急修理

キ 学用品の給与

ク 埋葬

ケ 遺体の搜索及び処理

コ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間の早見表」のとおりである。

(3) 関係帳票の整備

救助の実施にあたって、各救助毎に帳票の作成義務があるため、災害時に遅滞無く救助業務を実施するものとする。なお、このために、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟しておくものとする。

5 小災害救助

本町において災害救助法を適用するには至らないが住家が7世帯以上滅失した場合は、茨城県り災救助基金管理規則に基づき、本町は、以下に定める内容で現に救助を要した額の補助を小災害救助補助金交付申請書により、知事より受けることができるものとする。また、知事に対し、小災害救助状況調書及び支出調書を提出するものとする。

6 郵政事業に係る特別取扱い（大洗郵便局）

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱いは日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

(3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用または見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての支店及び郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

(4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の伝達の確保または交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、または郵便の業務の一部を停止することがある。

(5) 郵便局窓口業務関係

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間または取扱日の変更等の措置を講ずる。

第7節 応急復旧・事後処理

第1 建築物の応急復旧

応急対策部建築班、救援対策部福祉班、各施設等管理者

■基本事項

1 趣旨

地震の発生により破損し耐震性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅の提供または応急修理を行い保護していくものとする。

2 留意点

(1) 想定される地震の種類と対策の対応

被災地域が局所的となるような直下型地震に対しては、地域間及び組織間の住宅応急復旧における応援協力体制の整備や、資材輸送のための緊急輸送路の確保が必要である。

(2) 要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設・入居にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。特に避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めることが必要である。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

3 活動項目リスト

(1) 応急危険度判定

- ア 判定士派遣要請
- イ 応急危険度判定活動
- ウ 被災宅地危険度判定活動

(2) 住宅の応急修理

- ア 基本事項
- イ 資材調達

(3) 応急仮設住宅の建設

- ア 基本事項
- イ 設置計画の作成等
- ウ 応急仮設住宅の建設
- エ 設置場所の提供等
- オ 応急仮設住宅の借り上げ等
- カ 入居者の選定等
- キ 応急仮設住宅の管理

(4) 公的住宅等の提供

■対 策

1 応急危険度判定

(1) 判定士派遣要請

ア 判定士派遣要請

町は、余震等による二次災害を防止するため、判定士及び被災宅地判定士（以下「判定士等」という。）の派遣を県に要請する。

イ 判定士の派遣

県は町のと要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに判定士の派遣を行うとともに、関係団体と判定士等の派遣について協議する。

(2) 応急危険度判定活動

ア 判定の基本的事項

(ア) 判定対象建築物は、町が定める判定街区の建築物とする。

(イ) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

(ウ) 判定結果の責任については、町が負う。

イ 判定の関係機関

(ア) 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。

(イ) 県は、被災宅地判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

ウ 判定作業概要

(ア) 判定作業は、町の指示に従い実施する。

(イ) 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（（財）日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。

(ウ) 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。

(エ) 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。

(オ) 判定は、原則として「目視」により行う。

(カ) 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

(3) 被災宅地危険度判定活動

ア 判定の基本的事項

(ア) 危険度判定は、町が行うものとする。

(イ) 県は、管下の被災した町のと要請により、町内における危険度判定活動を支援する。

(ウ) 判定結果の責任については、町が負う。

イ 判定の関係機関

(ア) 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。

(イ) 県は、被災宅地判定士の派遣計画や後方支援を行う。

ウ 判定作業概要

(ア) 判定作業は、町の指示に従い実施する。

(イ) 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により行う。

(ウ) 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。

(エ) 判定調査票を用い、項目に従って調査のうえ判定を行う。

2 住宅の応急修理

(1) 基本事項

ア 修理対象世帯

応急修理は、町が、災害のため住宅が半壊または半焼し、自らの資力では、応急修理をすることができない世帯に対して行う。

イ 修理の範囲

応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分に対して行う。

ウ 修理時期

応急修理は、災害発生から1月以内に完了するものとする。

(2) 資材調達

町において、資材が不足した場合は県（土木部）に要請し、調達の協力を求めるものとする。

3 応急仮設住宅の建設

町は、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅や公的住宅の空き家を提供し、保護していくものとする。

(1) 基本事項

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。

設置にあたってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。

(2) 設置計画の作成等

町は被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は町からの報告を基に全体計画を作成する。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用された場合は知事が行うものとし、同法の適用に至らなかった場合は町長が実施するものとする。

ア 期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。（建築基準法第85条第3項の期限内）

イ 設置個数

町は、県に対して仮設住宅の建設を要請し、原則として全焼、全壊または流失戸数の3割以内で、知事が設置戸数を決定する。

ウ 設置場所

仮設住宅の設置予定場所は、私有地または町有地、国及び県から提供された公有地とするが、私有地の場合は所有者と町との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

エ 構造及び規模

建物の形式は軽量鉄骨または木造組立方式で、1戸当りの規模は23.1㎡(7坪)あるいは29.7㎡(9坪)を基準とし、玄関や浴槽についてはバリアフリーに留意し、要配慮者に配慮した仮設住宅を建設する。

オ 建設資機材の調達

応急仮設住宅の建設は、社団法人プレハブ建築協会等と協定を締結し、その協力を得て建設する。

カ 建設費用

応急仮設住宅設置のための費用は茨城県災害救助法施行細則で定める限度額の範囲内とする。

(4) 設置場所の提供等

設置予定場所は、国、県または町有地とするが、私有地の場合は所有者と町との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

(5) 応急仮設住宅の借り上げ等

町は必要な住宅の借り上げを行う。

(6) 入居者の選定等

入居者は、県が、町の協力を得て被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき決定することとなっている。

ア 住家が全焼、全壊、または流失した者であること

イ 居住する住家がない者であること

ウ 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない単身者、ひとり親世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者等

(エ) 特定の資産のない勤労者、中小企業者

(オ) 前各号に準ずる経済的弱者

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先入居に努めるものとする。

(7) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、町の協力を求めて県が行うこととなっている。ただし、状況に応じ町に委任することができる。

4 公的住宅等の提供

町は、庁内あるいは近隣市町村の公的住宅の関係者及び民間住宅所有者に対し空家がある場合は、協力を求め、または近隣市町村にも協力を求める。被災者、特に要配慮者に対し優先的に提供するものとする。

第2 土木施設の応急復旧

応急対策部土木班、農林水産班

■基本事項

1 趣旨

地震・津波発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設を始め、道路、鉄道等の交通施設、漁港、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、津波発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

したがって、これらの施設についての応急対策実施体制を整備し、相互に連携を図りつつ

迅速な対応を図るものとする。

2 留意点

(1) 被害情報の収集・伝達体制の整備

施設の応急対策は、津波後の利用者の安全確保や町民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に行っていく必要があるため、地震、津波発生後各施設の被害状況を速やかに把握し、それに対応した応急対策計画を策定し、実施することが重要である。このため、事前対策として各施設等管理者が施設の被害状況の収集・伝達体制の整備を行っておくことが必要である。

(2) 地域間及び事業者間の協力体制の整備

各施設を所管する自治体及び事業者は、あらかじめ震災時の施設の応急対策に関し、地域間または事業者間の協力体制の整備を行っておくことが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 応急対策実施体制の確立

- ア 応急対策実施計画の確立
- イ 協力体制の確立

(2) 道路の応急復旧

- ア 応急措置
- イ 応急復旧対策

(3) 港湾、漁港の応急復旧

- ア 被害状況の把握
- イ 応急措置の実施
- ウ 復旧作業の実施

(4) 鉄道の応急復旧（鹿島臨海鉄道株式会社）

- ア 組織及び動員
- イ 情報の収集・伝達
- ウ 応急措置の実施
- エ 広報活動の実施

(5) その他土木施設の応急復旧

- ア 河川・砂防及び治山施設の応急復旧
- イ 農地・農業用施設の応急復旧

(6) 土砂災害

- ア 急傾斜地の二次災害防止
- イ 砂防及び治山施設の応急復旧

(7) 水害

- ア 被害あるいは変状についての調査
- イ 応急対策・応急復旧
- ウ 避難

(8) 高潮、波浪等の対策

■対 策

1 応急対策実施体制の確立

(1) 応急対策実施計画の確立

施設の応急対策は、津波後の利用者の安全確保や町民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に行っていく必要があるため、津波発生後各施設の被害状況を速やかに把握し、それに対応した応急対策計画を策定し、直ちに対策を実施する。なお、事前対策として各施設等管理者が施設被害状況の収集・伝達体制の整備を行っておくことも必要である。

(2) 協力体制の確立

町や民間事業者などの土木施設等管理者は、施設の応急対策に関し、行政と民間事業者、また地域間や事業者間の連携・協力を図り、効率よく作業を進める。

2 道路の応急復旧

(1) 応急措置

町は、被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。パトロールにより巡視を実施するとともに、地域住民等からの道路情報の収集に努める。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

町は、被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。

3 港湾、漁港の応急復旧

(1) 被害状況の把握

港湾施設については、港湾管理者が、漁港の施設については漁港の管理者が水域施設、外かく施設、けい留施設等の被害状況を調査する。その際、港湾においては、岸壁や航路・泊地の被災状況に応じて、船舶の航行や接岸を制限する等の措置を行う。

また、二次災害の恐れのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。

(2) 応急措置の実施

港湾、漁港の管理者は、被害状況の調査に基づき、被災施設の応急工事を実施する。その際、施設の重要度、必要資機材の入手可能性、工期等を考慮し、優先順位を定めて行う。

(3) 復旧作業の実施

港湾、漁港の管理者は、施設の重要性や暫定利用状況に配慮し、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づき、被災施設の復旧工事を実施する。

4 鉄道の応急復旧（鹿島臨海鉄道株式会社）

(1) 組織及び動員

地震や津波により災害が発生しまたは発生するおそれがあるときは、災害対策本部を設置し、別に定める震災対策計画に基づき職員を動員して応急対策を実施する。

(2) 情報の収集・伝達

運転指令は、地震が発生した場合、東日本旅客鉄道(株)水戸支社・千葉支社、警察署、消防署等により、災害の情報を迅速に収集し、災害の状況に応じ関係箇所に連絡するとともに必要な手配を行う。

(3) 応急措置の実施

ア 初動措置

(7) 乗務員の措置

運転士または車掌は、運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させ、その旨を運転指令に報告し指示を受ける。

(イ) 駅の措置

運転指令は、強い地震を感知したとき及び地震警報装置の表示があったときは、直ちに保全区長に通報するとともに運転規制を指令する。

イ 旅客の救出・救護

(7) 乗務員は、事故が発生した場合、旅客を安全な場所に誘導するとともに負傷者が生じた場合は運転指令に報告、その救護に全力を尽くすものとする。

(イ) 総務班は、医療機関、消防署及び警察署等との連絡調整にあたりとともに、輸送対策班を指揮して関係機関と協力し旅客の救護・救出を行う。

ウ 災害時の輸送

地区班は、鉄道施設に被害が生じ列車の運転が不能となった場合は、その状況により列車の折返し運転、バス代行輸送等の手配を行う。

(4) 広報活動の実施

ア 総務班は、災害の状況、列車の運転状況を的確に把握し、これらの情報等を報道機関・関係箇所に速やかに連絡する。

イ 駅長は、駅放送・一斉放送・掲示板等により事故の状況、復旧の見通し等について広報を行う。

5 その他土木施設の応急復旧

(1) 河川・砂防及び治山施設の応急復旧

地震により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

ア 河川施設

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

イ 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

ウ 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(2) 農地・農業用施設の応急復旧

地震により農地・農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

ア 点 検

農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区等が点検を行う。農道については町において通行の危険等の確認、点検を行う。

イ 用水の確保

農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

ウ 排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

エ 農道の交通確保

町は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

6 土砂災害

(1) 急傾斜地の二次災害防止

本町では、急傾斜地周辺まで宅地化しているところがある。本震では崩壊が発生しなかった急傾斜地であっても、安定性が低下したために余震やその後の降雨によって崩壊することも考えられることから、二次災害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるための対策を実施する。

ア 情報収集及び調査の実施

地震によって急傾斜地等の安定性が低下した場合には、亀裂、湧水、浮石や転石の発生、竹木等の倒壊など、何らかの変状が見られる可能性が高い。したがって、町は、崩壊が生じた場合に付近の住民や家屋に及ぼす影響が大きい急傾斜地等について、地震後直ちに住民からの情報収集を開始するとともに、変状の有無、地表水の状況などを調査し、崩壊の危険性が無いかどうかを判断する。

イ 応急対策

調査の結果、危険性が高いと判断された急傾斜地については、関係機関や地域住民に周知を図り、不安定土砂の除去や仮設防護柵の設置等、応急工事の実施、さらに警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。なお、応急工事に際しては、特に斜面に対する十分な注意、監視を行いながら実施する。

ウ 避難

斜面の液状や、余震の推移、降水状況等から、災害発生の危険が予想され、または危険が切迫していると考えられるとき、町長は、関係住民に対しては次のような避難の指示を行う。なお、避難の指示の伝達等については「第3章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第2 避難指示・誘導」に示している。

(ア) 事前避難

現時点においては差し迫った危険性はないと考えられるが、地震情報や気象予報を勘案して、念のために避難しておいた方が良いと考えられる場合

(イ) 緊急避難

危険が目前に迫り、緊急に避難を行う必要があると判断される場合

(ウ) 受入れ避難

一旦避難したが、その場所が更に危険な状態になったため、他の安全な避難所へ集団で緊急に避難する必要がある場合

(2) 砂防及び治山施設の応急復旧

地震により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、速やかに被害状況を把握し、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

7 水害

本町には、涸沼川の沿岸に重要水防箇所が多数存在している。これらの堤防が地震によって被害を受けた場合、その後の余震や水位上昇によって、沿岸地区が更に大きな危険にさらされる恐れがある。したがって、二次災害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるための対策を実施する。

(1) 被害あるいは変状についての調査

地震によって堤防の強度が低下した場合、堤体の亀裂や、湧水の発生など、何らかの変状が見られる可能性が高い。このような変状の有無を調査し、変状が発見された箇所については迅速に応急補強工事を実施する必要がある。町は、地震発生後直ちに、涸沼川の堤防の被害や変状について、周辺住民からの情報を収集するとともに現地を調査し、次に掲げるような項目を把握する。

- ア 堤防の表面または漏水・湧水の状況
- イ 堤防の亀裂の有無
- ウ 堤防や傾斜地周辺の建築物・構造物等の損壊の状況
- エ 周辺における住民及び滞在者の数
- オ 付近の降雨量
- カ その他二次災害予防または応急対策上参考となる事項

調査結果については、関東地方整備局常陸河川国道事務所及び水戸土木事務所へ報告する。

(2) 応急対策・応急復旧

調査の結果、危険性が高いと判断された堤防については、関係機関や地域住民に周知を図り、土のう積み等の応急工事の実施、警戒避難体制の整備などめ応急対策を行い、被害が拡大しない措置を講ずる。なお、応急工事に際しては、特に十分な注意、監視を行いながら実施する。

(3) 避難

堤防の変状や、余震の推移、降水状況等から、災害発生の危険が予想され、または危険が切迫していると考えられるとき、町長は、関係住民に対して次のような避難の指示を行う。なお、避難の指示の伝途等については「第3章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第2 避難指示・誘導」に示している。

ア 事前避難

現時点においては差し迫った危険性はないと考えられるが、地震情報や気象予報を勘案して、念のために避難しておいた方が良いと考えられる場合

イ 緊急避難

危険が目前に迫り、緊急に避難を行う必要があると判断される場合

ウ 受入れ避難

一旦避難したが、その場所が更に危険な状態になったため、他の安全な避難場所へ集団で緊急に避難する必要がある場合

8 高潮、波浪等の対策

町及び県は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備等などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施する。

第3 二次災害の防止活動

応急対策部土木班

■基本事項

1 趣旨

降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じる。危険物施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行うものとする。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

2 留意点

特に津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意する。

3 活動項目リスト

(1) 水害

- ア 被害あるいは変状についての調査
- イ 応急対策・応急復旧
- ウ 避難

(2) 土砂災害

- ア 急傾斜地の二次災害防止
- イ 砂防及び治山施設の応急復旧

(3) 高潮、波浪等の対策

■対 策

1 水害

町及び県は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を、専門技術者等を活用して行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

本町には、涸沼川の沿岸に重要水防箇所が多数存在している。これらの堤防が地震や津波によって被害を受けた場合、その後の余震や水位上昇によって、沿岸地区が更に大きな危険にさらされる恐れがある。したがって、二次災害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるための対策を実施する。

(1) 被害あるいは変状についての調査

地震によって堤防の強度が低下した場合、堤体の亀裂や、湧水の発生など、何らかの変状が見られる可能性が高い。このような変状の有無を調査し、変状が発見された箇所については迅速に応急補強工事を実施する必要がある。町は、地震発生後直ちに、涸沼川の堤防の被害や変状について、周辺住民からの情報を収集するとともに現地を調査し、次に掲げるような項目を把握する。

- ア 堤防の表面または漏水・湧水の状況
- イ 堤防の亀裂の有無
- ウ 堤防や傾斜地周辺の建築物・構造物等の損壊の状況

エ 周辺における住民及び滞在者の数

オ 付近の降雨量

カ その他二次災害予防または応急対策上参考となる事項

調査結果については、関東地方整備局常陸河川国道事務所及び水戸土木事務所へ報告する。

(2) 応急対策・応急復旧

調査の結果、危険性が高いと判断された堤防については、関係機関や地域住民に周知を図り、土のう積み等の応急工事の実施、警戒避難体制の整備などの応急対策を行い、被害が拡大しない措置を講ずる。なお、応急工事に際しては、特に十分な注意、監視を行いながら実施する。

(3) 避難

堤防の変状や、余震の推移、降水状況等から、災害発生の危険が予想され、または危険が切迫していると考えられるとき、町長は、関係住民に対して次のような避難の指示を行う。なお、避難の指示の伝途等については「第3章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第2 避難指示・誘導」に示している。

ア 事前避難

現時点においては差し迫った危険性はないと考えられるが、地震情報や気象予報を勘案して、念のために避難しておいた方が良いと考えられる場合

イ 緊急避難

危険が目前に迫り、緊急に避難を行う必要があると判断される場合

ウ 収容避難

一旦避難したが、その場所が更に危険な状態になったため、他の安全な避難場所へ集団で緊急に避難する必要がある場合

2 土砂災害

県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

(1) 急傾斜地の二次災害防止

本町では、急傾斜地周辺まで宅地化しているところがある。本震では崩壊が発生しなかった急傾斜地であっても、安定性が低下したために余震やその後の津波や降雨によって崩壊することも考えられることから、二次災害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるための対策を実施する。

ア 情報収集及び調査の実施

地震によって急傾斜地等の安定性が低下した場合には、亀裂、湧水、浮石や転石の発生、竹木等の倒壊など、何らかの変状が見られる可能性が高い。したがって、町は、崩壊が生じた場合に付近の住民や家屋に及ぼす影響が大きい急傾斜地等について、地震後直ちに住民からの情報収集を開始するとともに、変状の有無、地表水の状況などを調査し、崩壊の危険性がないかどうかを判断する。

イ 応急対策

調査の結果、危険性が高いと判断された急傾斜地については、関係機関や地域住民に周知を図り、不安定土砂の除去や仮設防護柵の設置等、応急工事の実施、さらに警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。なお、応急工事に際しては、特に斜面に対する充

分な注意、監視を行いながら実施する。

ウ 避難

斜面の液状や、余震の推移、降水状況等から、災害発生の危険が予想され、または危険が切迫していると考えられるとき、町長は、関係住民に対しては次のような避難の指示を行う。なお、避難指示の伝達等については「第3章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第2 避難指示・誘導」に示している。

(ア) 事前避難

現時点においては差し迫った危険性は無いと考えられるが、地震情報、津波情報や気象予報を勘案して、念のために避難しておいた方が良いと考えられる場合

(イ) 緊急避難

危険が目前に迫り、緊急に避難を行う必要があると判断される場合

(ウ) 収容避難

一旦避難したが、その場所が更に危険な状態になったため、他の安全な避難所へ集団で緊急に避難する必要がある場合

(2) 砂防及び治山施設の応急復旧

地震や津波により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、速やかに被害状況を把握し、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

3 高潮、波浪等の対策

町及び県は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備等などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施する。

第4 ライフライン施設の応急復旧

上下水道部水道班、下水道班、総括部生活環境班、東京電力株式会社、N T T 東日本茨城支店、株式会社N T T ドコモ

■基本事項

1 趣旨

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

これらの施設が被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、麻痺状態も予想される。このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講ずるとともに、迅速に応急復旧体制を整備する。

まず、ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、災害発生後、各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため、各ライフライン事業者は、被害情報の収集・伝達体制を確立する。

また、災害によっては、本町だけでなく広範囲かつ大量にライフライン施設の被害が発生し、当該事業者だけでは復旧が進まないこともある。したがって、町及び各事業者は相互に連携を図りつつ、また、県内、県外の同業者に協力を求めて応援体制を確立し、円滑な対策の実施を図るものとする。

2 留意点

(1) 被害状況の把握

ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、地震・津波発生後、各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため、あらかじめ各事業者が被害情報の収集・伝達体制を整備しておくことが必要である。情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

(2) 事業者間の協力体制の整備

震災時におけるライフライン施設の被害は、地震の規模や震源の位置、地盤等によって異なる。このため、特に被害の集中した施設については、県内及び県外の事業者による協力が必要となってくることから、事業者間の協力体制の整備を図っておくことが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 電力施設の応急復旧

ア 応急復旧の実施

(2) 電話施設の応急復旧

ア 電話停止時の代替措置

イ 応急復旧の実施

(3) 上水道施設の応急復旧

ア 上水道停止時の代替措置

イ 応急復旧の実施

(4) 下水道施設の応急復旧

ア 下水道停止時の代替措置

イ 応急復旧の実施

■対 策

1 電力施設の応急復旧【東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）】

(1) 応急復旧の実施

ア 通報、連絡

通報、連絡は、「通信連絡施設及び設備」に示す施設、設備及び加入電話等を利用して行うこととする。

イ 災害時における情報の収集、連絡

(ア) 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、総支社及び第一線機関等の本（支）部長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握に努める。

a 一般情報

(a) 気象、地象情報

(b) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

(c) 対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への

対応状況)

(d) その他災害に関する情報（交通状況等）

b 当社被害情報

(a) 電力施設等の被害状況及び復旧状況

(b) 停電による主な影響状況

(c) 復旧機材、応援隊、食料等に関する事項

(d) 従業員の被害状況

(e) その他災害に関する情報

(i) 情報の集約

上級本（支）部は、下級本（支）部からの被害情報等の報告及び独自に地方公共団体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(j) 通話制限

a 災害時の保安通信を確保するため、本（支）部長は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

b 非常体制の発令前であっても、保安通信を確保するうえで必要と認めたときは、支店及び第一線機関等にあつてはその長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。

ウ 災害時における広報

(ア) 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

a 無断昇柱、無断工事はしないこと。

b 電柱の倒壊・折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。

c 断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。

d 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

e 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。

f その他事故防止のため留意すべき事項。

(イ) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

エ 対策要員の確保

(ア) 対策要員の確保

a 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

b 非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本（支）部に出動する。

c 交通途絶等により所属する本（支）部に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本（支）部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(イ) 対策要員の広域運営

復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

オ 災害時における復旧資材の確保

(ア) 調達

本（支）部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達が必要となる資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

a 現地調達

b 本（支）部相互の流用

(イ) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇等により行う。

(ウ) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

カ 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時において原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本（支）部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

キ 災害時における基本方針

(ア) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

(イ) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

a 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

b 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

c 配電設備

非常災害仮復旧標準工法により迅速、適切な復旧を行う。

d 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用による通信を確保する。

ク 復旧計画

(ア) 本（支）部は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本（支）部に速やかに報告する。

a 復旧応援要員の必要の有無

b 復旧要員の配置状況

c 復旧資材の調達

d 電力系統の復旧方法

e 復旧作業の日程

f 仮復旧の完了見込

g 宿泊施設、食料等の手配

h その他必要な対策

(イ) 上級本（支）部は、前項の報告に基づき下級本（支）部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

ケ 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

【資料編P30 **資料36** 設備別復旧順位】

2 電話施設の応急復旧

【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】

(1) 電話停止時の応急措置

ア 通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

イ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

町が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

ウ 通信の利用制限

通信が著しくふくそうした場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

エ 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話のふくそうの影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

(2) 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

【資料編P31 **資料37** 電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等、大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標】

(3) 復旧を優先する電気通信サービス

ア 電話サービス（固定系・移動系）

イ 総合デジタル通信サービス

ウ 専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含）

エ パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）

オ 衛星電話サービス

【株式会社NTTドコモ（茨城支店）】

(1) 災害が発生した場合には地方自治体の要請により避難所、現地災害対策本部機関等へ携帯電話の貸出しに務める。

(2) 応急復旧の実施

ア 災害対策本部の設置

津波等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

3 上水道施設の応急復旧

(1) 上水道停止時の代替措置

町は、避難場所、避難所等に給水車等を設置する。

(2) 応急復旧の実施

ア 作業体制の確保

被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立するものとする。また、広域的な範囲で被害が発生し、町のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。町が協力要請を行った場合は、県では他の関係機関に対し協力を要請するなど広域的な作業体制の確保に努める。

イ 応急復旧作業の実施

次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

- ・施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- ・施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- ・施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること。
- ・被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。
- ・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- ・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

(ア) 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上または浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

(イ) 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

ウ 応急復旧資機材の確保

水道事業者等は、応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

県は、町から要請があった場合は、他の関係機関に対し、協力を要請するなど資機材の確保に努める。

エ 住民への広報

水道事業者等は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

4 下水道施設の応急復旧

(1) 下水道停止時の代替措置

町は、避難場所、避難所等にマンホールトイレまたは仮設トイレを設置する。

(2) 応急復旧の実施

ア 作業体制の確保

町は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、町のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

県は、町から協力要請があった場合は、必要な物資、資機材等の調達や職員の派遣、関係機関に対する協力要請など、広域的な作業体制の確保に努める。

イ 応急復旧作業の実施

町は、次の通り応急復旧作業を実施する。

(ア) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い流下機能の回復に努める。

(イ) ポンプ場

ポンプ場が被害を受け、排水機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行う。

機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

ウ 住民への広報

町は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第5 清掃・防疫・障害物の除去

総括部生活環境班、救援対策部医療班、大洗・鉾田・水戸環境組合、応急対策部土木班

■基本事項

1 趣旨

災害後の感染症の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため防疫活動を迅速に実施し、地域住民の保健衛生を積極的に推進する。

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻そう等を十分考慮した上で、町は、同時大量の廃棄物処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。

なお、清掃事業は、町が個別に行う事業であるため、被災地域が局所的となるような場合は、特に市町村間での協力が有効である。このため、近隣市町村、また、民間の関連事業者に対しても応援を要請できるようあらかじめごみ処理緊急時相互支援体制協定を整備しておくものとする。

2 留意点

(1) 災害時のごみ及びし尿発生量の推定

ごみ及びし尿処理については、あらかじめ災害時のごみ及びし尿の発生量を想定し、各々の作業計画に反映させておくことによって処理活動の円滑化を図ることが必要である。

(2) 広域処理体制の整備

清掃事業は、各市町村が個別に行う事業であるため、被災地域が局所的となるような場

合は、特に市町村間での協力が必要である。このため、町は、県、近隣市町村、また、民間の関連事業者に対しても応援を要請できるようあらかじめ広域処理体制を整備しておくことが必要である。

(3) 防疫措置体制の整備

津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。

防疫措置を講ずるために必要な消毒薬・器具機材や要員の確保が迅速にできるシステムを作っておくことが必要である。

(4) 被災住宅、避難所及び仮設住宅における衛生確保

応急的な避難所などで避難生活が長期化する場合などでは、避難所等における衛生確保を図るとともに生活者に対し必要な啓発を行うことが必要である。

(5) 食品の安全確保

被災地において供給される炊き出しによる食事及び他の場所から調達される弁当などの食品の安全を確保するため、炊き出し場所や弁当調製施設における衛生指導が必要である。

3 活動項目リスト

(1) 清 掃

ア ごみ処理

イ し尿処理

(2) 防 疫

ア 防疫組織の設置

イ 防疫措置情報の収集・報告

ウ 防疫計画及び対応策

エ 応急防疫活動の実施

オ 消毒薬品・器具機材・人員等の調達

カ 防疫措置等の実施

キ 予防教育及び広報活動の実施

ク 給食施設の衛生指導

ケ 感染発生時の措置

コ 食中毒発生時の細菌検査や水質検査

サ 記録の整備及び状況等の報告

シ 医療ボランティア

ス その他

(3) 障害物の除去

ア 作業体制の確保

イ 建築関係障害物の除去

ウ 道路関係障害物の除去

エ 河川・港湾・漁港関係障害物の除去

オ 日常生活に欠かすことができない場所

カ 障害物除去基準

(4) がれき処理

ア 集積場所の確保

- イ 分別処理の努力
- ウ 最終処分場の確保

■対 策

1 清掃

(1) ごみ処理

ア ごみ排出量の推定

町は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの（建物倒壊、火災による建物の焼失）と一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定し清掃計画を策定する。

イ 作業体制の確保

町は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておく。

ウ 処理対策

(ア) 状況把握

町は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

(イ) 住民への広報

町は、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

(ウ) 収集運搬処理の実施

町は、住民によって集められた仮集積場のごみを管理し、あらかじめ選定した処分場にできるだけ速やかに運び処理する。その際、被災地におけるごみの排出量が町及び大洗・鉾田・水戸環境組合の収集運搬能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、近隣市町村や他の民間廃棄物処理事業者に依頼し、トラック等車両及び作業員を確保して収集運搬を能率的かつ衛生的に実施するものとする。

さらに、他に手段が無い場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講ずる。

県は、町からの要請を受けた時、または被害の状況等から判断して必要と認めた時、広域的かつ迅速適切な処理が行えるよう、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請、廃棄物処理事業者等に対する協力要請について必要な連絡調整及び指導を行う。

(エ) 処理方法

- a 水分の多い難燃性のごみは、埋立場に運搬し、処分する。
- b 可燃性の大型のごみは、焼却しやすい大きさとし、焼却場へ搬送し、焼却処分する
- c 不燃のごみは業者に引取りを依頼し処分する。
- d 被災が広域にわたり、しかも環境上緊急を要する場合は、あらかじめ指定した場所に一時的に集積する。ただし、野焼き等は新たな環境汚染の原因となることから実施しない。

エ 収集運搬体制の構築、適切な仮置き場の確保

町に対して必要な情報提供等の協力を行うなどにより、災害時における収集運搬体制の構築や適切な仮置き場の設置等を推進する。

また、県内5地区に分かれ締結している「相互支援」協定に基づく適切な相互支援が

図られるよう市町村間の調整を行うとともに、災害廃棄物処理の協力協定締結団体である県産業廃棄物協会と連携し、収集運搬業者や処分先の確保等を支援するなどにより災害廃棄物の円滑な処理を推進する。

(2) し尿処理

ア し尿処理排出量の推定

町は、平常時から災害時におけるし尿処理体制や仮設トイレの備蓄等について協力体制を整備しておくとともに倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできる限り早急に収集処理を行うことが必要である。このため、町は、町内別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の実数把握とし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定するものとする。

イ 作業体制の確保

町は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行うものとする。

ウ 処理対策

(ア) 状況把握

町は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

(イ) 住民への指導

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活用水の確保等を指導するものとする。

エ 収集運搬処理

(ア) 被災の状況に応じ町の指定委託業者の清掃車を動員し、集中的に配置し、能率的かつ衛生的に収集し処理するものとする。

(イ) 収集を要する量が指定委託業者の収集能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、近隣市町村の協力を得て清掃車及び作業員を確保して収集運搬するものとする。

(ウ) 処理の実施

町は、被災地から収集したし尿は、通常の処理方法で衛生的に処理する。一時に大量のし尿を処理する必要が発生した場合は、県、近隣市町村に依頼し、処理を要請する。

県は、町からの要請を受けた時、または被害の状況等から判断して必要と認めた時は、町の行うし尿処理について、市町村間の応援、他県への応援要請、し尿処理関連業者等に対する協力要請について必要な連絡調整及び指導を行う。

オ し尿処理の広域応援態勢

一般廃棄物処理事業を行う市町村及び一部事務組合で構成される「茨城県清掃協議会」の協議等を通して、災害時のし尿処理に関する相互応援協力について推進し、災害時のし尿処理に関する広域連携体制の構築を図る。

カ 処分場の選定

予定していた処分場が被災等により使用できない場合は、次により処分場の選定を行うものとする。

(ア) 塵芥を埋立できる場所であること。

(イ) 地理的条件を考慮し、災害時の危険性を予想して選定すること。

(ウ) 人家から相当の距離を有し、衛生上影響のない場所であること。

キ 仮設トイレの設置

町は、必要に応じて避難所、または地区毎に仮設トイレを設置する。

2 防疫

災害による衛生環境の悪化や、被災者の身体的・精神的な抵抗力の低下を背景として、被災地に感染症等が発生する可能性があるため、防疫活動を迅速に行い、混乱の防止を図っていくものとする。

(1) 防疫組織の設置

町は、感染症などの蔓延及び食中毒発生の未然防止を目的として防疫体制を作るとともに、県が町の防疫担当者を対象として行う研修も活用して、必要な教育訓練を行う。また、必要な消毒薬・器具機材や要員の確保が迅速にできる防疫措置体制を整備する。

町は、災害時における応急防疫に関する計画及び実施を行うが、必要に応じ県(保健所)及び関係機関、隣接市町村の協力を得るものとする。

(2) 防疫措置情報の収集・報告

町及び県は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域または場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合など、町や保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

(3) 防疫計画及び対応策

町及び県は、地理的環境の諸条件や過去の被害の状況などを勘案し、災害予想図を作成するとともに、県と協力してできるだけ詳しい防疫計画を樹立しておく。

災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

(4) 応急防疫活動の実施

町は、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律第114号)に基づく防疫措置等を行うものとするが、独自に実施できない場合は、県に対し応援の要請を行うものとする。

ア 清掃方法

感染症患者及び保菌者発生家屋内外、便所、給食施設の清掃。

イ 消毒方法

薬品による消毒の実施。

ウ 臨時の予防接種

感染症予防上必要があるときは、臨時の予防接種を実施する。

エ 検病調査

患者及び保菌者の早期発見に努めるため、迅速かつ計画的に検病調査(健康診断及び検便等)を行う。

(5) 消毒薬品・器具機材・人員等の調達

町は、災害時の防疫措置に必要な薬剤・器具機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保する。また、必要に応じ、薬業団体、近隣市町村、県などの協力を求める。

ア 機材

町が保有している消毒用噴霧器等の整備点検を行うとともに、他の関係機関から借用する。

イ 薬剤

町で備蓄保管している薬剤を確認し、不足分については県に斡旋を要請するとともに、業者より購入する。

ウ 医療班の編成

防疫は、医療班を中心として、応援職員及び作業員等に編成する。

【資料編P32 資料38 医療班（防疫）】

(6) 防疫措置等の実施

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うものとする。

浸水家屋、鼠族昆虫駆除等の消毒は、資料39の基準による。

【資料編P32 資料39 消毒の実施基準】

なお、住民においても、町内会長等を通じて上記の基準により配布された薬剤を用いて、自ら家屋等の消毒を行うよう指導する。

(7) 予防教育及び広報活動の実施

町は、応急的な避難所等における衛生管理を図るとともに、生活者に対し災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。また、パンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

(8) 給食施設の衛生指導

被災地において供給される炊き出しによる食事及び他の場所から調達される弁当などの食品の安全を確保するため、中央保健所等に協力を求め炊き出し場所や弁当調整施設における衛生指導を行う。

(9) 感染発生時の措置

感染症患者が発生した際は、保健所等関係機関と連携し、まん延防止措置を講ずる。

(10) 食中毒発生時の細菌検査や水質検査

町は、食中毒が発生した際の細菌検査や水質汚濁検査については中央保健所に協力を要請する。

(11) 記録の整備及び状況等の報告

町は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を管轄保健所長に報告する。

(12) 医療ボランティア

県及び町は必要に応じて薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し、消毒の指導等について協力をあおぐ。

(13) その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により行う。

3 障害物の除去

災害時の倒壊物・落下物・堆積物等による障害物は、応急対策活動となるばかりでなく、住民生活の復旧ペースにも影響することがある。このため、処理施設の被害や交通状況等を十分考慮した上で、同時大量の解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、応急対策活動の円滑化、住民生活の復旧を促進するものとする。

(1) 作業体制の確保

町は、職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握し、障害物の除去は土木班により行う。迅速に障害物の除去、解体及びがれき処理を行うにあたり機材・労力が不足す

る場合は、関係機関及び民間事業者の協力のもとに、平常作業員及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者に対して、災害時における人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておく。さらに町長は、障害物の除去について自衛隊の協力を必要と判断した場合は、知事を通じ派遣を求め、その協力のもとに実施するものとする。

(2) 建築関係障害物の除去

町は、災害によって建物またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。

また、町のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(3) 道路関係障害物の除去

道路法に規定する道路管理者である国土交通大臣、知事、町長が行うものとする。各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする。

ア 県道

水戸土木事務所長（県水戸土木事務所道路管理課 TEL 029（225）4061に連絡し、速やかに除去を要請する。

イ 町道

(ア) 町有の機動力及び現業員を持って除去し、交通の確保を図るものとする。

(イ) 町有の機動力及び労務者の不足する場合は、借上げて実施するものとする。

ウ 国道

国土交通省常陸河川国道事務所長（常陸河川国道事務所道路管理第二課 TEL 029（243）5138）に除去を要請する。

(4) 河川・港湾・漁港関係障害物の除去

河川、港湾及び漁港管理者は、所管する河川、港湾及び漁港区域内の航路等について沈船、漂流物等障害物の状況を把握し、船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。

また、河川の流下を妨げる堆積物等についても、再度の災害発生を防止するため、速やかに除去するものとする。

ア 国土交通省常陸河川国道事務所（水戸出張所 029(221)2794）

県水戸土木事務所（河川整備課 029（225）4045）

イ 県茨城港湾事務所大洗港区事業所（港湾整備課 029（267）2700）

(5) 日常生活に欠かすことのできない場所

災害救助法を適用した場合は知事が行うが、同法が適用されない場合は、町長が行う。

(6) 障害物除去基準

障害物除去の基準は以下のとおりとする。

ア 対象

(ア) 日常生活に欠くことのできない場所（居宅等）で、自分の資力を持って障害物の除去ができないもの

(イ) 半壊家屋を優先し、次に床上浸水家屋に及ぶもの

(ウ) 障害物除去対象者は、次により選定する。

a 生活保護受給者を第1次順位とする。

b 半壊等の損害の著しき者を第2順位とする。

イ 期間

実施期間は、災害発生の日から10日以内で町長が指定した日数とする。

4 がれき処理

除去、解体した障害物（がれき）は、最終的な処分方法を決定するまで、定められた場所に仮置きし、有害物や再資源可能なもの等に分別するものとする。野焼きによる処分は有害物質の発生をもたらすため行わないものとする。

(1) 集積場所の確保

町は、あらかじめ集積場所を指定しておくものとする。がれきの量を想定して集積場所が不足する場合は、最終処分までの間保管する場所を確保することが必要であることから、交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに、近隣市町村に対して集積場所の確保を要請する。上記の集積場所が使用できない場合は、次の基準により災害発生場所の近くに設けるものとする。

ア 交通に支障のない国有地、県有地、町有地を選ぶものとする。

イ 国有地、県有地、町有地に適当な場所が無いときは民有地を使用するが、やむを得ないとき以外は、所有者の了解を求め事後の処理は万全を期するものとする。

(2) 分別処理の努力

災害時といえども、がれきは可能な限り分別を行うことが望ましいことから集積場所において再資源化や有害物質の除去を行う。

(3) 最終処分場の確保

がれき等（災害廃棄物）の処理・処分を円滑に行うために、県が処理施設や最終処分場の確保を図ることから、町は、近隣市町村や民間の廃棄物処理業者等とともに、これに協力する。

第6 行方不明者等の搜索

消防部消防班、広報企画部秘書広報班、救援対策部福祉班、医療班、総務部管財班

■基本事項

1 趣旨

町長は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、または災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理及び埋葬を実施するものとする。

災害の際に死亡した者について、遺体識別等の処理を行い、火葬場、柩等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、柩の調達、遺体の搬送の手配等を実施する。

2 留意点

(1) 医師会、歯科医師会等との協力体制

死亡者が多数発生した場合は、遺体の身元確認、検案は救護班のみでは困難となると考えられ、医師会、歯科医師会等の協力を得て、速やかに実施する必要がある。

(2) 周辺自治体との協力

死亡者が多数発生した場合や火葬場に支障が生じた場合等、町の保有する火葬能力では短期間での火葬が困難となる状況が考えられる。周辺自治体との協力の下、速やかな火葬

により人心の安定を図る必要がある。

(3) 衛生状態への配慮

死亡者が多数発生した場合には、身元確認、死亡認定の諸手続、火葬場の手配等にかなりの時間を要する場合も考えられる。特に夏期は衛生状態を良好に保つため、棺、ドライアイスの準備等を周辺自治体、業者の協力を得て十分に行う必要がある。

(4) 死亡者の人格の尊重

災害という混乱状況の中でも、死亡者の人格を尊重し、遺族、親近者の感情に十分配慮した対処をすることが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 行方不明者等の搜索

- ア 搜索及び遺体処理の実施
- イ 行方不明者等の搜索
- ウ 行方不明者搜索協力に関する広報

(2) 遺体の処理

- ア 遺体の洗浄・縫合・消毒
- イ 検案
- ウ 遺体の収容（安置）、一時保存

(3) 遺体の火葬

- ア 他市町村への協力要請
- イ 緊急措置
- ウ 身元不明遺体の処理

(4) 費用

- ア 搜索
- イ 遺体処理
- ウ 埋火葬

(5) 死亡獣の処理

■対 策

1 行方不明者の搜索

災害救助法が追用された場合の搜索及び収容並びに埋葬は知事が行うが、知事の職権の一部が委任された場合は、町長が行うものとする。また、災害救助法が適用されない場合は、町長が行うものとする。災害救助法適用の搜索及び遺体処理は、次の基準で実施するものとし、災害救助法適用にいたらなかった場合もこれに準ずる。

町は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況からすでに死亡していると推定される行方不明者等を、消防機関、消防団員、自主防災組織をはじめとする地元のボランティア等と協力して搜索する。

町だけでは十分な対応ができない場合、町及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。応援要請の手続きは第3章第3節を参照のこと。

(1) 搜索及び遺体処理の実施

- ア 災害時において死亡していると推定される者及び死亡した者の遺体について、関係機関は、一致協力して遺体の発見に努力する。
- イ 発見遺体、漂着遺体、その他の事故遺体は、知事または町長が開設した遺体収容所へ

収容する。

ウ 町長は、遺体収容所を開設できるように、寺院・神社等適当な場所をあらかじめ選定して準備しておくものとする。

エ 期間は災害発生の日から10日以内とする。

(2) 行方不明者等の搜索

町は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況によりすでに死亡していると推定される行方不明者等の搜索を行う場合はあらかじめ関係機関（警察、海上保安部、消防機関、ボランティア）と搜索の範囲、遺体の引渡し等について協議し、搜索隊及び作業班を編成して搜索にあたる。この場合、町だけでは十分な対応ができない場合、町は、周辺市町村、県及び自衛隊等に対し広域的応援の要請を行い、搜索活動を実施するものとする。

(3) 行方不明者搜索協力に関する広報

町は、行方不明者の搜索に関し、町防災行政無線や近隣市町村及び報道機関へ搜索の協力依頼の広報を行うものとする。

2 遺体の処理

遺体の処理は町が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときには県及びその委任を受けた町が行う。

遺体が多数にのぼる等、町で対応が困難な場合には、県は町からの要請に基づき、周辺市町村に応援を要請するものとする。

なお、災害という混乱状況の中でも、死亡者の人格を尊重し、遺族、近親者の感情に十分配慮して対処するものとする。

(1) 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、福祉班は、人心の安定上、腐敗防止または遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

(2) 検案

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、または、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき、医学的検査をなすことである。

検案は、町内の医師及び福祉班により実施する。ただし、遺体が多数の場合等で救護班のみで十分な対応が困難な場合には県を通じて、茨城県医師会及び日本赤十字社茨城県支部の協力を得て、速やかに実施する。

(3) 遺体の収容（安置）、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、町の設置する遺体収容所に収容する。

ア 遺体収容所（安置所）の設置

町は被害地域の周辺の適切な場所（公共施設、寺院、神社等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。

被害が集中した町では遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村は、設置、運営の協力を要請するものとする。

イ 棺の確保

町は、死亡者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。死亡者が多数発生した場合には、身元確認、死亡認定の諸手続き、火葬場の手配等にかなりの時間を要する場合も考えられる。特に夏期は衛生状態を良好に保つため、棺、ドラ

アイスの準備等を周辺市町村、業者の協力を得て行う。

ウ 身元不明遺体の集中安置

町は、身元確認のため収容所に一時保存しておく期間は、3日程度とする。また、身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨・遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、町は、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

エ 身元確認

町は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、氏名及び住所、性別、発見場所、身長、特徴等を記載して遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、1体ごとに表示して納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。縁故者による遺体引取りの申し出があった場合は、十分調査し、確認の上引渡すものとする。

3 遺体の火葬

遺体を葬る方法は、原則として火葬とし、町が実施する。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

町の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、県を通じて周辺市町村に対して遺体の火葬受入を要請する。

身元の判明しない遺骨は、公営墓地または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

(1) 他市町村への協力要請

死亡者が多数発生した場合や火葬場に支障が生じた場合等、町の保有する火葬能力では短期間での火葬が困難となる状況が考えられるため、被害が軽微な周辺市町村に対して火葬場の利用を要請する。

(2) 緊急措置

ア 火葬場が確保できない場合は、応急仮設火葬場を設置し火葬する。応急仮設火葬場を設置する場合は、知事の許可を受けて設置する。

イ 死亡者が多数のために一時に火葬処理が困難なときは、町長の指定した場所へ土葬する。

(3) 身元不明遺体の処理

身元不明遺体については、遺体処理票及び遺留品処理票の作成や、遺体の撮影を行い、衣類の一部を切り取って保管する等証拠の保全に努めた上で、地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行い、火葬を実施する。遺骨は、納骨堂または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引渡す。無縁の遺骨は、無縁墓地に埋葬するものとする。

4 費用

町が支弁できる費用は、茨城県災害救助法施行細則に準じる。

(1) 搜索

搜索のための舟艇等その他資機材の借上費、修繕費、輸送費及び人件費は、当該地域における通常の実費とする。

(2) 遺体処理

ア 検案が福祉班または警察官によることができない場合で、医師等を要請した場合は、通常の実費とする。

イ 遺体の処理のための必要な輸送費及び人件費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 埋火葬

次の範囲内において、なるべく棺または棺材等の現物を持って実際に埋葬を実施するものに支給する。

ア 棺

イ 埋葬または火葬

ウ 骨つぼまたは骨箱

なお、町内で住宅が7世帯以上滅失した小災害の場合は、茨城県り災救助基金管理規則に基づき町は、埋葬に要した額についての補助を知事より受けることができる。

5 死亡獣の処理

死亡獣の処理については町営の斎場において火葬、埋葬する。

第4章 地震・津波災害復旧・復興対策計画

第4章 地震・津波災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

第1 義援金品の募集及び配分

秘書広報課、住民課、県

■基本事項

1 趣旨

大規模な地震・津波時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、町は、地震、津波時における被災者の自立的生活再建を支援するため、県、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずるものとする。

2 留意点

(1) 義援金の範囲

本計画で記載する義援金には、特定の個人、施設、団体等へ配分を指定する見舞金、寄附金等は含まないものとする。

(2) 義援金の公平かつ適正な配分

被災者あてに寄託された義援金を、公平かつ適正に配分することを目的として「義援金配分委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

(3) 手続きの迅速化

町、県、日本赤十字社茨城県支部及び茨城県共同募金会は、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の手続きについて、関係機関、団体等と協力し、迅速化を図ることが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 義援金品の募集及び受付

(2) 委員会の設置【県】

ア 委員会の設置

イ 委員会の構成

(3) 義援金品の保管

(4) 義援金品の配分

ア 配分方法の決定

イ 配分の実施

ウ 配分の公表

■対 策

1 義援金品の募集及び受付

町民への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。義援金品の募集にあたっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。な

お、県、日本赤十字社、共同募金会においても、同様に義援金品の募集及び受付が実施されることがある。

なお、義援品は被災地のニーズに応じた物資を周知し、梱包に際しては品名を明示することなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう協力を求めるものとする。

2 委員会の設置【県】

(1) 委員会の設置

県においては、被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置することとなっている。

(2) 委員会の構成

委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の関係機関、団体等を構成員に加えられる。

- ア 茨城県
- イ 茨城県市長会
- ウ 茨城県町村会
- エ 日本赤十字社茨城県支部
- オ 茨城県共同募金会
- カ 株式会社茨城新聞
- キ 株式会社茨城放送

3 義援金品の保管

町は、寄託された被災者に対する義援金品について、適正に保管する。委員会が設置された場合は、委員会が町より義援金を引継ぎ、町を通じて被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

4 義援金品の配分

(1) 配分方法の決定

委員会は、町等の受付機関で受け付けた義援金品の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議のうえ決定する。

(2) 配分の実施

町は、委員会において決定された義援金品の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

(3) 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金品の配分結果について、県に報告するとともに報道機関等を通じて公表する。

第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

秘書広報課、住民課、福祉課、こども課、県、県・町社会福祉協議会

■基本事項

1 趣旨

大規模な地震・津波時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪

失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、町、県及び茨城県・大洗町社会福祉協議会は、地震、津波時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずるものとする。

2 留意点

(1) 被災者への広報及び相談窓口の設置

町、県及び大洗町社会福祉協議会、茨城県社会福祉協議会は、被災者の自立的生活再建に対する支援措置について、被災地以外へ疎開等を行っている個々の被災者も含め広報するとともに、相談窓口を設置することが必要である。

(2) 事務処理の迅速化

町、県及び茨城県社会福祉協議会は、被災者の自立的生活再建を的確に支援するため、手続きの簡素化、事務処理の迅速化を図ることが必要である。

(3) 農林漁業者に対する支援

津波災害は沿岸部の農林漁業者に対して、壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意する。

3 活動項目リスト

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

(2) 被災者生活再建支援金の支給

(3) 災害見舞金の支給

(4) 生活福祉資金の貸付

(5) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

(6) 農林漁業復旧資金

ア 天災融資法に基づく天災融資

イ 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

ウ 株式会社日本政策金融公庫

エ 農業災害補償

(7) 中小企業復興資金

ア 資金需要の把握連絡通報

イ 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

ウ 中小企業者に対する金融制度の周知

エ その他の措置

(8) 住宅復興資金

ア 災害復興住宅建設資金

イ 補償資金

ウ 災害特別貸付金

■対 策

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

災害により家族を失い、精神または身体に著しい障害を受け、または住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づく町条例に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

災害弔慰金の支給については、大洗町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第

22号)によることとする。災害見舞金の支給については、大洗町災害見舞金等支給条例(昭和63年条例第8号)によることとする。

また、各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。

2 被災者生活再建支援金の支給

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、県が被災者生活再建支援金を支給する。町は、県の委託を受けて支援金の支給に関する事務を行う。

また、町は被災者生活再建支援法の適用にならない住家全壊世帯などの生活再建を支援するため、被災者生活再建支援法と同趣旨の支援金を支給する。

3 災害見舞金の支給

県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県見舞金支給要項(平成21年11月24日制定。平成21年10月8日から適用)」に基づき、見舞金を支給する。

4 生活福祉資金の貸付

茨城県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員・児童委員及び町社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。

5 母子父子寡婦福祉資金の貸付

県は、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、災害により被害を受けた母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子寡婦福祉資金の貸付を行う。

町は、県に協力して、住民(被災者)に対し制度の周知を図る。

6 農林漁業復旧資金

県は、災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

町は、県に協力して、住民(被災者)に対し制度の周知を図る。

7 中小企業復興資金

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府系金融機関(株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫)の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

町は、県に協力して、住民(被災者)に対し制度の周知を図る。

8 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構

法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金または補修資金の貸付を行う。

県及び町は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

第3 租税及び公共料金等の特例措置

秘書広報課、税務課、大洗郵便局、東日本電信電話株式会社、株式会社N T Tドコモ、東京電力

■基本事項

1 趣旨

地震・津波により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

2 留意点

(1) 広報の徹底

災害時、住民に対して、対策に関わる情報の提供を十分に行っていくことが必要である。

(2) 手続きの簡素化及び迅速化

地震、津波により被害を受けた事業者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続きの簡素化、迅速化に努める必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 税等の徴収猶予及び減免の措置

(2) その他の公共料金の特例措置

ア 郵政事業

イ 通信事業

ウ 電気事業

■対策

1 税等の徴収猶予及び減免の措置

町及び国、県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付若しくは納入に関する期日の延長、国税地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2 その他公共料金の特例措置

(1) 郵政事業

ア 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

イ 被災者の差し出す郵便物

被災者が差し出す郵便物(速達郵便物及び電子郵便物を含む)の料金免除を実施する。
なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用または見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所はすべての支店及び郵便局(簡易郵便局を含む)とする。

(2) 通信事業

東日本電信電話株式会社(茨城支店)は、「電話サービス契約約款通則 15」に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、臨時に料金または工事に関する費用を減免することがある。

株式会社N T T ドコモ(茨城支店)は、「F O M A サービス契約約款料金表通則 28」他各サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、臨時にその料金または工事費を減免することがある。

(3) 電気事業

東京電力パワーグリッド株式会社(茨城総支社)は、災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

第4 雇用対策

秘書広報課、商工観光課

■基本事項

1 趣旨

地震・津波により、離職を余儀なくされたり災者に対し、国は、職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策を積極的に推進していくものとする。

また、町は国・県と連携を図り、再就職の支援を行うものとする。

2 留意点

(1) 広報の徹底

雇用対策を効率的に行っていくため、災害時、町民に対して、対策に関わる情報の提供を十分に行っていくことが必要である。

(2) 手続きの簡素化及び迅速化

地震・津波により被害を受けた事業者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続きの簡素化、迅速化に努めることが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 離職者への措置

ア 窓口の設置

イ 公共職業安定所に出頭することが困難な地域への措置

ウ 諸制度の活用

エ 就職のあっせん

(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

- ア 証明書による失業の認定
- イ 災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）による休業者に対する基本手当の支給
- (3) 被災事業主に関する措置

■対 策

1 離職者への措置

水戸公共職業安定所の長は、地震、津波により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。

町は、雇用対策を効率的に行っていくため、災害時、住民に対して、雇用対策に関する情報の提供を十分に行っていく。

(1) 窓口の設置

被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

(2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域への措置

公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、または巡回職業相談を実施する。

(3) 諸制度の活用

職業訓練受講指示、または職業転換給付金制度等を活用する。

(4) 就職のあっせん

国は、災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合は、労働者をあっせんする。

県は、茨城労働局及び公共職業安定所と連携を図り、災害により離職を余儀なくされた者を対象に職業訓練を実施し再就職を支援する。

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(1) 証明書による失業の認定

水戸公共職業安定所の長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

水戸公共職業安定所の長は、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。

3 被災事業主に関する措置

国は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除または労働保険料の納付の猶予を行うこととなっている。

町は、被災事業主に対し、制度の内容の周知を図る。

第5 住宅建設の促進

都市建設課

■基本事項

1 趣旨

自力での住宅建設ができない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、町は、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を実施し、町で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。

また、自力で住宅を建設する被災者に対しては独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行い、迅速な事務処理体制を整える。

2 留意点

- (1) 迅速な災害公営住宅の建設、復旧を図るため町の災害住宅建設計画、復旧計画の作成を指導し、予算の確保、用地の確保等を含めて県の支援方法を検討することが必要である。
- (2) 独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に関する情報の提供と、迅速な事務処理体制の検討を行うことが必要である。

3 活動項目リスト

- (1) 住宅建設及び復旧計画の検討
- (2) 公営住宅の建設・復旧
 - ア 建設資金
 - イ 建設事業の実施
 - ウ 入居者の選定
- (3) 独立行政法人住宅金融支援機構の利用

■対 策

1 住宅建設及び復旧計画の検討

町は、迅速な災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を図るため、県の助言・指導を受けながら、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成する。その上で、災害住宅建設計画及び復旧計画を作成し、予算の確保、用地の確保等を含めて県の支援を要請する。県は、町だけで住宅の建設・復旧に対応可能かどうかを含めて検討の上、町と県との役割分担を決定し、併せて町への支援内容を決定する。

2 公営住宅の建設・復旧

(1) 建設資金

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）第22条の規定に基づき、激甚災害により滅失した住宅に居住していた者に賃貸するための災害公営住宅の建設等を行う場合、町は建設費用について国からの補助を受ける。

(2) 建設事業の実施

町は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。住宅建設にあたっては、要配慮者の入居を想定し、バリアフリー化に努める。

(3) 入居者の選定

町は、県の助言・指導を受け、新居を必要とする住民の被災状況、生活実態等に配慮しながら、特定入居を行うときの選定基準を作成し、入居者を選定する。

3 独立行政法人住宅金融支援機構の利用

災害により滅失した家屋の所有者が、自らの居住あるいは賃貸のために家屋を建設、購入、若しくは補修しようとするとき、独立行政法人住宅金融支援機構より必要な資金の貸付が受けられる。したがって、町は、この災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導等を行う。

第6 被災者生活再建支援法の適用

福祉課、住民課

■基本事項

1 趣旨

町または県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法を適用し、支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

2 留意点

(1) 住家全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

被災者生活再建支援法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、全壊世帯等の被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必要がある。このため、災害救助法担当課との連携を図り、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。

(2) 支援金支給手続き等の説明

支給決定時に申請者の誤解等による不服等の発生を避けるとともに支援金支給手続きが迅速かつ円滑に進むようにするため、被災者生活再建支援法が適用された町は、制度の対象となる被災世帯に対して、支援金の趣旨、申請書の記載方法、申請期限などその手続きについて懇切・丁寧に説明する必要がある。

(3) 適用条件に満たない場合の措置

町は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じるものとする。

3 活動項目リスト

(1) 被害状況の把握及び被災世帯の認定

ア 被災世帯の認定

イ 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

(2) 被災者生活再建支援法の適用基準

(3) 被災者生活再建支援法の適用手続き

(4) 支援金支給申請手続き

ア 支給申請手続き等の説明

イ 必要書類の発行

ウ 支給申請書等の取りまとめ

エ 支給申請書等の被災者生活再建支援法人への送付

(5) 支援金の支給

ア 支援金の現金支給

■対 策

1 被害の状況の把握及び被災世帯の認定

町は、被災者生活再建支援法の適用にあたり、住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

(1) 被災世帯の認定

被災者生活再建支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。(被災者生活再建支援法第2条第2号)

ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。

イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、またはその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯。

ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。

エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。(イ及びウに掲げる世帯を除く。)

(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照(第3章地震・津波災害応急対策計画 第6節災害救助法の適用 2 救助法の適用基準)。

2 被災者生活再建支援法の適用基準

被災者生活再建支援法の対象となる自然災害は、被災者生活再建支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む)が発生した市町村の区域に係る自然災害(被災者生活再建支援法施行令第1条第1号)

(2) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害(被災者生活再建支援法施行令第1条第2号)

(3) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害(被災者生活再建支援法施行令第1条第3号)

(4) (1)または(2)に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(被災者生活再建支援法施行令第1条第4号)

(5) (3)または(4)に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で(1)～(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(被災者生活再建支援法施行令第1条第5号)

(6) (3)または(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で、その自然災害により5(人口5万人未満の市町村にあつては2)世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(被災者生活再建支援法施行令第1条第6号)

3 被災者生活再建支援法の適用手続き

町長は、当該自然災害にかかる被害状況を収集し、知事に対して報告する。

当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法適用手続きにおける報告で兼ねることができるものとする。

4 支援金支給申請手続き

(1) 支給申請手続き等の説明

町は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

(2) 必要書類の発行

町は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ 被災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

町は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上速やかに県に送付する。

(4) 支給申請書等の被災者生活再建支援法人への送付

県は、町から送付された申請書類等を確認・点検するとともに速やかに被災者生活再建支援法人まで送付する。

6 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより申請者に支給される。

(1) 支援金の現金支給

町は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第2節 被災施設の復旧

まちづくり推進課、生活環境課、都市建設課、農林水産課、上下水道課、学校教育課

■基本事項

1 趣旨

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。

2 留意点

(1) 地域間・組織間の応援協力体制の整備

地震・津波後の施設の復旧に関しては、迅速かつ的確な対応が求められるが、地震、津波時の混乱の中、復旧事業計画の作成及び実施等に当たる十分な人員が確保できない場合も想定されるため、地域間、組織間の人員の応援協力体制の整備が必要である。

(2) 迅速な復興のための意思決定等の必要性

地震・津波発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に災害復興対策本部の設置、災害復興方針・計画の策定、関連事務手続き等を実施することが必要である。

(3) 国、県、町間の密接な連携

都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、国、県、町の密接な連携を行っていくことが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 災害復旧事業計画の作成

- ア 災害の再発防止
- イ 災害復旧事業期間の短縮

(2) 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

- ア 法律に基づき一部負担または補助するもの
- イ 激甚災害に係る財政援助措置

(3) 災害復旧事業の実施

(4) 解体、がれき処理

- ア 作業体制の確保
- イ 処理対策

■対 策

1 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の基本方針を次に示す。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業の種類を次に示す。

- ア 公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 農林水産施設復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 住宅災害復旧事業計画
- オ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- カ 医療施設、病院等災害復旧事業計画
- キ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ク 社会教育施設災害復旧事業計画
- ケ 復旧上必要な金融その他資金計画
- コ その他の計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町及び関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、県または国が費用の全部または一部を負担または補助するものについては、復旧事業費の決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法（昭和26年法律第97号）その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律または予算の範囲内において国が全部または一部を負担または補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

(1) 法律に基づき一部負担または補助するもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害が発生した場合には、県及び町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう努める。激甚災害の指定の手続き等の対策については第3節に示す。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は「第4章地震・津波災害復旧・復興対策計画 第3節激甚災害の指定」を参照。

3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

4 解体、がれき処理

(1) 作業体制の確保

町は、迅速に解体及びがれき処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備する。

(2) 処理対策

ア 状況把握

町は、職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握する。

イ 処理の実施

町は、アに基づき、住宅、所管の道路及び河川・漁港施設について、解体、がれき処理を実施する。必要があれば、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。

ウ 集積地の確保

町は、解体収集後のがれき等を集積するため集積地を確保する。集積地が不足する場合は、交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに、近隣市町村に対して集積地の確保を要請する。

エ 最終処分場の確保

町は、がれき等（災害廃棄物）の処理・処分を円滑に行うため、県、近隣市町村や民間の廃棄物処理業者等の協力を得て処理施設や最終処分場の確保を図る。

第3節 激甚災害の指定

秘書広報課、生活環境課、まちづくり推進課、県

■基本事項

1 趣旨

激甚災害法に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

2 留意点

激甚災害の指定を受けるためには、公共施設の被害情報を激甚災害法に定める事項に従って迅速に調査、収集を行う必要がある。このため、震災後迅速かつ正確に公共施設の被害情報を把握するための体制整備を行っておくことが必要である。

3 活動項目リスト

- (1) 災害調査
- (2) 激甚災害指定の手続き

■対 策

1 災害調査

知事は町被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について各関係部局に必要な調査を行わせる。

各関係部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し（局地激甚災害の指定を受ける必要がある場合は防災・危機管理部を通じ）、知事に報告する。

知事は、調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力するため、災害発生後迅速かつ正確に公共施設等の被害情報を把握するための体制を整える。

【資料編P32 **資料 40** 激甚災害基準】

2 激甚災害指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申することとなっている。

町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害法に基づく激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。

第4節 復興計画の作成

まちづくり推進課

■基本事項

1 趣旨

地震・津波により被災した住民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、住民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。

2 留意点

(1) 復旧・復興の基本方向の決定

町及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、または更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

(2) 復興による災害に強いまちづくり

町及び県は、地震、津波による被害を受けた被災地について、災害に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行うものとする。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないう、津波災害特別警戒区域等による土地利用や建築制限等を行うことについても検討する。

また、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）・避難路及び避難階段等の避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とする。

(3) 迅速な意思決定等の必要性

地震・津波発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に地震、津波復興対策本部の設置、地震、津波復興方針・計画の策定、関連事務手続き等を実施することが必要である。

(4) 事前復興対策の実施

地震・津波復興では、災害発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があるため、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておけることや対応できることについては、復興事前対策として実施しておくことが必要である。

(5) 国、県、町間の密接な連携

地震・津波復興は、国、県、町の密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、県、町間の十分な調整作業等が重要であり、また、復興にあたっての財源の確保等においては、国との調整等が重要であるため、国、県、町間が密接に連携することが必要である。

(6) 民意の反映

地震・津波復興を進めていく際には、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至るまで、住民の意見を十分反映させていくことが必要である。

3 活動項目リスト

- (1) 基本方向の決定
- (2) 事前復興対策の実施
 - ア 復興手順の明確化
 - イ 復興基礎データの整備
- (3) 災害復興対策本部の設置
- (4) 災害復興方針・計画の策定
 - ア 災害復興方針の策定
 - イ 災害復興計画の策定
- (5) 災害復興事業の実施
 - ア 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施
 - イ 災害復興事業の実施

■対 策

1 基本方向の決定

災害の発生後、町は、復旧・復興についての基本的な方向を早急に決定するとともに、「激甚災害」の指定を受けた場合は「激甚災害法」の規定を踏まえて、適切な復旧計画を実施することとする。

すなわち、災害の発生後、町は、被災の状況、地域の条件、関係者の意向等を勘案して、迅速な原状復旧を目指すか、あるいは災害に強いまちづくり、さらに町の目指す将来都市像である「幸せ無限大・不幸ゼロのまち 大洗」の実現を踏まえた計画的復興を行うかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。また、必要と考えられる場合には速やかに、災害復興対策本部の設置、基本方向に沿った復興計画の作成、関連事務手続き等を行うこととする。

なお、復旧・復興にあたっては住民の意向を十分尊重し、町と住民との協議により計画的に事業を進めるものとする。また、復旧・復興の推進のために、県や国の協力を求めるものとする。

2 事前復興対策の実施

災害復興では、災害発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要がある。しかし、被災後の混乱期には、これらの作業が錯綜して円滑に行えない可能性があることから、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておくことや対応できることについては平常時から復興マニュアルとして整備しておく。

(1) 復興手順の明確化

町は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにしておくものとする。

(2) 復興基礎データの整備

町は、復興対策に必要な測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努めるものとする。

3 災害復興対策本部の設置

町は、被害状況を速やかに把握し、地震、津波災害復興の必要性を確認した場合に、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

4 災害復興方針・計画の策定

(1) 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、町民代表、行政関係職員より構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

なお、災害復興を進めていく際には、この復興方針策定の段階はもとより、次に述べる復興計画の策定から復興事業・施策の展開に至るまで、住民の意見を十分反映させていく。

(2) 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して、具体的な災害復興計画の策定を行う。復興計画は、その範囲をどのように設定するかによって、大きく広義と狭義の2タイプが考えられる。前者（広義）は、町の総合計画的な性格を持ち、都市整備、産業、福祉等の多岐にわたる領域での施策を復興計画として取りまとめるものであり、本町のイメージ実現に向けた計画的復興といえる。一方、後者（狭義）の復興計画は、都市整備に限定したものであり、さらに被災地域全体を対象とするものと、個別の被災地区別に取りまとめるものに分けられる。本町において復興計画を作成するとした場合、このような計画のタイプを明確にし、事業手法、財源確保、推進体制に関する事項を含めた、適切な内容により構成するものとする。

本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

5 災害復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

ア 建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定

県は、建築主事を置かない市町村において、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行い、その旨の告示を行う。

イ 被災市街地復興特別措置法上の手続き

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2) 災害復興事業の実施

災害復興は、町と県及び国との密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、県との間の十分な調整作業等が重要であるため、県及び国との密接な連携の下に事業を推進する。

ア 被災市街地復興推進地域の指定

町は、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条の規定により、都市計画区域内に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限を行うことができる。被災市街地復興推進地域の決定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。指定の要件は次のとおりである。

- (ア) 大規模な火災、地震、津波その他の被害により当該区域内で相当数の建築物が滅失したとき。
 - (イ) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用動向等から見て不良な街区の環境が形成される恐れがあること。
 - (ウ) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、その他建築物若しくは建築敷地の整備またはこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。
- イ 専管部署の設置
- 町は、災害復興に関する専管部署を設置する。
- ウ 災害復興事業の実施
- 町は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、県及び国と連携して災害復興事業を推進する。